

**令和6年度第1回**  
**高知県子どもの環境づくり推進委員会**

**高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）**

**進行管理シート**

- ・ **全事業（プラン1～プラン13）**

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	1	環境学習推進事業	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成(H25～H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。(令和3～7年の5年間で) ・令和4年度:8名の認定者(令和3・4年度で計13名)	○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:6校(実施校) 須崎市(上分小) 構原町(構原小) 津野町(葉山小、精華小、中央小、葉山中) 青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:5団体 黒潮町 地域の応援隊 和 社会福祉法人ぶらうらんど 高知県青年団協議会 大川村 ○森林活用指導者育成事業 (令和21・11/11・1/27・2/13) ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修・身近な自然をフィールドとした体験活動や資料を使ったものづくり体験 ・学校林等を活用している幼稚園や学校の現地視察及び実習	○自然体験型学習事業 ・令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、前年に比べ、実績校(団体)は増加したものの、計画した実施校(団体)数には届かなかった。 ○森林活用指導者育成事業 ・受講者:11名(単発受講含む) ・主な参加者 地域おこし協力隊 集落活動センター 黒潮町 青少年センター 高知市工石山青少年の家 高知大学 ・受講者が、各地域で活動できるように各市町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げていけるきっかけ作りを努めた。また、昨年度参加できなかった研修に参加し、全て受講したことで修了者となった方もいた。 ・修了者:4名	【事業移管】○自然体験型学習事業 ・林業環境政策課が実施している、山の学習支援事業「宿泊型学習支援」に事業を移管。(事業番号33) 【拡充】○森林活用指導者育成事業 ・地域の森林等、身近な自然環境等を活用し、保・幼の園児、小・中・高の児童生徒を対象に体験を中心とした自然体験学習や森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:上記の人材育成研修を修了した者を40名以上育成する。(令和3～9年度まで) ・令和3～5年度修了者の計:16名 ・令和6年度から修了者を対象としたフォローアップ研修を実施する。
生涯学習課	2	青少年教育施設振興事業	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子ども大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用率は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子ども大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用率が増加している。  県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特徴やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。  ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○主催事業の実施 ・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ5類移行後においても安心して参加できる事業の実施を図る。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 ・青少年センター 13校 ・幡多青少年の家 14校(延べ)  ○不登校対策事業の実施 ・青少年センター 6回(延べ34人参加) ・幡多青少年の家 6回(延べ60人参加)  ○広報活動の実施 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・地元ケーブルテレビでの事業紹介 ・地元教育委員会への事業説明  ○広報活動の実施 ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	○主催事業の実施 ・青少年が体験活動を通し、仲間や親子との協力のもと、達成感や感動を共有することで豊かな人間関係の構築や自主性の醸成を図れる事業を行っている。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 ・本来、宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導での研修実施も増えている。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、宿泊を伴う共同生活の中での体験を通して、協力の大切さ等を学び、人間関係づくりがより深く行えた。  ○不登校対策事業の実施 ・新型コロナウイルス感染症による中止もなく、参加者が安心して活動ができる「居場所」で主体的に活動する様子が見られた。  ○広報活動の実施 ・チラシ等の発送、校長会での事業説明、地元ケーブルテレビでのPRなど、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 ・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつ安心して参加できる事業の充実を図る。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。また、学校のニーズを踏まえ、事業の効果を発揮できる学習プログラムの一層の充実を図る。  ○不登校対策事業の実施 ・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。  ○広報活動の実施 ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	
保健体育課	3	幼児期の身体活動推進事業 【R1廃止】	神経系の発達が著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくる身体の育成を図る。							
業務衛生課	4	動物愛護体験事業	動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。	○動物愛護教室の募集をしても、希望者が少ないため、毎年、20回程度開催できるよう広報していく。	○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育てていくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつなげる。	○動物愛護教室を毎年20回程度開催する。  ○開催数を増やす広報等を継続する。 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。  ○動物愛護推進員への協力依頼を継続する。	○動物愛護教室の開催 ・9校(281名)	(評価・課題)  ○評価 ・対象者が低学年と限られていることや動物愛護推進員の減少などから、昨年度より開催校が減少した。  ○課題 ・動物愛護教室に協力していただく動物愛護推進員の固定化と減少が見込まれる。	○開催数を増やすように広報等を継続する。 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。  ○動物愛護推進員への協力依頼を継続する。	
子育て支援課	5	子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわいくら」夏休み号) 【R1廃止】	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるように、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。							
文化国際課	6	友好姉妹都市学生等交流推進事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。	○次世代を担う若い世代の国際交流の推進	○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める	○高知県側は実施主体である(公財)高知県国際交流協会、文化国際課に加えて教育委員会と連携し、派遣・受入を行う。  ○派遣・受入を行った学校が、継続して国際交流の推進に取り組む意識を持つよう促す。	R4の課題を受け、受入を行った窪川高校の学生を全羅南道へ派遣、和順高校と交流し、韓国側の文化の体験や田内千鶴子氏のゆかりの地を実際に訪れてもらう予定。  ○8/24～30に窪川高校の学生が韓国全羅南道を訪れ、青少年交流を実施 ・派遣者8名(高校生5名、通訳1名、引率者2名) ・主な訪問先 →全羅南道庁、ナマク高校、木浦共生園(田内千鶴子氏ゆかりの地)、順天大学校、コンドン天使壁画村、和順高校、木浦近代歴史館	・県内の学生が全羅南道を訪れ、道民と交流することは、それぞれの文化の相互理解につながり、今後の2国間の交流の活性化につながっていくことが期待される。 ・田内千鶴子氏に係る学習を通じて、両県道の交流の歴史を学ぶことができた。	・全羅南道の学生派遣を県で受入予定	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
自然共生課	7	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。 また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 50人(累計)	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,500人以上) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、受講者数20人以上) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○こどもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展 ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○環境学習講師の紹介、派遣件数:81件(受講者数:2,221人) ○生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座:2回(受講者数:計15名) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○こどもエコクラブ交流会の開催 ○環境学習プログラムを活用した環境学習の受講者数:111名(R5年度までの目標値:100名) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の受講者数:739名(授業数:のべ23回) ○R6.3.17「こどもエコ活交流会」開催(参加:31名) ○地域イベントへの出展(6回) ○(1)ホームページによる情報提供(イベント情報:216件、募集・お知らせ:26件、助成金情報:58件) ○(2)メールマガジン、SNSによる情報提供 ・メールマガジン登録者数(1,051名) ・Facebook(70回、776名)、Instagram(79回、126名)、X(21回、6名)	○環境学習講師の紹介、派遣 ・派遣先の傾向としては、未就学児、小学校向けの講師紹介・派遣が多い ・脱炭素など社会問題に対応できる講師人材の拡充も必要 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数は目標を達成 ・登録リーダーの活動地域が高知市に集中しているため、高知市以外の地域で活動できる登録リーダーを増やすことが課題	○環境学習講師の紹介、派遣 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座の開催 ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○こどもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展 ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信
自然共生課	8	牧野植物園管理運営費(企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、プログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたい。効果的な広報を実施する。	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乘ろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付した(330校に対し4回) ○学習プログラム実施のための新園地を広報した ○キッズラボプログラムに関する広報物を約3ヶ月ごとに制作して、県内の児童館・児童センター約30施設へ送付した	○新園地での学習プログラムを開始し、各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R3 18,981人 → R4 25,685人 → R5 35,738人 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(330校に対し4回) ○県内の児童館・児童センターに配布するなど、対象や興味をしょり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のためのふむふむ広場利用を広報し、学校の校外学習利用につなげる
生涯学習課	9	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30放課後子ども総合プラン推進事業)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(89)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 2市町4箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・出前講座実施回数 135件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回(防災、発達障害理解、実践発表、防犯)7~1月 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 6~7月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR4:97.2%からR5:98.8%と増加し、高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ187(89)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成4箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 学び場人材バンクの活動 (5) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 11回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月
生涯学習課	10	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)	※再掲(1番)
生涯学習課	11	長期宿泊体験活動推進事業【R1廃止】	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。							
生涯学習課	12	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)
政策企画課	13	薩長土肥連携青少年交流事業	薩長土肥4県の高校生が幕末維新期の偉人やその志などを学び、相互に交流することにより、自らの郷土への愛着と誇りを育むとともに、物事を多角的にとらえることのできる広い視野と高い志を持って地域や日本をリードする人材を育成する。 年1回、鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県が持ち回りで宿泊研修を行う。 今年度(R5年度)は高知県で開催。	○本県開催に向けた準備を着実に進める。 ○事業の認知度が低く、参加者獲得が難しいため、広報を積極的に行う必要がある。	○青少年交流事業を通して薩長土肥4県の連携が着実に進み、他の事業における連携も図られている。 ○事業の実施が、参加した高校生にとって将来のビジョンを考える一つのきっかけとなっている。	○薩長土肥4県において、連絡、調整を密に行いながら、取り組みを着実に進める。 ○事業の広報を積極的にを行い、認知度の向上につなげる。 ○参加した高校生の感想や意見を取り入れながら、より内容の濃いものにしていく。	R5.10.7~10.9 高知県内で青少年交流事業を開催予定	○鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県から計39名の高校生が高知県に集まり、フィールドワークやグループワークを通じて自らの将来や地域・日本の未来について考える宿泊研修を行った。 【視察先等】 ・牧野植物園 ・坂本龍馬記念館 ほか 【グループワークテーマ】 4県でつながってできる魅力的なプランを考えよう	○事業終了後のアンケートにて、参加した高校生全員から「とてもよかった」「よかった」の評価をいただいた。 ○開催県としての課題は、R6年度開催県に引き継ぎ、次回の事業がよりよくなるようサポートを行う。	R6.11.2~R6.11.4 山口県で青少年交流事業を開催予定。 高知県からは県下の高校生10名を募集し参加予定。

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
歴史文化財課	14	県立坂本龍馬記念館(教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○県内市町村の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度を上げるよう努める ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施)	○出前授業 ○夏休み・りょうま工作教室	○出前授業 <当館の学芸員による出前授業> ・県内 8校(13回) 331人参加 ・県外 2校(2回) 120人参加 ・ズーム遠隔学習(県内) 1校1回 20人参加 <当館の元学芸員による出前授業> ・県内 1校(1回) 88人参加  ○夏休み・りょうま工作教室 8回開催、69人参加	○出前教室 ・小学校等と児童クラブも対象として活動の場を広げ、坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習の充実を図った。 ・昨年度に引き続き、県外2校(東京都品川区)での出前授業を実施した。 ・来館日前にズームを活用した事前学習として遠隔授業を試行的に実施した。  ○夏休み・りょうま工作教室 ・作業を楽しみながら坂本龍馬や幕末について知識を広めることができるよう取り組みを行った。	○出前授業 ○夏休み・りょうま工作教室
文化国際課	15	県立文学館(教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャースポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むことができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むよう、機械の充実を図る	小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施することにより、文化や文学に親しむ子どもたちを育てる。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン	○児童生徒文学作品朗読コンクール:地区審査3回、県審査1回、出場者111人、一般106人 ○おはなしキャラバン:館内公演12回、館外公演28回、参加者1,746人	○朗読コンクールは学校単位での申し込みが原則だが、今回新しい試みとして、新聞で参加者を募集したところ3名の応募があった。わずかではあるが、朗読に興味を持つ児童生徒へのアプローチができた。また、中学生の参加者減少が顕著となっており、参加したくなる魅力的な仕掛けを検討していく。  ○おはなしキャラバンは、土佐民話の紙芝居や絵本の読み聞かせなどを通して楽しい充実した時間をカルチャー・スポーターとともに提供した。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン ○学校(団体回覧)の受入 ○高校生サポーターの創設
歴史文化財課	16	県立高知城歴史博物館(教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。	○子供向け体験型講座の開催等により、子どもたちに歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出前授業や見学の受け入れ等を行う。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業	○みるきくさわる 日本の町 5/5 22人 和菓子作りを体験しよう 11/3 10人 ○夏休み工作教室 型染でオリジナルバッグを作ってみよう 8/5・8/19 25人 ○わくわく探検高知城 7/23 11人 ○夏休み自由研究応援企画 7/29・8/6 6人 ○博物館をたんけん7つの謎をときあかさう 3/2・3/3 10人 ○学校見学の受入 85校 3,347人 ○スクール・ミュージアムバス事業(バス費用補助事業) 14校(小学校10校、中学校1校、高等学校3校) ○学校への出前授業 1校 21人 ○フィールドワーク学習への協力 高知城案内 4校 167人(来館見学とともに、高知城の案内を実施したのは、14校、648人) ○教材資料の貸し出し、教材シートの提供 教材資料の貸し出し 3校 教材シートの提供 34校 ○職場体験学習の受入 中学校 2校 8人 義務教育学校 1校 1人 高等学校 1校 2人 ○博物館実習生の受入 大学生 6大学 12人 ○子ども向けを意識した企画展の開催(夏休み)	○子ども向けの体験行事では、子どもたちの主体的・積極的な参加を促すため、クイズ形式や対話型の進行を取り入れ、実施方法に工夫を凝らしている。引き続き、より良い博物館体験を子どもたちに提供できるよう、職員の意識を高めていきたい。  ○学校団体の受け入れでは、県内・県外から多くの学校が来館されている。引き続き、多くの学校に来館していただけるよう、来館時の学習内容や体験プログラムの内容をより充実させていきたい。  ○博物館での開催行事全般に関して、中学生・高校生の参加が少ない点が課題であり、中高生向けの行事なども、今後は検討していきたい。	○子供向け体験型講座 ○みるきくさわる ○夏休み工作教室 ○わくわく探検高知城 ○夏休み自由研究応援企画 ○学校見学の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業 ○フィールドワーク学習への協力 ○教材資料の貸し出し、教材シートの提供 ○職場体験学習の受入 ○博物館実習生の受入 ○企画展(地震災害展)に係る学校との連携
歴史文化財課	17	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中高生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○職場体験の受入 ○博物館実習の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 解説、ビデオ視聴 自由見学 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	○職場体験を2名(南国市立北陵中学校、4/25~27)の受入実施  ○博物館実習生を3名(高知大学2・淑徳大学1、8/20~27、うち1日は休み)を受け入れた  ○ワクワクワークを計6回(5/14、5/21、6/11、7/22、7/23、8/6)実施し、101名が参加した  ○派遣授業(出張体験学習・出前授業)は、6/6高知市立高須小学校(100名)、8/4高知市立神田小学校(121名)、8/15高知市立江ノ口小学校(30名)、11/14南国市立岡豊小学校(31名)、12/26南国市大篠小学校(30名)、1/5香美市立楠目小学校(65名)の計6校に対して行い、377名が参加した  ○体験学習は、4/25高知市立昭和小学校(82名)、5/2高知市立大津小学校(87名)、6/29南国市立福生小学校(27名)、11/16南国市立岡豊小学校(34名)の計4校226名が来館し解説等を受けた  ○学校教育活動支援事業は、来館した4校のうち、昭和小学校と福生小学校2校(116名)が利用した  ○授業応援教材の開発 なし  ○調査・調べ学習の支援 なし	○職場体験の受入 ○博物館実習の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 解説、ビデオ視聴 自由見学 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
文化国際課	18	県立美術館(教育普及事業)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童・生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト「ひびのこづえのワードローブ展」	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 7件(180人参加) ②出前クラシック教室 7件(315人参加) ③出前演劇教室 2件(68人参加) ④ミュージアムバスツアー5回・5校(304人) ⑤学校見学の受入28回・22校(1,472人) ○高知サマープロジェクト(R5.7.29~9.24)「ひびのこづえのワードローブ展」6,656人	○スクールプログラムは、一定の利用があったがさらなる利用促進に向けて、県内各地域の学校関係者に対してプログラムの周知、呼びかけを行う必要がある。 特に、ミュージアムバスツアーについては、他館と連携しながら活用を促していく必要がある。 ○高知サマープロジェクトとしては6回目となる「ひびのこづえのワードローブ展」を開催し、多くの参加があった。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト(R6.7.8~9.14)「Color lab 色の実験室」	
スポーツ課	19	「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業) 【R1廃止】	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。								
生涯学習課	20	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。	○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分になされていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○活動全般において子ども達の積極的な参加を促す。	○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。	○フィールドワーク等、体験を通じて郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むように促すことで、教育大綱に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成」の実現を目指す。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通じて子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	○ふるさと教育推進事業費補助 ＜土佐史談会＞ ・出前講座等の実施 ＜高知県連合婦人会＞ ・子どもによるお遍路さんの接待等	(1)「史談会講座」 ・8回開催 参加者延439名 (2)「歴史散歩」 ・郷土歴史散歩25名 ・市内歴史散歩 次年度に延期 (3)「高校出前講座」39名 (4)「小学生と婦人会によるお遍路さんへのおもてなし体験活動」計71名参加	○史談会講座の参加者については、増加傾向にある。また、高校出前講座についても、毎年、継続して実施しているが、自主的な活動につながるためにPRしていく必要がある。 ○小学生と婦人会のお遍路さんへのおもてなし体験活動を通して、継続した取組が行われている。今後も小学生と婦人会とが協力しながら、おもてなしの精神を学び、他者を思いやる心の醸成に繋げる。	○史談会講座を継続することで、ふるさとへの理解を深め、郷土愛を育むためのふるさと教育の推進を図る。また、体験を通して郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むことに繋げる。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通じて子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	
生涯学習課	21	地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村214本部292校(うち、県立校9本部9校、高知市54本部54校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月~) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月~) ・学校地域連携推進担当指導主事の協議(5回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12~1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村218本部296校(うち、県立校9本部9校、高知市58本部58校) ※補助対象は高知市除く (2)市町村等訪問 適宜 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・地域コーディネーター研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部・高知市×各1回開催(10~2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催(10月) ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月~) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月~) ・学校地域連携推進担当指導主事の協議(5回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間495回)	○地域学校協働本部の設置は、R5に100%となった。コロナの5類移行に伴い協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小:181校、中:89校、義務教育学校4校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ・H29-R5実績 小:181校、中:82校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村215本部287校(うち、県立校9本部9校、高知市58本部58校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・地域コーディネーター研修会 3回 (4)取組状況調査(9月) ・教育事務所地域連携推進担当指導主事の配置(1名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月~) ・教育事務所地域連携推進担当指導主事との協議(3回) ・市町村への訪問活動	
生涯学習課	22	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
歴史文化財課	23	高知県立埋蔵文化財センター (出前考古学教室事業)	埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。	○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討・募集 3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度~令和4年度)	○出前考古学授業 対象:県内の小学校等60校程度 前期:5月~7月 後期:9月~2月 出土遺物や資料を持って出向き、埋蔵文化財に関する展示や火起こし等の体験を行うことにより、地域の歴史に興味関心を持ってもらう機会を作る。 実施校:67校 参加者数:2,392名 前期は主に学校の授業を対象として行い、後期は学校での学年行事や親子行事のほか、各種団体等も対象として実施した。	○出前考古学授業 前期(5月8日~7月13日) 実施校:48校 参加者数:1,620名 後期(9月3日~2月27日) 実施校:19校 参加者数:772名 R5合計 実施校:67校 参加者数:2,392名 前期は主に学校の授業を対象として行い、後期は学校での学年行事や親子行事のほか、各種団体等も対象として実施した。	地域の遺跡を紹介し、出土した土器等の実物による講座や説明のほか、体験活動の勾玉づくりと火起こし体験も好評であった。 実施後のアンケートには、遺跡や遺物、体験学習を通して、地域の歴史に興味を持ち、昔の人の知恵や技術に感心する感想が多くみられたことは、事業成果としてあげることができる。	○出前考古学授業 対象:県内の小学校等80校程度 前期:5月~7月 後期:9月~2月 出土遺物や資料を持って出向き、埋蔵文化財に関する展示や火起こし等の体験を行うことにより、地域の歴史に興味関心を持ってもらう機会を作る。 学校の授業以外にもPTA活動や学校行事、公民館や各種団体等などの活動でも実施する。	

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
歴史文化財課	24	高知県立埋蔵文化財センター(公開講座事業)	市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。	○公開講座事業を通じて、県民の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結  9・10月 次年度の取組の検討・募集  3月 次年度の計画の決定  (指定管理機関：平成30年度～令和4年度)	考古学講座 ○考古学のいろは(1回) ○山城の知識(1回) ○高知の発掘最前線(3回) ○高知の発掘最前線(69名) ○考古学研究の世界(2回) フィールドワーク ○史跡ツアー(1回) ○土佐の山城歩き(1回) ○高知の遺跡探訪(1回) 体験教室 ○古代ものづくり体験教室(19回) ○親子考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(1回)	考古学講座 ○考古学のいろは(25名) ○山城の知識(31名) ○高知の発掘最前線(69名) ○考古学研究の世界(36名) フィールドワーク ○史跡ツアー(25名) ○土佐の山城歩き(24名) ○高知の遺跡探訪(16名) 体験教室 ○古代ものづくり体験教室(265名) ○親子考古学教室(1,079名) ○まいぶんセンターまつり(407名)	講義形式の考古学講座は、考古学や歴史に興味のある大人が参加者の中心であるが、フィールドワークには保護者を伴っての児童の参加も見られる。ものづくり教室などの体験講座は、家族での参加が多く、申込開始からすぐに定員を満了するほど人気がある。参加した保護者からは、ものづくり体験で子どもの成長が感じられるという声があり、子どもだけでなく保護者も遺跡や歴史に興味を持ち、他の行事への参加につながるなどの成果がある。	考古学講座 ○考古学のいろは(1回) ○高知の発掘最前線(2回) ○考古学研究の世界(3回) フィールドワーク ○史跡ツアー(1回) ○土佐の山城歩き(1回) ○高知の遺跡探訪(1回) 体験教室 ○古代ものづくり体験教室(19回) ○親子考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(1回)
文化国際課	25	県立県民文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等)	親子で楽しめる上映会、児童や青少年を対象としたワークショップやアウトリーチ、演奏会や舞台公演を実施する。	○0歳から5歳ぐらいまで(未就学児)のこどもたちは成長の個人差が大きいため、年齢制限の境目設定が難しい。また内容についても理解の個人差が大きいため平準化が難しい。 ○こどもだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが大きい。	○児童生徒に対して質の高い芸術文化に触れる機会を提供する。	○親子で楽しめるコンサートや映画の上映、こどもたちを対象にした演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	【鑑賞事業】 ○たぶんこれ銀河鉄道の夜 ○marasy piano live tour ○ベースギャング ○ウルトラマンステージ ○恐竜パーク ○絵本DEクラシック ○ザ・ブリーズ・アドベンチャーズ ジブリの思い出がいっぱい ○りすん(演劇公演) ○ヨーロッパ企画第42回公演 ○燐光群「わが友、第5福竜丸」(演劇公演) ○YOAHA高知公演 ○県文シネマ日和こども映画館他 【普及事業】 ○高校演劇の技術指導 ○アウトリーチ事業 ○児童生徒向けワークショップ ○こうちこども音楽プロジェクト ○高知ジュニアオーケストラの育成 " 第11回定期演奏会 " 施設外演奏会	【鑑賞事業】 ○たぶんこれ銀河鉄道の夜 ○marasy piano live tour ○県文シネマ日和43 四畳半タイムマシンブール ○ベースギャング ○西川きよしのプレミアム大感謝祭 高知公演 ○ULTRAMAN NEW GENERATION THE LIVE スターズ編 ~未来へ繋ぐ戦士たち~ in 高知 ONON STYLE LIVE 2023 ~おもてうら~ in 高知 ○県文シネマ日和Vol.49 高知こどもの映画館2023 ○絵本 de クラシック~ピノキオの冒険~ ○キーウ・クラシック・バレエ 白鳥の湖 ~全2幕~ 高知公演 ○ザ・ブリーズ・アドベンチャーズ ジブリの思い出がいっぱい ○「りすん」クリエイションツアー(演劇公演) ○ヨーロッパ企画第42回公演「切り裂かないけど攫(さら)いはするジャック」 ○澤ファミリーによる「こころ」と「いのり」のコンサート ○燐光群「わが友、第5福竜丸」(演劇公演) ○知的・発達障がい児(者)にむけての劇場体験プログラム 劇場って楽しい!!2024 in 高知 映画体験「若おかみは小学生！」 ○現代サーカスCIRQUEWORK「YOAHA」高知公演  【普及事業】 ○ベースギャングワークショップ ○高校演劇夏期舞台技術講習会 ○西川智也クラリネットワークショップ ○三遊亭歌彦 学校落語 本山町児童クラブ ○三遊亭歌彦 学校落語 三原小学校 ○二人で喫茶展 ○「たいがーりー」片想い系妄想発明展×「橋村 政海」おかしなアート展 ○珠玉の名曲コンサートin四十万町 ○珠玉の名曲コンサートin土佐清水市  【高知ジュニアオーケストラ】 ○育成 ○第11回定期演奏会 ○施設外演奏会 こうち環境博オープニング演奏	○予定していた恐竜パークは日程が調整できず今回は見送りとした。  ○新型コロナウイルスは収束し、公演・イベントも中止することはなくなり実施本数も増えた。しかし習慣が変化している傾向があり、興味関心も現状は観光・飲食に向いている。一度遠のいてしまった顧客対象が戻ってきていないと思われる。そのような中でも、計画以上に子どもも楽しめる事業を企画実施し、学生料金の券種を設定、少しでも安価に鑑賞できるように努めた。また、本番日を迎えても、客席に余裕があるようであれば、親和性が高い部活へ割引料金や招待の案内を出すようにしている。  【特記事項】 ○「ザ・ブリーズ・アドベンチャーズ ジブリの思い出がいっぱい」=文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金が採択され、18歳未満を対象に無料招待した。 ○県文シネマ日和Vol.49高知こども映画館2023 =ロビーにて「ソートロープ」作るワークショップを開催 ○ベースギャング・西川智也クラリネットのワークショップは本公演と関連づけたイベントで、ワークショップ参加者は本公演にも来場した。 ○「たいがーりー」片想い系妄想発明展×「橋村 政海」おかしなアート展は9日間で1,630人を動員、多くの子ども達が集まった(入場無料)	【鑑賞事業】 ○サイエンスエンターテイナー京乃はる先生とババの福岡亮治先生によるスーパーサイエンスショー 観て、体験して、楽しく科学を学んでみよう！ ○県文シネマ日和Vol.60 「映画 おかあさんといつしょ すりかえかめんをつかまえる！」 ○Osaka Shion Wind Orchestra ドラゴンクエストコンサート in 高知 吹奏楽による「ドラゴンクエストIV」「ドラゴンクエストV」「ドラゴンクエストVI」※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金が採択 ○高知地域連携インクルーシブアートプロジェクト 梶原徹也のリズム遊びワークショップ 手作り打楽器(ガムテープ太鼓)をつくろう！ ※子ども向けだが、対象は障がいを持った子に限定 ○みきくらのかい「陽だまりの樹」 ○少年王者館「それいゆ」※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金採択 ○ヨーロッパ企画第43回公演「来てけつかるべき新世界」 ○吉本新喜劇 ○ハイハイ「手」 ○能meets能※文化庁の「子供鑑賞体験支援事業」助成金採択  【普及事業】 ○KOCHIオープン「リハ」フェスティバル ○三遊亭歌彦 学校落語 大槻小学校 ○三遊亭歌彦 学校落語 土佐清水市内小学校5校  【高知ジュニアオーケストラ】 ○育成 ○第12回定期演奏会 ○施設外演奏会
文化国際課	26	県立美術館(教育普及事業) ※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)	※再掲(18番)
文化国際課	27	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。	○受講対象者を小学生(1年~6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。	○県南米研修員や在住外国人に講師として参加してもらい、外国人住民の活躍の場・県民との接点を作り多文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。	○外国人住民や県南米研修生に講師となってもらう、毎年2~3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。	R4と同じく2回ほど実施予定。テーマは未定。  ○「中国の文化を学び、ランタンを作ろう！」を開催 ・日時 令和5年8月15日 ・場所 高知県国際交流協会ラウンジ ・参加者数 12名	工作を通じ、中国の文化について楽しく学んでもらうことができた。	1~2回実施予定。テーマは未定。	
文化国際課	28	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。	○全羅南道との児童交流事業を着実に進める。 ○若い世代の国際交流の促進。	○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が着実に進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童が増えている。両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める。	○県と包括協定を締結しているJAL全羅南道と連携しながら、児童交流事業を着実に進める。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童の増加につなげる。	現時点ではR5での実施予定無し(JALに確認済)	実施せず	現時点ではR6の実施予定無し。	

子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
文化国際課	29	「まんが教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	〇県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化)	〇17回開催388名受講(6/13、6/20、7/4、7/21、7/24、7/25、8/24、9/15、9/21、9/26、10/6、11/7、11/9、11/24、11/30、12/8、12/14)	【評価】 〇西部地区での開催が多かった。 〇開催校及び受講生徒から好評を得ておりピーターが増えている。 〇まんがの描き方を学ぶことが、国語教育(文章の起承転結など)にも活かされているという教員からの声がある。 【課題】 ・東部地区での開催を増やす。 開催したことのない学校・団体の新規開拓(広報や営業の強化)	〇県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、土佐山地区、春野地区に限る)を対象としたまんが教室を15回程度実施する。 〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体の新規開拓を目指す。(広報や営業の強化)
文化国際課	30	高知まんがBASE(まんが王国・土佐情報発信拠点施設)	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 ※令和2年度より、高知まんがBASE運営委託先にて実施。	〇県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 〇まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報	〇HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼	〇高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 〇令和5年6月～令和6年2月で全5回の講座を実施 〇令和6年3月にプロの漫画家による講評を行う	〇全5回の講座を実施(会場:高知まんがBASE) 〇最終受講者は8名(延べ受講者53名) 〇最終的に作品を提出した8名について、令和6年3月2日(土)に全国漫画家大会議(イベント)にてプロの漫画家5名による講評を実施	【評価】 〇11名中8名が最終作品を提出。プロによる講評と具体的なアドバイスを受けることができ、「まんが」による人材育成につながった。 【課題】 〇講座が中止になった場合のフォロー(WEB活用等) 〇通年の事業のため、講師の負担軽減が必要	〇高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 〇令和6年6月～令和7年1月で全5回の講座を実施 〇令和7年3月にプロの漫画家による講評を行う 〇今までは漫画家の先生に1年通して講師をお願いしていたが、負担を考慮して、内容によって講師を招待する形で実施(4名予定)	
スポーツ課	31	「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業) ※再掲(19番) 【R1廃止】								
中山間地域対策課鳥獣対策室	32	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。	〇野鳥や自然にふれあう機会が少なくなっていることから、親子で野鳥観察を行うなど、自然観察による愛鳥思想の普及啓発が求められている。	〇野鳥とのふれあい事業を通じ、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。	〇渡り鳥など野鳥の多い冬期に親子野鳥ふれあい教室を実施し、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間に合わせてポスター展を実施することで、年間を通して愛鳥思想の普及を図る。	〇愛鳥ポスター原画コンクールの開催 〇親子野鳥ふれあい教室の実施 〇愛鳥週間ポスター展の開催	〇愛鳥ポスター原画コンクールの開催 R5.9月審査実施。応募総数10校30点。うち1名が全国審査で入賞。 〇親子野鳥ふれあい教室の実施 R6.1月 鏡川河畔柳原・みどりの広場 参加人数 6組 21名 〇愛鳥週間ポスター展の開催 R5.5月 愛鳥ポスター原画コンクール前年審査入賞作品を掲示。	〇愛鳥ポスター原画コンクールについては、愛鳥週間ポスター展の掲示場所を、県庁ロビーからオーテピア高知図書館に変更したことで、県民の目にも触れる機会が増え、応募数が若干増となった。 〇親子野鳥ふれあい教室は、野鳥の鳥インフルエンザ感染事例の影響を受け、参加人数が減少した。 〇愛鳥週間ポスター展の開催	〇愛鳥ポスター原画コンクールの開催 〇親子野鳥ふれあい教室の実施 〇愛鳥週間ポスター展の開催
林業環境政策課	33	山の学習支援事業 ※1番(生涯学習課)の事業内容の一部を令和6年度から統合(宿泊型学習支援)	本県の豊かな森林環境を子供たちに気付けさせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育の推進の担い手となる木育指導員を養成する活動を支援する。	【山の学習支援】 ・事業を活用する市町村(学校)が固定化しており、実施団体の掘り起こしが必要 【山の一日先生派遣】 ・実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要 【木育指導員養成】 ・県内の木育指導は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成と併せて、保育園や幼稚園での活動の場の掘り起こしが必要	【山の学習支援】 〇5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 〇山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。 【山の一日先生派遣】 〇5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 〇山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 〇新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 〇木育指導員を派遣する回数 50回 〇地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名	【山の学習支援】 〇年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 〇山の学習総合支援事業を継続し、小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。 【山の一日先生派遣】 〇年間100回以上の派遣を実施する。 〇山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 〇当事業により、木育指導員の活動や養成講座等の実施を支援するとともに、木育指導員養成や活動に向けた課題や解決に向けた手段を共有することにより、活動の増加につなげていく。 〇木育指導員を派遣する回数 50回	【山の学習支援】 〇森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する。 【山の一日先生派遣】 〇次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する。 【木育指導員養成】 〇木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。 〇木育指導員養成のための入門講座等の導入	【山の学習支援】 〇年間88校、6,274人の児童に森林環境教育が実施された。 【山の一日先生派遣】 〇年間7,009人の参加者があった。 【木育指導員養成】 〇継続した木育指導員養成のために、入門講座等の導入だけでなく現場研修も導入し、のべ98名を養成した。	【山の学習支援】 〇森林環境教育を実施する小中学校数が増加した。 〇市町村や小中学校への働きかけにより、実施校数は増加しているが、市町村数は伸び悩んでいる。 【木育指導員養成】 〇継続した木育指導員養成のために、入門講座等の導入だけでなく現場研修も導入し、のべ98名を養成した。 【山の一日先生派遣】 〇木育指導員養成講座の2名の受講生が、山の一日先生の派遣を行う団体を新たに立ち上げ、活動を始めた。 〇団体数の増加に伴い、派遣回数、参加者が増加した。 〇現在活動中の派遣回数の少ない団体、新団体の活動の継続支援が必要。 【木育指導員養成】 〇現場研修の導入が、新団体への設立へと繋がった。 〇入門講座修了者のその後の研修と現場研修の強化が必要。	【統合】 【宿泊型学習支援(学校行事)】 〇学校行事として2泊3日以上森林環境教育を含む自然体験型学習を実施する小中学校等を対象に補助する。 〇事業実施校:10校 【宿泊型学習支援(学校行事以外)】 〇学校行事以外として1泊2日以上森林環境教育を含む自然体験型学習を実施する高校生以下の児童生徒を対象に補助する。 〇事業実施団体:10団体 【宿泊型学習利用促進(学校行事)】 〇(宿泊型学習支援(学校行事))において就学援助等を受けている児童生徒の食費を対象に補助する。
林業環境政策課	34	森林公園等管理運営費(南喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業)	親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。	平成27年度より、南喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施	〇児童生徒が参加するイベントの回数 南喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	〇児童生徒が参加するイベントの回数 南喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	〇南喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 81回 〇森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 131回	〇南喜ヶ峰森林公園は目標の30回以上の実績値で事業を行っている。 〇森林研修センター情報交流館は目標の100回以上の実績値で事業を行っている。	〇南喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 〇森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習	〇南喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習
林業環境政策課	35	緑化促進事業	郷土樹種を活用してモデル的な緑化を促進することで、県土の緑化を総合的に推進するとともに、良好な環境の形成と併せて、県民の「緑」に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動への参加につなげる。	県民が日常的に利用する公園や、公共施設、教育保育施設の緑化を進めていくことが必要	年間3か所の事業実施	〇4月頃要望調査、5月頃交付決定、9～10月頃事業着手、1～3月頃実績報告・検査	〇団体等が実施する、幅広い県民に利用される公共的空間等を郷土樹種を用いて緑化事業を支援する。	年間を通して、3箇所事業を実施した。	目標としていた年間3箇所の事業実施を達成する事業実施となっている。	郷土樹種を活用して、モデル的な緑化を促進することで、県土の緑化を総合的に推進するとともに、良好な環境の形成と併せて、県民の「緑」に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動への参加につなげる。

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
木材産業振興課	36	木の香るまちづくり推進事業(木育推進事業) 【R5廃止】	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。							
自然共生課	37	環境活動支援センター事業 ※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)	※再掲(7番)
自然共生課	38	牧野植物園管理運営費(教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進	○植物教室 押花教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」を実施した ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R3 18,981人 → R4 25,685人 → R5 35,738人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進
自然共生課	39	県立こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。	第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回ることであった。第四期については、5ヵ年通じての目標数の達成を目指す。	○目標年間利用者数23,000人	小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていけるよう、また一般の来園者についても県内から広く来ていただけるよう広報活動に取り組む。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・木工クラフト等 ・ネイチャーゲーム ・写真展 ○森と海の学校 ・木工教室 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木工クラフト体験等	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・木工クラフト等 ・ネイチャーゲーム ・写真展 ○森と海の学校 ・木工教室 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木工クラフト体験等	○クリスマスリースづくりや夏休みの宿題応援企画など児童に来園してもらえる自主事業を行い、目標年間利用者数25,000人を下回る24,367人に来園いただいた。 ○学校、保育所などの遠足等の受け入れ回数が近年減少しているため、一層の広報活動が必要である。 ○SDGs、温暖化対策を取り入れた学習に展開するなど、変化するニーズを想定した活動が必要である。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック等 ・森林学習 ・自然観察、外 ○森の学校 ・各種クラフト体験 ・野草、野鳥、昆虫等を学ぼう、等 ・グリーンアドベンチャー、外 ○森と海の学校 ・木工教室 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・絵本の読み聞かせ会、写真展等の開催など
防災砂防課	40	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施している。	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校	○こども達が家族や地域とともに土砂災害についての知識を学習し、啓発への取り組みを進めることが出来た。 ○土砂災害では、事前避難も命を守る為に有効であることから、避難についても意識向上に努めていく必要がある。	6/15 いの町立枝川小学校 10/12 土佐市蓮池小学校 10/20 土佐市宇佐小学校 10/26 四万十市八東小学校
港湾・海岸課	41	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施している。	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校	6/18 土佐市立高石小学校	・津波対策に関する情報等を知らない参加者も見受けられた。 ・今後も津波防災学習を実施し、若い世代から災害に関する知識や身の守り方を身につけてもらえるよう取り組みを続けていく。	6/15 いの町立枝川小学校 10/20 土佐市立宇佐小学校 10/26 四万十市立八東小学校
小中学校課	42	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進め、外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援	○令和5年度高知県教育文化祭 ・高知市小・中連合音楽会 前期:6月17日(土) 後期:1月27日(土) ・吹奏楽コンクール 7月29日(土)~31日(月) ・唱歌コンクール(合唱) 8月2日(水) ・器楽コンクール(ピアノ) 8月20日(日) ・唱歌コンクール(独唱・重唱) 9月10日(日) ・高円宮杯全日本中学校英語弁論大会高知大会 9月23日(土) ・定時制通信制生徒生活発表会 10月6日(金) ・吹奏楽祭 10月9日(月) ・高等学校生徒理科研究発表会 10月22日(日) ・高校英語ディベート大会 10月22日(日) ・高知県小中学生科学発表会 10月28日(土) ・児童生徒発明くふう展 11月9日(木)~11日(土) ・高吾地区小中学校音楽会 11月10日(金) ・幡多地区小学校連合音楽祭 11月11日(土) ・高知県中学・高校英語弁論大会(中学の部) 11月11日(土) ・香美・香南小中学校音楽会 11月17日(金) ・高知県中学・高校英語弁論大会(高校の部) 11月19日(日) ・器楽コンクール(独奏・重奏・合奏)11月23日(木) ・特別支援学級・学校児童生徒作品展 11月30日(木)~12月2日(土) ・器楽・唱歌コンクール記念演奏会 12月26日(火) ・小砂丘賞表彰式 1月27日(土) ・美術教育総合展 2月14日(水)~18日(日)	○新型コロナウイルスが5月に第5類に移行したことにより、今年度は全行事を通常開催の形式で実施できた。 ○コロナ禍の3年間の沈滞した状況から完全に復活したとは言えず、多くの行事において参加者が減少した。一方、保護者や外部の方たちが自由に行事に参加できた点については、好評であった。 ○若年教員の大量採用が続いており、教育文化祭の行事を知らない教員が増えている。子どもたちが文化面で輝く場を維持するためにも、各団体の支援や周知の機会を増やしていく必要がある。 ○高知県教育委員会のYou Tubeチャンネル(とさまなチャンネル)で取組を紹介したことで、保護者や外部の方たちにも関心を持っていただける機会となった。	○子どもたちの教育・文化芸術活動の活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援 ○広報活動の工夫

■子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
								<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年読書感想文・画コンクール表彰式 2月23日(金)</li> <li>・こども県展 2月27日(火)～3月3日(日)</li> <li>・紙上書道高知展 10月20日(金)読売新聞高知版</li> <li>・小中学校作文コンクール高知県審査 11月12日(日)読売新聞高知版</li> <li>・高知県教育委員会YouTubeチャンネルに取組 を掲載</li> </ul>		

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
高等学校課	43	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。								
生涯学習課	44	環境学習推進事業 【R6から削除】	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。								
生涯学習課	45	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)
広報広聴課	46	県庁見学	県民に県庁の仕事を身近に感じていただくために実施する。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の随時受け入れ	○高知市立旭小学校(6年生65名と引率4名 計69名) ○高知市立五台山小学校(6年生14名と引率2名 計16名) ○黒潮町立南郷小学校(5年生11名と引率3名 計14名)	○学校の希望に添う内容で県庁見学を実施することができた。 ○今後も、県庁見学を実施し、子ども達が県庁や県政、そして、ふるさと高知県に関心を持つよう取組を進めたい。	○県庁見学の随時受け入れ	
林業環境政策課	47	山の学習支援事業 ※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)	※再掲(33番)
木材産業振興課	48	木の香るまちづくり推進事業(学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知	○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大	○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○次年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正	○8団体10施設に補助を実施	○幼稚園等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えた。(木の香りやぬくもりに触れることで、森林(木)に親しみながら五感を刺激し、豊かな感性を育む契機となった。) ○引き続き、事業PRを実施し認知度のさらなる向上を図り、子ども達が木に触れ合う機会を増やしていく。	○各種会議や説明会等において事業PRを実施 ○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○次年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正	
自然共生課	49	環境活動支援センター事業 【R5廃止】	地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。								
自然共生課	50	牧野植物園管理運営費(教育普及事業) ※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)	※再掲(38番)
商工政策課 担い手対策室	新規 51	ものづくり県内企業理解促進事業 【R5廃止⇒R6新規】	(R6事業概要) 将来を担う子どもたちに、「ものづくり」の楽しさや「働くことの素晴らしさ」を知ってもらうための動画を制作するとともに、小学校の授業の中で当該動画を積極的に活用してもらうため、教員向けの動画活用マニュアルを作成する。	県内のものづくり企業は人材確保に苦慮している一方、学生はものづくり企業についての知識が不十分で、職業の選択肢に「ものづくり」がない。また、学校現場では、地域によってはものづくりについて学ぶ機会がない。	県教委ポータルサイト「まなびほこ」に掲載したものづくり動画を小学校の授業で活用し、それをきっかけとした工場見学等につなげる。	小学校の授業での動画活用促進					・「ものづくりの楽しさ」や「働くことの素晴らしさ」を知ってもらうための動画の制作 ・小学校の授業で活用してもらうため、県教委を通じて学校現場への普及啓発の実施
雇用労働政策課	52	ものづくりイベント開催事業	高等技術学校を会場に、小学生を対象とした訓練実習体験やものづくり教室を開催し、ものづくりの機会を提供することで高等技術学校をPRするとともに、ものづくり分野や建築分野への関心を高める。	【現状】 高等技術学校で実施している広報活動は以下のとおり ・パンフレット及びPVの刷新、オンライン広告、新聞広告、テレビCM ・高校及び中学校訪問 ・オープンキャンパス及びものづくり教室(ものづくり教室は中村高等技術学校のみの開催)  【課題】 高等技術学校の校内を見学してもらうイベントが少ない。 小学生やその保護者といった、これから高等技術学校の入校者となりうる方々が高等技術学校を訪れる機会がほとんどない。	【目標数値】 各訓練科が実施する、ものづくり教室の定員に対する参加者の充足率100%	■広報の強化 ・早い時期から行う。(遅くとも開催日の2ヶ月前) ・多くのツールにより行う。(SNS、教育委員会を通じた小学生への配布など)	■開催日 10月 ■開催日数 1日間 ■内容 ・ものづくりクイズラリー ・ものづくり&体験教室(8コース×2回) ・土佐の匠ワークショップ&作品展示 ・親子みらい×ワーク研究室 ・土佐の匠による料理販売	○ワクワクWORKキッズフェス ・10/7(土)10:00~16:00 ・参加者 47名	(評価) ・高知市(一部の小学校を除く)、南国市の小学校にチラシを配布したことで、50名の定員に対し、339名の応募があった ・多くの参加者(参加者の92.1%)から「とても楽しかった」と評価された  (課題) ・より多くの方に参加いただくため、定員数の増が必要	【拡充】 ・定員数を増やし、ワクワクWORKキッズフェスを引き続き開催	

・事業の一部を林業環境政策課の事業(事業番号33山の学習支援事業「宿泊型学習支援」)に統合。  
・森林活用指導者育成研修は人材育成事業であり、プラン2の関連事業に適していないと考えるため削除(生涯学習課)。  
※R5事業の実施状況、評価・課題はプラン1で確認可能。

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
障害保健支援課	53	障害者委託訓練事業(特別支援学校早期訓練コース) 【R4廃止】	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。								
歴史文化財課	54	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業) ※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)	※再掲(17番)
文化国際課	55	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高校に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。 ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を積み、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等) ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第32回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓	○4年ぶりに国内外全出場校33チームが高知に集結し現地開催。 ○今大会より敗者復活戦を廃止し、2日間で行われる「第1試合」「第2試合」に全出場校が参加。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(YouTube及びニコニコ生放送) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。7社13編集部が参加し、10校15名(延べ24名)がスカウトされた。 ○第1試合終了後に、審査員8名による全出場校への講評動画を撮影し、出場校に向けて配信。  <まんが甲子園募集実績> 応募数:210校 (日本:191、韓国:6、シンガポール:5、台湾:3、中国:5)※中国からの応募は初  <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:13,298人(YouTubeとニコニコ生放送の合計)	【評価】 ○競技ルールの変更について概ね好評。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○大会の全体的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○コロナ禍により減少してしまった応募校数の回復 ○今後の大会運営にかかる財源の確保(協賛金、助成金の確保、維持/生徒参加費の見直しの検討)	○第33回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ○全体的な認知度向上や県民の気運を高めるためのプロモーションを実施。	
文化国際課	56	「まんが教室」開催事業 ※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)	※再掲(29番)
文化国際課	57	高知まんがBASE(まんが王国・土佐情報発信拠点施設) ※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)	※再掲(30番)
私学・大学支援課	58	私立学校教育力強化教育改革推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。	○各学校がそれぞれの特色に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。	○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組まれている。(全ての学校における事業の活用)	○県、国における事業の継続	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○私立学校教育改革推進費補助金等10法人の以下の取組に対して補助を行った。 ・次世代を担う人材育成の促進 ・ICT教育環境の整備推進 ・教育相談体制の整備 ・職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進 ・安全確保の推進 ・特別支援教育に係る活動の充実 ・外部人材活用等の推進 ・その他教育力強化に資する取組	○各学校において特色ある教育の推進に係る様々な取組が行われた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	
私学・大学支援課	59	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動・インターンシップや職場見学の受入れが可能な事務所に関する情報提供を行う。	○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○県が提供を受けた情報について、メール等により各学校へ適宜情報提供を行った。	○職業体験やインターンシップを通じて、就職・職業に関する現状や自己の適性に関する理解を深めている。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	
スポーツ課	60	タレント発掘四国ブロック展開事業 【R2廃止】	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年別別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。								
公園下水道課	61	県立のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動)	飼育職員や獣医職員が学校に向いての講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。	職場体験の依頼数増加や日程の重複により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用し、自然に触れる機会もつくり、こども達の動物(生物)への関心を高める。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、第3者委員会などで、提言をいただきながら自然観察会等を実施予定。 また、友の会でも飼育体験や自然観察会を毎年開催して、動物(生物)に親しみ、関心を高める機会をつくる。	ふれあい教室の実施 団体レクチャーの受け入れ 出前授業の実施 職場体験学習の受け入れ 実習の受け入れ サマースクールの開催 さわる動物園の開催	ふれあい教室の実施:コロナ対策やプログラム再検討により休止期間が長く、9月以降に再開するが申込はなかった。  団体レクチャーの受け入れ:2,149名 出前授業の実施:2件 職場体験学習の受け入れ:41名 実習の受け入れ:9名 サマースクールの開催:7/23 参加者数19名 さわる動物園の開催:3/2 当日会場来館者数280名	○レクチャーやイベント等を通じて、動物の生態や特性、動物園での様々な仕事に理解を深めてもらうことができた。 ○実習を通じて、動物園の役割や博物館のあり方について理解を深めてもらうことができた。 ○さわる動物園を通じて、視覚障害者の方々にも動物の生態について理解を深めてもらうことができたとともに、障害者への接し方についても学んでもらうことができた。 ○引き続き、子どもの環境づくり推進計画の取り組みを着実に進める。	モルモット教室の実施 団体レクチャーの受け入れ 出前授業の実施 職場体験学習の受け入れ 実習の受け入れ 教育用標本の貸し出し 教育用ビデオの貸し出し 双眼鏡の貸し出し ドリームナイト・アット・ザ・ズーの開催 さわる動物園の開催 のいち de どうぶつ体操の開催 敬老の日イベントの開催 どんぐり感謝祭の開催 小学校との連携によるマラソン大会の開催	

子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
小中学校課	62	キャリア教育強化プラン	新学習指導要領において、キャリア教育の要として位置付けられた特別活動を中心として、小・中・高等学校を通じて育成を目指す社会的・職業的自立に向けた資質・能力の一層の育成に向け、小・中・高等学校教員のキャリア教育指導力向上を進めるとともに、各地域の特色を生かしたキャリア教育の充実を支援し、児童生徒のキャリア発達を促す。	○校内研修の実施率は高い傾向にある一方、キャリア教育の視点に基づいた授業の取組やキャリア・パスポート(キャリアシート)の効果的な活用が不十分である。 【令和2年度 キャリア教育に関する実態】 ・校内研修の実施 小学校:94.2% 中学校:96.3% ・「キャリア・パスポート(キャリアシート)」の活用 小学校・中学校・高等学校:100% ○小・中・高等学校のつながりを意識しキャリア教育に取り組んでいる地域が少ない。 ○将来の夢や希望を持っている児童生徒が減少傾向にある。	○各校で実践されている教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、校内の指導・組織体制をより実効的なものにする。 ・キャリア教育に係る校内研修の実施:小中学校とも100% ○全小・中・高等学校でキャリア・パスポートが蓄積され、それぞれの進学先へ確実に引き継がれ、効果的に活用されている。	○新学習指導要領に沿ったキャリア教育の全体計画及び、年間指導計画に基づく実践や校内組織運営が推進される。 ○児童生徒それぞれの個性を生かした夢や志が醸成され、学校での生活や学習・進路選択に目的意識をもって取り組むことができるようになる。	○キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の実施 開催日の予定 令和5年10月27日(金) ○小学校キャリア教育地区別協議会(小学校キャリア教育担当) 開催日の予定 中部:令和5年6月23日(金) 西部:令和5年6月30日(金) 東部:令和5年7月14日(金)	○キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の実施 令和5年10月27日(金) ○小学校キャリア教育地区別協議会(小学校キャリア教育担当)の実施 中部:令和5年6月23日(金) 西部:令和5年6月30日(金) 東部:令和5年7月14日(金)	○小学校キャリア教育地区別協議会において、参加者はキャリア教育の意義について考えたとともに、キャリアカウンセリングを活用したキャリア・パスポートの作成について講師の演習を通して積極的に考えることができた。協議会の内容を各学校の校内研修で伝達講習したことで、キャリア担当者だけの学びにならない研修となった。  ○キャリア担当者が毎年変わる学校が多く、積み上げが難しい。また、小中の9年間を通じたキャリア・パスポートについての利活用がさらに求められているため、効果的な活用や確実な引き継ぎ等についての具体的方策の共有を図ることが必要である。	○小・中学校キャリア教育地区別協議会(小・中学校キャリア教育担当) 開催日の予定 中部:令和6年6月7日(金) 東部:令和6年6月24日(月) 西部:令和6年6月28日(金)  ○中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂	
高等学校課	63	21ハイスクールプラン推進費(R3組替えにより学びの保障・充実のための取組推進事業の内数へ)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的に取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向け、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。  ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進  ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となる取組とする。	○生徒が充実した学校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など)  ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 など ○環境教育の推進 など ・高校 31校 ・県立中学校 3校	各校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 31校 ・県立中学校 3校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、自主的・創造的な取組を実施した。  課題:学習意欲の向上や、主体的、対話的で深い学びにつながる活動、探究的な学習へつなげることが必要である。	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 など ○環境教育の推進 など ・高校 31校 ・県立中学校 3校	
高等学校課	64	キャリアアップ事業(企業・学校見学、インターンシップ)	生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知識・技術を習得させる。また、労働観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。	○各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。  ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。	○生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通じて生徒のキャリアデザイン力の育成の向上を図る。 ・インターンシップ ・企業・学校見学 ・企業等との共同研究 ・県内企業理解促進 ・ものづくり総合技術展	○企業・学校見学の実施 ・24校 2,036名が参加 ○就業体験・インターンシップの実施 ・18校 691名が参加 ○農林業体験インターンシップ ・5校 延べ237名が参加 ◆ものメッセKOCHI2023(ものづくり総合技術展)見学学校・生徒数: 23校 2,400名 作品展示校: 10校	評価:報告書等からは、生徒の進路選択や将来の設計に向けたキャリアデザイン力の育成につながる取組であった事が分かる。  課題:県関係機関とも連携して、各校が県内の事業所や学校見学の機会を増やすことができるよう努める。	○生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通じて生徒のキャリアデザイン力の育成の向上を図る。 ・インターンシップ ・企業・学校見学 ・企業等との共同研究 ・県内企業理解促進 ・ものメッセKOCHI2024(ものづくり総合技術展)	
高等学校課	65	キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援) (※R1組替えにより廃止)	専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかねばならない教員のスキルの向上を目指す。								
高等学校課	66	新たな学びへの改革推進事業 ソーシャルスキルアップ事業	充実した高校生活を送れる環境を整え、高知県の将来を担う良き社会人の育成に取り組む、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づける。 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に関して、「生徒の学習支援」学校の学習支援体制の充実を図る。	○入学時の早い段階で、高校生活を共にする仲間としての意識が芽生え、学校生活に対する不安の解消にもつながる取組が必要。  ○特別な支援が必要な生徒に対して、対人行動力を向上させるための支援が必要。  ○各校において、成績不振の生徒への補習ができる体制を整備しており、対象の生徒数は減少しているが、十分ではない。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因としては、生徒の学習習慣の定着が十分でないことや、生徒の進路意識の啓発が十分でないことなどがあげられ、継続的な取組が必要である。	○学校における人間関係を早期に築かせ、高校生活への適応が円滑に行われている。  ○特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。  ○高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合 10%以下  ○国公立大学進学者の割合(現役) 10%以上(R5)	○仲間づくり合宿など、実施計画や実施方法のさらなる改善を図る。  ○ソーシャルスキルトレーニングのより効果的な指導・支援体制を構築するために指定校を中心として研究を進める。  ○これまでの取組に加え、平成30年度から「学校支援チーム」を編成し、定期的な学校訪問を通じて、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校の支援を強化する。特に、授業改善については、指導主事等が授業見学や各校の教科会に参加して、指導・助言を行う。  ○特に、郡部校、中山間校を中心に生徒の学力層の幅が大きい一方で、教員数が限られており、低学力層の学力対策に追われ、上位層の学力が十分に伸ばしきれていない現状があるため、平成30年度から、上位層対象の学習支援員を新設した。	○仲間づくり活動 宿泊合宿実施 11校 1日体験活動 9校 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践4校 ○学校支援チームの派遣 ・学力定着把握検査実施校(33校)において、国語・数学・英語・理科・地歴公民の授業改善に向けた学校訪問を実施する。 ・「授業づくりベシックガイドブック(高校版)」を活用した授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 ・生徒1人1台タブレットを活用した振り返り場面の設定や授業以外での学習時間の確保など、ICTの活用に向けた支援を情報教育担当班とともに推進する。 ・新学習指導要領の趣旨に基づく授業の実施、ならびに観点別学習評価の実施に関して支援を行う。 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:年間2回 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(年2回) ・研究協議会の実施(8月、2月)	○仲間づくり活動 ・実施:19校 1,873名が参加 ・その他の学校は、校内でのガイダンス等で代替  ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践4校  ○学校支援チームの派遣 ・学力定着把握検査実施校(33校)に、国語・数学・英語・理科・地歴公民の指導主事等が年間のべ458回の授業改善に係る学校訪問を実施。  ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査 全日制・多部制昼間部:第1回(3~7月)、第2回(9、11~1月) GTEC(12月~1月) 定時制・多部制夜間部・通信制の希望者:8月 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(2回) ・研究協議会の実施(8月、2月)	○仲間づくり活動 評価:各校の生徒の実態に応じ、活動内容を工夫した取組ができた。 課題:事前のオリエンテーションや各校での取り組み内容についてさらなる充実を図る。  ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践 成果:通級による指導において、ソーシャルスキルトレーニングを実践し、4校における取組を、実践事例集にまとめた。 課題:4校の成果を、他校に普及させる必要がある。  ○学校支援チームの派遣 成果:授業改善に係る学校訪問を実施することにより、国語・数学・英語・理科・地歴公民の5教科において、授業改善に対する教員の意識が高まってきた。情報教育担当との連携もあり、教員のICTの活用や、生徒1人1台タブレットの活用も増加した。 課題:授業以外の学習時間が学年を追うごとに減少する傾向にある。  ○学力定着把握検査の実施 成果:高校2年生の1月のD3層の割合は19.7%であり、前年度より減少した。目標値には届かなかったものの、入学時点と比較するとどの学年においても一定の改善が見られる。 研究協議会を開催し、観点別学習評価のあり方や探究型の授業改善について共有することができた。	○仲間づくり活動 宿泊合宿実施 9校 1日体験活動 13校 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践4校 ○教育DX推進担当者と連携した学校支援担当者の派遣 ・学力定着把握検査実施校(33校)において、国語・数学・英語・理科・地歴公民の授業改善に向けた学校訪問を実施する。 ・「授業づくりベシックガイドブック(高校版)」を活用した授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 ・生徒1人1台タブレットを活用した振り返り場面の設定や授業以外での学習時間の確保など、ICTの活用に向けた支援を教育DX推進担当とともに推進する。 ・新学習指導要領の趣旨に基づく授業の実施、ならびに観点別学習評価の実施に関して支援を行う。 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:年間2回 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(年2回) ・研究協議会の実施(8月、2月)	

子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
高等学校課	67	産業教育推進費キャリアアップ事業(外部講師活用事業)	農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業や企業実習、地域産業を支える人材育成事業等を実施し、産業教育の充実を図る。 ※R3よりキャリアアップ事業の一部を組替	○将来のスペシャリストとしての基礎的・基本的な知識、技術・技能の定着を図りつつ、生徒の学習意欲を高めるため外部機関との連携や競技会への挑戦等を推進していく必要がある。	○産業教育の専門的な知識や技能を更に深め、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○外部機関との連携(講師の招へい) ○研究活動の奨励 ○発表会等の機会の充実	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○地域産業を支える人材育成(共同研究の実施) ○産業教育共同研究(5校、8テーマ、延べ8社) ○産業教育充実事業 ・産業教育技術者活用事業 ・産業教育企業実習 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援	○産業6分野に13校15チームの参加により、産業教育生徒研究発表会を実施(1月) ○産業教育共同研究(5校、8テーマ、延べ8社) ○産業教育充実事業 ・産業教育技術者活用事業(10校、511名) ・産業教育企業実習(3校、生徒数128名、企業数61社) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援(農業、工業、商業、水産、看護、家庭) ○全国産業教育フェアへの参加支援(10月 福井県 4校参加)	○評価:各産業分野の発表会や競技会、研究による学びをとおして、専門的な知識・技術の習得につながり、自己の希望に添った進路の実現が進んでいる。 課題:外部機関との連携を深め、さらなる生徒の学習意欲の向上やキャリア教育につなげる必要がある。	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○地域産業を支える人材育成(共同研究の実施) ○産業教育充実事業 ・産業教育技術者活用事業 ・産業教育企業実習 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援	
高等学校課	68	教師力ブラッシュアップ事業→教科指導力向上事業 【R5廃止】	高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。								
特別支援教育課	69	特別支援学校キャリアプロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実しており、県立知的障害特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。(全国平均H27:32.1%、高知県H27:32.9%、H28:49.5%) ○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。 ○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。	○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができてきている。 ○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。 ○各学校で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職を希望している生徒の就職支援の強化を行い、進路保障の充実ができてきている。 ○一般就労を希望する高等部生徒の就職率100% ○職場定着率(卒後1年)100%	○特別支援学校の生徒への就労支援として、進路支援推進会議を設置する。 ○キャリア教育アドバイザーの派遣により、作業学習・生活単元学習等の授業改善を行う。 ○小学部段階から卒業後を見通した進路指導を行うとともに、就労支援セミナーや地域相談会への参加を保護者に促す。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。	○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ・特別支援学校にキャリア教育スーパーバイザーを派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用。就職を希望している生徒の就職支援体制を強化し、進路保障の充実を図る。 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○高知県特別支援学校技能検定実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ・企業見学会の同時開催 ○職場定着支援 ○キャリア教育戦略会議の開催 ○「特別支援学校就職サポート隊こうち」 ・登録企業等の拡大 ・現場実習の受け入れ拡大や、雇用促進へつなげる。	・キャリア教育スーパーバイザーを派遣し、生徒や教員に対し職業教育等への助言を実施。 ・就職アドバイザーによる現場実習先等の新規開拓:118件 ・技能検定幅多大会(7月)高知大会(8月)実施。参加生徒138名 ・就労体験・職場実習・施設体験等:各学校で実施。 ・キャリア教育戦略会議の実施。:7校8回 ・特別支援学校就職サポート隊こうち:登録企業98社	・各学校において、社会のニーズにあった職業教育に関する授業を検討することができた。 ・生徒の進路に関するニーズに合った企業開拓につながった。 ・技能検定の実施により、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、障害者の理解啓発、特別支援学校卒業生の雇用の促進につながった。 ・企業、支援機関、学校が情報共有することで、授業改善、支援体制の強化につながった。 ・継続して、地域の専門家を活用した職業教育の充実を図ることが必要。 ・サポート隊登録企業の活用により、現場実習の受け入れ拡大や雇用促進へつなげる取組が必要。 ・就労支援に加え、余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動の充実を図ることが必要。	【拡充】地域と協働したキャリア教育推進事業 地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。	
保健体育課	70	トップアスリート夢先生派遣事業 【R1廃止】	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つようとする気持ちや夢に向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。								
産業イノベーション課	71	起業促進事業(小中学生対象)	これまで実施していた中学生向けの起業体験ワークショップを新たに小学生向けにも実施する。	○身近に起業家がないため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業気運を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成することで、将来の選択肢として起業を検討する学生を増やす。	○小中学生向けに起業体験プログラムを実施し起業の工程を体験することでチャレンジ精神を育成する。	○起業体験ワークショップの開催 ・小学4~6年生向け起業体験プログラムを実施(年2回) ・中学生向け起業体験プログラムを実施(年2回)	○起業体験ワークショップの開催 ・小学4~6年生:51名 (第1回20名、第2回9名、第3回22名) ※第1・3回 高知市、第2回四万十市開催 ・中学1~3年生:26名 (第1回16名、第2回10名) ※高知市開催	○評価 ・小学生(高知市開催分)については、申込み開始早々に定員に達した。 ・中学生分についても、予定通りの申込みをいただいた。 ○課題 ・R5年度に初めて高知市以外(四万十市)で実施したが集客に苦戦した。 ・チラシを学校に郵送し、学校経由で全児童・生徒にチラシを配布。一定の集客は確保できているが、チラシ以外の広報手段がとれていない。 ・市町村教育委員会と連携できていない。(県教育委員会は後援)	【拡充】○起業体験ワークショップの開催 ・小学生(1~3年生)向け:年1回 ・小学生(4~6年生)向け:年3回 ・中学生(1~3年生)向け:年2回	
産業イノベーション課	72	起業促進事業(小学4、5、6年生・中学生、高校生対象)	一般社団法人高知イノベーションと連携して、起業家が小学生や高校生を対象に講演等を実施する機会を設け、起業を身近な将来の選択肢のひとつとして意識してもらおう。	○身近に起業家がないため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業気運を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成することで、将来の選択肢として起業を検討する学生を増やす。	○県出身・在住の起業家による講演等を実施し、起業を身近に感じチャレンジする気運を醸成する。	○起業家による学生向け講演会の開催 ・小学生向け講演会(年5回程度) ・高校生向け講演会(年5回程度)	○起業家による学生向け講演会の開催 ・小学校 3校 202人 ・香南市立夜須小学校、高知市立初月小学校、学校法人とさ自由学校 ・中学校 4校 129人 ・室戸市立佐喜浜中学校、日高村佐川町学校組合立加茂中学校、土佐市立土佐南中学校、香美市立香北中学校 ・高等学校 3校 377人 ・県立岡豊高等学校、県立高岡高等学校、県立安芸高等学校 ・合計10校 708人	○評価 ・民間支援団体と連携することにより、幅広い起業家の方々に講演をいただくことができた。 ・教育委員会に後援いただき周知を行った結果、県内各地の学校で実施することができた。 ・実施後のアンケートにおいて、「将来起業をしてみたいと思う」と回答した中学生は半数以上、「起業への興味が高まった」と回答した高校生が8割以上であった。 ○課題 ・小中学生に講演をしていただける起業家が少ない。 ・R5年度は、学校側と起業家との日程が合わず講演につながらなかったケースが数件あった。	○起業家による学生向け講演会の開催 ・小中高校:合計10校	
産業イノベーション課	73	起業家育成事業(大学生等対象)	学生のうちから起業を目指す大学生の取組について、一般社団法人高知イノベーションと連携して支援する。	○身近に起業家がないため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業気運を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成することで、将来の選択肢として起業を検討する学生を増やす。	○一般社団法人高知イノベーションが実施する大学生向けの起業プログラムに参画、学生のチャレンジする気運を醸成する。	○民間団体等が実施する起業プログラムに参画 ・大学組織との連携 ・起業に意欲のある大学生(ビジコン参加者等)との連携	○民間支援団体等が実施する起業プログラムと連携 ・大学組織との連携 高知大学地域協働学部生に2日間集中講義 高知工科大学経済マネジメント学群3年生に講義 ・県主催のビジネスコンテストに民間支援団体に参画する大学生が参加:4名	○評価 ・大学等と連携するには単位連携等、各機関の状況に応じた対応をする必要があり、県だけでは難しく、民間支援団体の力を借りることで、多くの学生に学びの場を提供することができた。	【拡充】○民間支援団体と連携し、県内で起業を目指す大学生等を対象に、伴走支援等を実施	

子どもの環境づくり推進計画(第四期)進行管理シート(プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり)

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
産業イノベーション課	74	アニメ制作体験講座等事業	県内の中学生・高校生を対象に、アニメクリエイターの仕事内容や魅力を伝える講座を実施し、アニメクリエイターを将来の仕事の選択肢の一つとして考えてもらうきっかけづくりを行う。	○アニメ関連企業の集積を図る上で、立地企業へ輩出するための人材の発掘や育成が十分ではない。	○アニメ制作に対する県内の若者の関心を高め、アニメクリエイターを将来の仕事の選択肢の一つとして考えてもらう。 ○県内アニメ企業の従事者数50人(R4実績18人)	○県内での気運醸成に向け、アニメを活用した広報等を実施。 ○県内の若者に、アニメ制作の魅力にふれる機会を創出。 ○アニメ関連企業に対して、本県の支援策や魅力を訴求するための情報提供やフォローアップを強化。	○アニメクリエイター講演会の開催(6月) ○アニメ制作体験講座の開催(8月)	○アニメクリエイター講演会の実施 ・開催日時:令和5年6月24日(土)15:00~17:30 ・開催方法:高知文化プラザかるぼーと(高知市立中央公民館)11階 大講義室(高知市九反田2-1)※オンライン配信も実施 ・参加者:73名(中学生62名、関係者11名) ○アニメ制作体験講座「アニメーションCAMP」の実施 ・開催日時:令和5年8月19日(土)~8月20日(日) 各日10:00~17:00 ・開催場所:高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟4階多目的ホール(高知市永国寺町6-28) ・参加者:26名(中学生13名、高校生13名)	○評価 ・アニメクリエイター講演会: アンケート回答者40名中、36名(90%)がアニメ制作の仕事に対する関心が高まったと回答 ・アニメ制作体験講座: アンケート回答者22名中、21名(95.4%)がアニメ制作の仕事に対する関心が高まったと回答 ○課題 ・中学生、高校生を対象としていたが、大学生等からも参加ニーズがあり、参加対象者の見直しが必要。講演会は直営、体験講座は業務委託に よってそれぞれ開催したが、より体系的な実施が必要。	【拡充】○アニメクリエイター講演会の実施 ・開催日時:令和6年6月(1日間) ・開催方法:高知市文化プラザかるぼーと ※オンライン配信も実施 ・参加対象者:県内の中学生、高校生、大学生、専門学校生等 【拡充】○アニメ制作体験講座の実施 ・開催日時:令和6年8月(2日間) ・開催場所:高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟4階多目的ホール(高知市永国寺町6-28) ・参加対象者:県内の中学生、高校生
雇用労働政策課	75	高知県就職支援相談センター事業(①学校出前講座、②ジョブキッズ)	自立した社会人・職業人となるための基盤をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとするための、自己分析・仕事研究ワークの実施	自立した社会人・職業人となるための基盤をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとする	①実施回数目安年間延べ80回 ②5回程度開催(東部・西部で各1回程度、高知市内3回程度) 各回定員10組程度(小学生と保護者)	①学校が年間行事予定を考えるタイミングを考慮し、年度末までに案内し、申込を受け付ける。 ②参加しやすい日程設定(夏休み中・土日祝日の開催)	①学校出前講座申込状況 55校、延べ103回 ②8月19日(土)・8月20日(日)・8月26日(土)オーテピア研修室にて開催予定 東部・西部での開催については未定	①学校出前講座 実施校数:77校 実施回数:延べ87回 参加人数:延べ2,505人 ②ジョブキッズ 市内(オーテピア) 8/19(土):3組 8/20(日):8組 8/26(土):5組 西部(四万十市福祉センター) 7/30(日):2組 東部(ポリテクカレッジ) 11/3(金):7組	①学校側からは、集中力の持続や理解向上のため、ワーク等を取り入れた内容にしてもらいたいと要望あり ②開催時期(夏休み期間中の開催)は適切との意見が多かった。一方で、主に土日開催としたものの参加者数が伸び悩んだため、他の曜日設定など、より多くの方に参加いただける工夫が必要	①学校出前講座申込状況 54校 延べ83回 ②7月28日(日)・8/27(火)・8/28(水)オーテピア集会室にて開催予定 東部・西部の開催は未定
スポーツ課	76	私立高等学校運動部活動強化支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化校支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動推進校等を指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。種目は相撲・卓球のみとなっている。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る。 支援の内容 ①活動費の補助 ②スポーツ医・科学面からのサポートの実施	○明德義塾高校卓球部(男・女) ・県外遠征(石川) ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(大分) ○高知中央高校女子バスケットボール部 ・県外遠征(愛知) ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(神戸) ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外遠征(宮城) ○土佐高校登山部 ・県外遠征	○明德義塾高校男子卓球部 ・強化合宿(大分) 4月 ・強化合宿(高知) 6~7月 ○明德義塾高校女子卓球部 ・強化合宿(大分) 4月 ・強化合宿(高知) 6~7月 ・県外大会(大阪) 2月 ・県外大会(東京) 3月 ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(愛媛、広島、岡山、鳥取) 6、7、10、11月 ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(愛知) 6月 ・県外遠征(広島) 11月 ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外大会(宮城) 7月 ・県外遠征(福島) 7月 ○土佐高校登山部 ・県内大会 4、5、8、10、2月 ・県外大会 6月 ・合宿 5、3月	○各部活において、強化合宿や県外遠征を行うことで、全国大会入賞や競技力向上に繋がった。 ○全国高等学校総合体育大会の入賞競技数は減少した。(R4:10競技 → R5:9競技) 安定して入賞する競技が多い。その他の競技が入賞するための対策が必要。	○明德義塾高校卓球部(男・女) ○明德義塾高校ソフトボール部 ○明德義塾高校野球部 ○高知中央高校ハンドボール部 ○高知中央高校男子銃剣道部 ○土佐高校登山部 ○高知高校陸上競技部 全10部活に対して、備品購入費を補助
スポーツ課	77	中学生競技力向上対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。	○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校体育大会の入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付。 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修 ○各競技(専門部)ごとに育成強化を展開。	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修 ○全国中学校体育大会(四国ブロック)に向けた強化	○18競技19種目が競技力向上を目的として遠征、アドバイザー等招聘、優秀チーム招聘、指導者研修を行った。 ○全国中学校体育大会(四国ブロック)の開催 8月	○インフルエンザ等により、計画していた全ての強化練習等を行えなかった競技団体もあったが、コロナによる活動制限も緩和され、多くの競技団体が充実した強化活動を実施でき始めている。 ○R5年度の全国中学校体育大会についてはR4年度と比較して入賞競技数に変化はなかった。(R4:7競技 → R5:7競技) これまでの取り組みの成果から入賞を果たした競技もみられた。また、安定して入賞する競技も多い。 次年度以降は、安定して入賞する競技以外の競技で競技力向上を図れるように毎年度の成績や活動実績を考慮し補助金を配分する必要がある。	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修
スポーツ課	78	タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲(56番) 【R2廃止】	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。							

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
スポーツ課	79	高知県スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。	○児童数の減少に伴い、団員数や団数の減少が見られる。 ○指導者の高齢化、若い指導者の先導的リーダーの不足。	○団数(H29:218団体)、団員数(H29:4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29:17競技)、指導者数(H29:962名)が増加している。	○総合交流大会充実を図り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。	○総合交流大会の実施 ○指導者育成事業 ・スタートコーチ養成講習会 ○リーダー育成事業 ・各種研修会 ○日独スポーツ少年団同時交流事業 ・派遣、受入	○総合交流事業 ・第32回高知県スポーツ少年団総合交流大会(R5.4.22~8.11) 16競技実施、2,856名参加 ○指導者育成事業 ・公認スタートコーチ養成講習会 第1回(R5.6.11)修了生43名 第2回(R5.11.11)修了生48名 ○リーダー育成事業 ・高知県スポーツ少年団リーダー研修会 第1回(R5.6.24)15名参加 第2回(R6.3.17)10名参加 ・ジュニアリーダースクール(R5.8.18~19) 17名参加 ・高知県スポーツ少年団秋キャンプ(R5.10.21~22) 7名参加 ○日独スポーツ少年団同時交流事業(R5.8.1~5) ・ドイツより9名受入、高知県団25名参加	○リーダー研修会では、普段関わることのない他団体の同世代と関わる場を設けることで団員同士の交流を深めることができた。また、自発的な活動を促すことでリーダーに必要な知識や経験を積むことができた。 ○秋キャンプでは、参加者が想定より、少なかつたため、当初の日程から一部変更して実施。普段のスポーツ活動とは違った野外活動やレクリエーションを行うことで、協調性や自ら行動する積極性、また、指導力等も学び、スポーツ少年団におけるリーダーの育成を図ることができた。 ○日独スポーツ少年団同時交流事業では、スポーツ及び異文化交流を行い充実した活動であった。 ○スポーツ少年団登録者増に向けて各種事業の充実を図っていく。	○総合交流大会の実施 ○指導者育成事業 ・公認スタートコーチ養成講習会 ○リーダー育成事業 ・各種研修会 ○日独スポーツ少年団同時交流事業 ・派遣、受入
保健体育課	80	県立学校運動部活動活性化事業	本県の県立学校の運動部活動の充実と競技力向上を目的として、専門的な指導力をもった外部講師を各運動部活動のニーズに応じて派遣するとともに、全校上位入賞を維持するために、練習用具購入等の支援を行う。	○顧問及び運動部活動指導員双方へのソフト面(指導力向上等)でのサポートが必要。 ○四国大会、全国大会の入賞者数については、大きな変化は見られないが、全国大会上位入賞部の競技力維持・向上に向け、ソフト面及びハード面(練習環境の整備)での支援が必要。	○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 ○指導者の資質向上が図られる。 【目標数値】 ・専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒の知識や技能の向上につながった割合:90%以上 ・専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合:90%以上	○運動部活動の充実と競技力向上に向け、優れた知見を持つ専門家が定期的に指導を行うことにより、顧問や指導員の資質向上が図られるとともに、生徒の知識や技能が向上する。 ○全国大会上位入賞部に対する支援を続けることにより、競技力が向上する。	〈専門的な知識を持った指導者等の派遣〉 ○県立学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るために、レベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医学の専門家(スポーツトレーナー等)を学校に派遣する。  〈練習環境の整備〉 ○前年度の全国高等学校総合体育大会において、上位入賞(3位以内)した部へ、講師派遣や練習用具購入の補助を行う。	〈指導者等の派遣〉5校6部にて実施 専門的な知識を持つ指導者:3校4部 岡豊高 ソフトボール部 高知工業高 卓球部 佐川高 女子バレーボール部 佐川高 男子バスケットボール部  スポーツ医学の専門家:2校2部 山田高 女子陸上競技部 高知工業高 空手道部  〈練習環境の整備〉5校5部 高知工業高 陸上競技部 高知東高 水泳部(水球) 高岡高校 弓道部 高知国際高 レスリング部 高知追手前高 登山部	○専門的な知識をもとにした効率的・効果的な運動部活動の指導を行うことができた。 ○競技用具等の整備を行うことにより、練習環境が整備され、効率的・効果的に運動部活動が実施された。 ○顧問及び運動部活動指導員に対して、今後も指導力向上等といったソフト面の支援が必要である。 ○競技力維持・向上に向け、ソフト面に加えて練習環境の整備といったハード面の支援が必要である。	〈専門的な知識を持った指導者等の派遣〉 ○県立学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るために、レベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医学の専門家(スポーツトレーナー等)を学校に派遣する。  〈練習環境の整備〉 ○前年度の全国高等学校総合体育大会等において、上位入賞(3位以内)した部へ、練習用具購入の補助を行う。
保健体育課	81	運動部活動サポート事業 〔R2廃止〕	①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。							
保健体育課	82	運動部活動指導員配置事業	①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。	○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やクラス運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や引率ができないため、顧問と連携・協力しながら技術的な指導にあたっている。	○顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築する。 ・指導員による単独指導の割合 中学校:85% 高等学校:82%以上	○専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員(中学校)を配置している割合を50%以上とする。 〈基準値〉R5 運動部:40.2%(27/67人)割合:(専門外顧問数)/(全配置数) <県調査>  ○専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員(高等学校)を配置している割合を50%以上とする。 〈基準値〉R5 運動部:34.4%(20/58人)割合:(専門外顧問数)/(全配置数) <県調査>	○運動部活動指導員の配置 ・県立中学校10名 高等学校41名(予定) ○市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するための補助 ・60名(予定) ○研修の実施 ・年間2回実施 ・配置に係る研修、指導力向上の研修	○運動部活動指導員の配置及び配置支援 ・県立高校 58名 ・県立中学校 7名 ・市町村立中学校 68名  ○年間2回の研修の実施 ・配置に係る研修(随時) ・指導力向上の研修(11/3)	○前年度に比べ配置人数を増加したことにより、教員の負担軽減に繋がった。 A.指導者が不足している地域があるため、関係機関と連携し、指導者確保に取り組む。	○運動部活動指導員の配置及び配置支援(予定) ・県立高校 45名 ・県立中学校 9名 ・市町村立中学校 77名  ○年間2回の研修の実施 ・配置に係る研修、指導力向上の研修

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	90	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。	○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の計画の周知と実行	○平日の授業時間以外に10分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校:75%以上 中学校:70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合 小学校:8.0%以下 中学校:15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校:80% 中学校:35%	○高知県子ども読書活動推進協議会において、高知県子ども読書活動推進計画(第四次)の取組を着実に進める。 ・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発	○高知県子ども読書活動推進計画(第四次)の推進 ・高知県子ども読書活動推進協議会(3/27)において計画の点検・評価を行った。 ・各教育事務所主催の指導事務担当者会で、本計画及び高知県電子図書館の活用について周知した。 ・県内の全小学校・中学校に本計画のリーフレットを配付し周知を図った。 ・本計画の周知のため市町村訪問を行った(5月)  ○読書ボランティア養成講座の実施 ・地区別講座(計66名) 東部(安芸市) 11/11基礎(4名) 11/18 スキルアップ(3名) 中部(いの町) 10/7 基礎(19名) 10/21スキルアップ(18名) 西部(四万十市)9/18 基礎(10名) 9/30 スキルアップ(12名) ・実践講座(16名) 12/9 公文書館 ・出張講座(計18名) 2/8 高知大学教育学部附属幼稚園(8名) 2/15 高知聖園マリア園(10名) ・講演会(50名) 1/27 公文書館 ・修了証の発行(10名) ※対象:基礎、スキルアップ、実践の3講座を受講した受講者  ○読書ボランティア調査(3年に1度)の実施 ・調査期間 12/20~1/31  ○市町村図書館等振興事業の実施 市町村立図書館所管行政職員に向けた研修 ・第1回 9/1 オーデビア高知図書館(15名) ・第2回 10/12 香美市立図書館(8名)	○高知県子ども読書活動推進計画(第四次)の推進 ・各市町村への訪問を毎年実施することが難しく、各市町村の継続的な実施把握が難しい。 ○読書ボランティア養成講座の実施 ・託児サービスを取り入れたことで子育て中の方も講座へ参加しやすくなった。 ・修了証の存在が受講者のモチベーション維持につながった。 ・ボランティア調査等から、読書ボランティアの研修について一定のニーズがあると思われるが、一部の会場では参加者が少ないなど、ニーズを捉え切れていない部分もある。 ○読書ボランティア調査の実施 ・読書ボランティア調査により、県内の読書ボランティアの活動状況などを把握することができた。 ○市町村図書館等振興事業の実施 ・参加者においては具体的な取組につなげようとする動きがみられ、市町村における図書館振興のきっかけとなる機会を提供できた。	○高知県子ども読書活動推進計画(第四次)の推進 ・各市町村の実態把握について、オンライン等におけるヒアリングを検討する。 ○読書ボランティア養成講座の実施 ・周知方法の見直し ・読書ボランティア調査等の結果を踏まえた講座内容の見直し ○読書ボランティア調査結果の周知 ・読書ボランティア調査結果を、市町村が今後の活動の参考にできる形で提供する。 ○市町村図書館等振興事業の実施 ・市町村立図書館所管行政職員に向けた研修の実施	
地域福祉政策課	91	県ボランティアセンター事業	県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。	○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発(活動例、受け入れ側)	○市町村ボランティアセンターの機能が強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている	○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ③バックヤード拠点機能の検討 ④災害ボランティアセンター体制づくり検討会 ⑤災害ボランティアセンター活動支援マニュアルの改定  【ボランティアセンター】 ①社協と学校が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催 ④福祉教育・ボランティア学習の推進	【災害ボランティアセンター】 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催:11月8日 ②各種研修会、訓練の実施 ・運営基礎研修:10月3日 86名 ・中核スタッフ研修:1月10日 33名 ・所属長等研修:2月26日 36名 ・市町村社協における研修や運営模擬訓練及び体制強化支援:約20回 17市町村(高知市、室戸市、中芸地区(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、)、中央東3市(南国市、香美市、香南市)、土佐市、須崎市、四万十町、仁淀川町、中土佐町、日高村、黒潮町) ・災害ボランティア活動支援本部受援訓練:11月23日 22名 ③バックヤード拠点の使用法や協定締結に向けた協議の実施、設置・運営手順書の作成 ④⑤災害ボランティア活動支援マニュアルの全面改訂を行うことを目的とした3回の検討会の開催及び新マニュアル作成(3月)。  【ボランティアセンター】 ①ボランティアチャレンジ体験事業の実施:1回開催(香南市) 計87名 ②福祉教育基礎講座:8月31日 53名 ・福祉教育実践研修:3月8日 25名 ③ボランティアコーディネーター研修:6月23日 78名 ④福祉教育・ボランティア学習の推進 ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会(2回):10月23日、2月15日 ・高知県福祉教育担当者連絡会:7月27日 23名 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施(本山町、黒潮町)	【災害ボランティアセンター】 ・令和6年能登半島地震の事例を踏まえて、大規模災害が発生した際の各組織の運営方法や連携協働を見据えたネットワークづくりを今後の研修や会議でしっかりと深化させていく必要がある。その上で、市町村社協への体制強化支援もより計画的に行っていく必要がある。 ・災害時に向けた事前協定については、市町村社協と市町村行政の間での協定締結を円滑に行う上で、県と県社協との協定締結の早急化が求められる。  【ボランティアセンター】 ・段階に応じた研修等が行われ、ボランティアコーディネーション力の向上を図り、受け入れの体制が整えられてきている。また運営に関わる人材が育成されている。 ・学校と地域、社協が協同した福祉教育・ボランティア学習の推進を目指すことを目的に、新たなプログラムづくり等を協議する場を地域の実状に合わせて構築するところが増えてきている。 ・子どもたちをはじめ、住民が社会や地域の課題を主体的に学び、その解決に向けた行動を促進するため、学校と地域が連携した福祉教育・ボランティア学習プログラムが展開できる体制整備を進めるとともに、地域ごとにボランティア活動に参加しやすい活動の場の拡充と環境の整備が必要	【災害ボランティアセンター】 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施による人材育成 ③県内各ブロックでの災害時における市町村社協間の相互支援協定の締結 ④システム導入に向けた検討  【ボランティアセンター】 ①学校での福祉教育・ボランティア学習に加え、多世代を対象とした地域で関係機関が協同した福祉教育・ボランティア学習(トライボランティア)の実施。 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催 ④高校生・大学生等の興味、関心に寄り添い、長期的な体験プログラム(ハバタケプログラム)の実施
子育て支援課	92	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。  ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。  ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子ども委員OB・OGとの座談会	○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ・第1回 6/3 ・第2回 9/10  ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2023) ・11/23 人権啓発センター ・講演テーマ:自分を変える ・講師:絵描きのMAROCHY ・ディスカッション参加者: 高校生7名、大学生6名、 ・専門家4名 ・ファシリテーター(大学生)2名 ・司会(高校生)2名  ○子ども委員OB・OGとの座談会 ・8/26(土)14:00~16:00 ・テーマ:「若者の社会参画」及び「不登校」	○子どもの環境づくり推進委員会において、子ども条例の認知度の向上等につなげた。子ども委員には、事業開催にあたり、ディスカッションテーマの設定等への意見をいただいた。 ○子ども委員OB・OGとの座談会では、大人と子どもが真剣に語り合い子どもの考えを大人が尊重・理解する契機となった。この場で話し合われた内容については、知事が参加した第2回の子どもの環境づくり推進委員会でも報告された。  ○引き続き、子ども条例の認知度の更なる向上を図り、その理念を県民が広く理解できるように取り組みを進める。	【新規】「子どもの環境づくり推進計画(第五期)」について、子ども計画の策定と一体的に策定する  【拡充】子どもの環境づくり推進委員会(第10期)の子ども委員の公募  ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第10期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
								・内容:かつての子どもの委員と現役の委員が忌憚なく意見を交わした。 ・参加者:第9期子ども委員5名 とOBOG7名		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
文化国際課	93	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)
防災砂防課	94	子ども防災キャンプ ※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)	※再掲(40番)
港湾・海岸課	95	子ども防災キャンプ ※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)	※再掲(41番)
学校安全対策課	96	安全教育研修会 防災教育指導事業	○震災を経験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる安全教育の徹底、教職員の危機管理能力や防災対応力の向上を図る。  ○「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育を推進し、地震等の自然災害に対し「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる。(安全教育研修会の開催、防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等)	○県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。  ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1)	○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100%  ○「高知県安全教育プログラム」※改訂版)に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施100% 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施100% 各学校(年間3回以上)  ○防災教育における教材の活用率の向上	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) 【方法】Webによるオンデマンド形式で実施(7/20～8/31) (内容)危機管理マニュアルの改善をテーマとした講演、震災体験をされた管理職の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(拠点校)の実践報告書の閲覧、文部科学省e-ラーニングの実施等)  ○研修の課題として提出された、各学校の学校安全計画の内容の把握、指導  ○安全計画の内容の把握、指導  ○アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言  ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付  ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) (方法)Webによるオンデマンド形式で実施(7/20～8/31)全ての公立学校教員を含む455名が受講  ○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100%  ○防災教育教材を県内全ての小学3年生、中学1年生、高校1年生に配付完了(3月下旬)  ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を安全教育研修会で紹介、当課HPに記載	R5アンケート結果から【評価】目標はほぼ達成、今後も本事業を継続し、教職員の安全教育の徹底、教職員の危機管理能力の向上や防災対応力の向上を図られた。  ○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100%を達成  ○「高知県安全教育プログラム」※改訂版)に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施100%を達成 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施100% 各学校(年間3回以上)を達成  ○防災教育における教材の活用率の向上(小96.2%、中94.8%、高71.9%、特40%) 【課題】今後とも学校の安全教育の質の向上を図っていく必要がある。	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) (方法)Webによるオンデマンド形式で実施(7/19～8/30) (内容)当時小学生で震災体験をされた方の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(拠点校)の実践報告書の閲覧、文部科学省e-ラーニングの実施等)  ○研修の課題として提出された、各学校の学校安全計画等の内容の把握、指導  ○安全教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言  ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付  ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発	
学校安全対策課	97	実践的防災教育推進事業 (令和4年度より「高校生防災学習推進事業」と「学校安全総合支援事業(災害安全)」)	「高知県高校生津波サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 モデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するとともに、実践校の拡大や交流を図る工夫が必要である。  ○モデル地域の市町村に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。	○県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。  ○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で地域や学校の防災上の課題に応じた防災教育が展開されている。	○「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と交流 ○「高知県高校生津波サミット」の成果を啓発  ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組の成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○「高知県高校生津波サミット」 ・第1回学習会 6/18 ・第2回学習会、フィールドワーク 8月予定 ・「世界津波の日」高校生サミット参加 ・防災士資格取得への支援 ・「高知県高校生津波サミット」開催(11/11)  ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告	○「高知県高校生津波サミット」 ・第1回学習会 6/18 実践校11校44名参加 ・第2回学習会、フィールドワーク 8/23 実践校9校 名41参加 ・「世界津波の日」高校生サミット参加 ・防災士資格取得への支援(高校生6名資格取得) ・「高知県高校生津波サミット」開催 11/11 42校142名参加  ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・室戸市(佐喜浜中)、南国市(香長中)、香美市(香長小)、土佐市(蓮池小)、四万十市(八束小)、県立盲学校 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会(10月～12月) ・推進委員会(県主催)で拠点校の実践発表を行い県内学校に取組を周知(R6 2月1日) ・安全教育研修会(県主催)における実践報告(R6 7月～)	○「高知県高校生津波サミット」 2回行った学習会や高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成が図られた。高知県高校生津波サミットに参加した生徒・教職員のアンケート結果では、3、8と高い評価だった。今後は地震・津波にとらわれることなく災害を総合的に学ぶ機会とする必要がある。  ○学校安全総合支援事業(災害安全) 拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築できた。その仕組みを県内に普及した。 今後は本事業未実施市町村が実施できるよう働きかけていく必要がある。(H23～現在まで14市町村が実施)	○「高知県高校生津波サミット」 ・第1回学習会 6/9 ・第2回学習会 8/5 ・被災地訪問 8月下旬 ・「世界津波の日」高校生サミット参加 10/23-24 ・防災士資格取得への支援 10月～2月 ・「高知県高校生津波サミット」開催(11/16)  ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催、拠点校の取組み発表 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告
学校安全対策課	①	学校防災アドバイザー派遣事業 【R5削除】	県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通して、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。							
学校安全対策課	98	防災キャンプ推進事業 【R1廃止】	学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。							

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿 (R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	102	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)
高等学校課	103	21ハイスクールプラン 推進費 ※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)	※再掲(63番)
【全所属】	104	【全所属事業】	・子どもの地域活動などへの参加事例や活動に関する情報提供				適宜実施			適宜実施

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	105	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型、特定期、こども家庭センター型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置することも家庭センターや子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは36か所に設置済み(合計34市町村)R4.4月現在 ※H27年度から事業開始 ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることができる経験のある職員が不足している。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市町村設置 ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 ○市町村への事業の周知	・現在、地域子育て支援センターに職員を3名以上配置している市町村を中心に、利用者支援専門員育成事業(県補助金)の活用を推進する。また、利用者支援事業(基本型)が難しい市町村については、子育て家庭の寄り添い支援を子育てピアサポーター推進事業(県単補助金)を通じて実施できるよう働きかける。	・香南市及び四万十市において新たに利用者支援専門員を合計5名養成(養成費用は県単)した。 ・子育てピアサポーター活動者数については、R4年度が44名(3市町1広域連合4施設)であったのに対し、R5年度12月末時点で90名(7市町1広域連合12施設)に増加した。	【評価】 ・R4年度に利用者支援事業を開始した2市(香南市及び四万十市)において、新たに利用者支援専門員を養成し、利用者支援体制の強化を図った。 ・子育てピアサポーター活動者数について、R5年度12月末時点でR4年度の倍以上の人数となり、子育て家庭に寄り添った支援の拡充につながった。 【課題】 ・利用者支援事業(基本型)については、地域子育て支援センター(一般型)の支援員2名とは別に、プラス1名職員を配置する必要があり、人手不足の市町村では、事業化に至らない。また、利用者が少ない市町村では、必要性を感じていない。	市町村への利用者支援事業及び地域子育て相談機関の周知を行うほか、国の交付金や県の人口減少対策総合交付金の活用を促す。また、地域子育て支援センターの利用促進のための土日開所や、住民参加型の子育て支援のための子育てピアサポーターや地域ボランティア等の活動促進を働きかける。
子ども家庭課	新規 106	地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型))に対して補助する。(市町村が設置することも家庭センターの設置促進)	○母子保健部門の子育て世代包括支援センターは全市町村、児童福祉部門のこども家庭総合支援拠点は22市町村に設置(R6.3月現在) ○妊娠前から子育て期まで切れ目のない相談支援体制が構築されつつある。 ○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している。	○市町村における、こども家庭センターの設置が進み、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制が強化される	○こども家庭センターの円滑な設置促進 ○職員の専門性の向上など子ども家庭支援の充実 ○学校などの関係機関との連携した支援体制の充実				○こども家庭センターの円滑な設置促進 ○職員の専門性の向上など子ども家庭支援の充実 ○学校などの関係機関との連携した支援体制の充実
地域福祉政策課	107	重層的支援体制整備事業	介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業を一体的に補助し、全市町村における包括的な支援体制整備に向けた支援を行う。	【現状】 ・8050問題などの複合課題に対応するため、分野横断的な他機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組む市町村は6市町のみ→R5年度は19市町村となる予定 【課題】 ・支援が必要な方を早期発見し、適切な支援につなぐには各分野の専門職やボランティアなどによる支援ネットワークの構築と併せて、なるべく多くの居場所や社会参加の場の創出が必要 ・地域の支え合い活動には、県民の理解促進と参画意識の醸成が必要	・包括的な支援体制を整備している市町村数(R5:19市町村→R6:24市町村) ・実質的に包括的な支援体制を整備している市町村(R5:34市町村) ・全市町村で包括的な支援体制が構築され、複雑化・複合化した課題が早期に発見され、支援に確実につながる状態 ・複雑化、複合化した課題についても、関係機関が連携しながら解決に導くことができる状態	①市町村の分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進(たて糸) ②人と人とのつながりの再生に向けた「地域の支援ネットワーク」づくりの推進(よこ糸) ③各分野の専門職やボランティアを対象に、課題に寄り添い必要な支援につながるソーシャルネットワークの理解者・実践者を増やす ④県民の理解促進と参画意識の醸成	・トップセミナー(5月) ・ソーシャルワーク網の目構築プロジェクト(6月～) ・市町村長訪問(6～9月) ・市町村ブロック会(7～9月) ・移行準備事業実施市町村向け研修(8月) ・地域共生社会フェスタ(10月) ・相談支援対応力向上研修(10～11月) ・地域福祉推進セミナー(11月) ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(時期未定) ・地域共生社会ポータルサイト(3月) 【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 ・広報活動 など	＜たて糸の取り組み＞ ○市町村の包括的な支援体制の整備を促進するため、以下の取り組みを実施。 ・首長向けトップセミナー(6/2):参加者117人 ・市町村長訪問・協議(6月～10月) ・移行準備事業実施市町村向け研修・市町村ブロック会(8月～10月) ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣:4市町(室戸市、四万十市、大豊町、いの町) ＜よこ糸の取り組み＞ ○地域の支援ネットワークの構築に向けた「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」の一環として、「気づいてつなぐ高知地域共生社会研修」(①地域ボランティア対象②各分野の専門職対象の動画)をスタート(6月)。 ⇒令和5年度末時点で再生回数865回、305名の方に受講いただき、アンケートでは「満足」「大変満足」が88%となった。 ○日頃から地域住民の方々や接する機会が多い民間事業者と連携し、見守り活動のネットワークを築くため、事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の3者による見守り協定について、令和5年6月に新たに2社(株式会社シニアライフクリエイティブ、日本郵便株式会社)と締結。 ⇒締結企業は25社となり、地域の見守りネットワークが拡大。 ○県民の「高知型地域共生社会」への理解促進と参画意識の啓発を目的として「高知地域共生社会フェスタ」を開催、延べ468人が参加(10/7)。 ⇒42の民生委員児童委員協議会と56の民間企業等が「高知地域共生社会推進宣言」を実施。	＜たて糸の取り組み＞ ○包括的な支援体制の整備はほぼすべての市町村長が賛同している一方で、担当課レベルでは必要性は認識しているが、重層事業の実施に伴う有効性や効率性の観点よりも事務負担や手続き面の煩雑さといった負の側面が印象付いてこの足を踏んでいる市町村が多い。 ＜よこ糸の取り組み＞ ○重層事業を活用してコミュニティソーシャルワーカーや保健師等、地域活動ができる人を雇用したいが、市町村も社協も募集しても応募がなく、人材不足に困っているという声が多く、 ⇒そのため、より一層の地域におけるつながりやネットワークづくりが必要。 ○「10年前と比べて格段に地域のつながりや支え合いの力が落ちた」、「地域にものごとを頼みづらい雰囲気になっている」といった声が多数。 地域のつながりや人と人とのネットワークの再生に向けて、県民向けの意識醸成に向けた広報・啓発が課題。	【拡充】・トップセミナー(5月～6月) ・市町村長訪問(5月～6月) ・ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト 気づいてつなぐ高知地域共生社会研修(通年) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) ・ブロック別四者協議(8～9月) 【拡充】・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月) ・包括的相談支援対応力向上研修(12月) 【拡充】・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月) ・高知地域共生社会推進宣言企業の募集(通年) 【新規】・高知地域共生社会推進宣言企業との大学生との協働による新たな地域活動(6月頃～) 【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 【拡充】・ポータルサイトを活用した好事例や先進的な取り組みのプロモーション、広報活動 など
子ども家庭課	108	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人材育成及び資質の向上が必要	乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。	○交付申請市町村数 ・乳児家庭全戸訪問事業:18 ・養育支援訪問事業:17	○事業の実施(補助金の活用)をしていない市町村に対してニーズの確認及び利用の促進が必要である。	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。
子ども家庭課	109	子どもの見守り体制推進事業【R6廃止】	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○令和6年度からのこども家庭センターの移行(設置)を見据え、引き続き子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、人材確保等の財政支援の検討、運営等についても助言を行い設置を働きかけていく。	○交付決定市町村数:21 (子ども家庭総合支援拠点設置市町村:22)	○交付金の活用により設置が進んできた。令和6年度以降はこども家庭センターへの設置促進に向けて、他の補助金の活用等により引き続き設置の促進が必要である。	○R6廃止(他事業に再編)
子ども家庭課	110	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)に対して補助する	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○里親の新規登録の推進により委託が促進されるよう取り組んでいく。 ○地域協議会の連携強化や専門性の向上に向けて、補助事業の活用促進などにより充実を図っていく。	○交付決定市町村数 ・子育て短期支援事業:20 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業:5 ○子育て短期支援事業に係る里親名簿の提供市町村数:8	○子育て短期支援事業については、受入先が少ない現状があるため、里親への委託を引き続き推進していく必要がある。	○里親の新規登録の推進により委託が促進されるよう取り組んでいく。 ○地域協議会の連携強化や専門性の向上に向けて、補助事業の活用促進などにより充実を図っていく。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
子育て支援課	111	安心子育て応援事業【R3廃止】	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助								
子育て支援課	112	地域子育て支援センター等機能強化事業(母子保健・子育て支援総合交付金(R5~R6)) 地域子育て支援センター等機能強化事業(~R4))	市町村や団体・企業等が行う子育て支援の取組に対して補助 ・利用者支援専門員育成事業 ・施設整備事業 ・環境整備事業 ・市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に資する事業 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業 ・臨時託児室の設置事業	○子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターの設置は進んできたが、「相談先がわからない」「情報がキャッチしづらい」などが課題。 ○子育て世代のニーズが高い支援サービス(一時預かり等)の提供は十分でない。	○「高知県母子保健支援事業費補助金」、「高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金」及び「高知県ファミリー・サポート・センター運営費補助金」の3つの補助金を統合し「母子保健・子育て支援総合交付金」をR5年度に新設。R6年度には、新たに「人口減少対策総合交付金」が制定され、本交付金に統合された。 ○市町村や団体・企業等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう市町村への働きかけを行う。	○子育て家庭の孤立化の防止や地域全体で子育てをする機運を醸成するため、「地域連携促進事業」を新設し、「子育てピアサポーター」や「地域子育てボランティア」など地域資源の活用を促進する。 ○「高知県母子保健支援事業費補助金」、「高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金」及び「高知県ファミリー・サポート・センター運営費補助金」の3つの補助金を統合し「母子保健・子育て支援総合交付金」を新設。母子保健と連携して事業を推進することで、活用を促進する。	○母子保健・子育て支援総合交付金の地域連携促進事業のうち、子育てピアサポーター推進事業の活用は1市1広域連合。 ・子育てピアサポーター活動者数については、R4年度が44名(3市町1広域連合4施設)であったのに対し、R5年度12月末時点で90名(7市町1広域連合12施設)に増加した。 ・地域ボランティア活動者数については、R4年度が138名(12市町1広域連合16施設)であったのに対し、R5年度12月末時点で266名(16市町1広域連合26施設)に増加した。	【評価】 子育てピアサポーター及び地域ボランティアの活動者数について、R5年度12月末時点でR4年度の倍以上の人数となり、地域資源の活用による子育て家庭に寄り添った支援の拡充につながった。 【課題】 昨年度対比では拡充が図れたものの、更にピアサポーターや地域ボランティアが活動する市町村及び施設を増加させる必要がある。	○子育て家庭の孤立化の防止や地域全体で子育てをする機運を醸成するため、既存の活動事例等の周知等により、「子育てピアサポーター」や「地域子育てボランティア」など地域資源の活用を促進する。		
子育て支援課	113	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	○0~2歳のうち未就園児は約4割であり、このような子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 ○子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の拡充が必要 ○子育てに役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	○地域における子育て支援活動の担い手の増加 ○住民主体の子育て支援サービスの充実	○子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	○令和4年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化交流会又は情報交換会の実施。第1回R5.10.29参加者:29人。第2回R6.1.8参加者:37人 ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援...3地域(高知市江ノ口地区、いの町、黒潮町・四万十市) ○子育て講座や交流の場の提供 ・10サークル29講座 ○子育て支援活動の情報発信 ・うちブレマnet掲載記事:2件 ・Instagramで情報発信:投稿数42件 ・その他WEBサイト掲載:28件 ・広報誌の発行1回	【評価】 ・事業の検証:研修会等の参加者にアンケートを実施し、事業効果等を検証(アンケート対象者:①及び②参加者635人)交流会や講座など、全ての事業で、9割以上が「良かった」又は「非常に良かった」と回答。また、事業の必要性についても、全ての事業で9割以上が「必要と思う」又は「少し必要と思う」と回答。 ・子育て交流会の開催により、子育て支援関係団体が情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 【課題】 ・3地域で子育て支援のネットワーク化ができていないが、地域の支援者同士が自分たちのみで活動を続けていくまでは至っておらず、引き続き支援が必要。	○令和5年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施	
子育て支援課	114	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センター等の人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点等で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点等とつながることができ仕組みを構築する。	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 利用者支援専門員研修(オンライン研修) ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:36人受講36人認定 利用者支援事業:5人受講5人認定 ファミリー・サポート・センター事業:29人受講28人認定 ・子育て支援員現任者研修 地域子育て支援拠点事業:38人受講 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施:7人	【評価】 ・子育て支援員専門研修の受講者が増加しており、子育てへの関心が高まっていると思われる。 ○(R4年度参考) ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:84人認定 ファミリー・サポート・センター事業:41人認定 ・現場実習の実施:9人 【課題】 ・子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施		
子育て支援課	115	出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談)【R4廃止】	専門職員を配置し、妊娠期から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施	高知家の出会い結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置(非常勤職員1名アドバイザー1名) H29年度実績 電話相談:22件 出張相談:181件	総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件(第3期Ver3日本一の健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋)	○子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用の促進 ○Facebook等による子育てに関する情報発信					
幼保支援課	116	多機能型保育支援事業	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○市町村や保育所等への個別訪問 ○多機能型保育支援事業実施園等との交流会 ○保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの紹介 などを通じて周知し、実施箇所数の拡大を図る。	○市町村や保育所等への個別訪問 ・実施例や補助金の紹介、事業実施の働きかけ等 ○関係団体との協議(保育者等人材確保事業連絡会)(6月) ○多機能型保育支援事業実施園等との交流会(9月) ○未就園児を招いた5園合同イベントの開催(11月) ○保育所等が行う子育て支援情報をホームページやSNSで紹介 ○多機能型保育支援事業の実施:17箇所	○地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。 ○保育所等の本来業務が多忙であることや、人材確保が難しいことなどから、事業実施が一部にとどまっている。	○多機能型保育の充実に向けた取組 ・市町村や保育所等への個別訪問 ・多機能型保育支援事業実施園等との交流会 ・保育所等が行う子育て支援情報をホームページやSNSで紹介 ○「こども誰でも通園制度」をはじめとする国の新たなことも、子育て施策の活用も含めて、保育所等を通じた子育て支援の充実を検討		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
子育て支援課	117	「こうちプレmaNet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきた。○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知 ○R4.10月サイトリニューアル ○R5年度新コンテンツ開設	・チラシの配布など引き続きサイトの周知に努める ・新コンテンツを開設し、高知にゆかりのある方とこうちの子育てや「こうちプレmaNet」について共同で情報発信を行い、サイトを継続して活用してもらうよう務める。	○新コンテンツの開設 ・県内在住の漫画家と県内の企業や施設・サービズ等がコラボしながら子育て情報を発信(7回) ・子育て中の保護者だけでなく、子育てに関わる支援者子育てインタビューを実施し、プレマネットで掲載(月1回更新) ・プレマLINEによる子育てに関するイベント情報等を定期的に配信(33回) ・プレマLINEの登録者数:611人(R6.3.1時点)	【評価】 ・「こうちプレmaNet」アクセス件数:458,737件(前年度比約3倍) ・公式LINE登録者数:611人(令和5年度302人) 【課題】 ・アクセス件数の高いページが「子育て応援の店」であり、「こうちプレmaNet」の活用方法などについての情報発信が必要	・チラシの配布など引き続きサイトの周知に努める ・新コンテンツを開設し、高知にゆかりのある方とこうちの子育てや「こうちプレmaNet」について共同で情報発信を行い、サイトを継続して活用してもらうよう務める。	
幼保支援課	118	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む教育・保育を実施するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、教育・保育の質の向上を図る。	○研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ○計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援を2カ年で実施できるよう働きかけているが、継続した取組につながる地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。	○保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的、計画的な園内研修が実施されている。 ○研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を越えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。	・教育保育の質の向上に関する園内研修(外部から講師等を招聘して行うもの)を実施している園の割合:60%以上 ・ブロック別研修実施園の公開保育の参加者アンケート調査「参考にあった」と回答した割合:80%以上 ・質の向上ガイドラインを問うを活用し、教育・保育の質の向上にむけ、継続的に取り組んでいる園の割合:80%以上	○園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知及び実施 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 ・高知市との連携による園内研修支援	○園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の実施:178回 ・ブロック別研修支援:115回 うち高知市との連携による園内研修支援:58回 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣	○ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援等で、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 ○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知し、活用を促す必要がある。 ○各地域、各園の教育・保育の課題に基づいた実践が日常的/継続的に行われるよう市町村主管課とさらに連携して支援していく必要がある。	○園内研修支援 ・外部からの講師等を招聘して行う保育を見合っの園内研修の実施の呼びかけ ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 ・高知市との連携による園内研修支援 ○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けての「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用	
幼保支援課	119	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業を除く)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ・親育ち支援に関する年間研修計画を作成している園の割合:80%以上 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。 ・親育ち支援担当者研修参加率50%	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会:1回(2月) ・親育ち支援講座:2回(7月、9月) ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加しているため、内容の充実が必要である。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援が必要である。	○全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加しているため、内容の充実が必要である。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援が必要である。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座 ・親育ち支援担当者研修 ○親育ち支援に関する研修計画の作成	
生涯学習課	120	家庭教育支援基盤形成事業	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおとして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成講座の実施及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・地域子育て支援センター、PTA等に「親の育ちを応援する学習プログラム」を活用した研修とファシリテーターの活用を周知(4月) ・「イメージキャラクター啓発資料の貸出し」 ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2023の開催	(1)家庭教育支援への助成 ・家庭教育支援基盤形成事業:16市町村うち家庭教育支援チーム:6市町村6チーム ・事業未実施の市町村への訪問 ・学校や地域での出前講座を実施 ・高知県PTA研究大会の開催:183名(8月) (2)「親の育ちを応援する学習プログラム」活用研修の推進 ・市町村、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センター、PTA等に「親の育ちを応援する学習プログラム」を活用した研修とファシリテーターの活用を周知(4月) ・「親プロ」を活用した研修会の開催:20箇所、487名 ・認定ファシリテーター養成研修会開催:25名(10、11月) (3)「生活リズムチェックカード」の活用促進 ・全保育所、幼稚園等の4～5歳児及び小学生にチェックカードを配布:園児(11月)、小学生(5、11月) (4)早寝早起き朝ごはん県民運動の推進 ・「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2023」の開催:約500名(12月)	○家庭教育支援基盤形成事業では、他課の事業を活用するなど当初の予定より2市町村減少した。今後も家庭教育の核となる家庭教育支援チーム等の強化を図り、市町村における家庭教育支援の基盤を構築する必要がある。 ・多くの市町村に取組を広げるため、市町村担当者への周知や家庭教育支援の核となる人材育成を推進する。 ○全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修会等が必要である。 ・保護者や家庭教育担当者等を対象とした出前講座を実施する。 ○保育所や幼稚園、子育て支援センター等の職員や保護者からの子育てや家庭教育に関する研修依頼は増加している。今後も地域におけるファシリテーターを活用した自主的な研修の実施を推進し、子育てや家庭教育に関する地域の支援力向上を図る必要がある。 ・地域の支援力のさらなる向上を図るため、「親プロ」を活用した研修や、認定ファシリテーター養成研修会を継続して実施する。 ○引き続き、早寝早起き朝ごはん県民運動を推進するため、様々な機会を通じて、より規則正しい生活習慣の重要性を周知する必要がある。 ・学校等での「生活リズムチェックカード」の活用を促進するとともにフォーラムやPTA研修会での周知を図る。	(1)地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。 ・家庭教育支援基盤形成事業:20市町村 (2)多くの家庭がよりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。 ・「毎日同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合:85%以上かつ全国平均以上 ・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合:95%かつ全国平均以上	
子ども家庭課	121	高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業)	児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。	○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化しているとともに減少傾向にある。	○児童厚生施設(児童館・児童センター)が、子どもたちの安心・安全な居場所となっている。	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診	○補助金の活用(5市町村5団体) 室戸市、安芸市、佐川町、日高村、黒潮町	活用している市町村が固定化している。	○補助金のあり方について検討	
子育て支援課	122	地域子ども・子育て支援事業 ※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)	※再掲(105番)
地域福祉政策課	123	重層的支援体制整備事業 ※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	124	安心子育て応援事業 ※再掲(111番) 【R3廃止】	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知				
子育て支援課	125	地域子育て支援センター等機能強化事業(母子保健・子育て支援総合交付金(R5~R6)) 地域子育て支援センター等機能強化事業(~R4) ※再掲(112番)	※再掲(112番)	※再掲(112番)	※再掲(112番)		※再掲(112番)	※再掲(112番)	※再掲(112番)	※再掲(112番)
子育て支援課	126	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業 ※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)
子育て支援課	127	子育て支援員等研修事業 ※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)	※再掲(114番)
幼保支援課	128	多機能型保育支援事業 ※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)	※再掲(116番)
生涯学習課	129	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
地域福祉政策課	130	あったかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。	【現状】あったかふれあいセンター事業の開始時点では、22市町村28拠点 【課題】中山間地域では、多様なニーズがありながらもサービスの利用者が少ないことが民間参加が進まない。	あったかふれあいセンターのサービス提供機能が充実・強化され、高知型福祉の拠点として整備されている。	あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備力所数:旧市町村に1カ所以上。	あったかふれあいセンターの広報・機能強化 ①あったかふれあいセンターの整備 ・R5年度:31市町村55拠点254サテライト ②ゲートキーパー機能の強化 ・人材研修の充実 ・気になる子ども・世帯の情報を行政等適切な機関につなぐ ③福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援の実施	①あったかふれあいセンターの整備 ・R5年度:31市町村55拠点254サテライト ②コーディネーター研修1回(37名参加) ・スタッフ研修2回(計31名参加) ・スタッフフォローアップ研修1回(計16名参加) ・テーマ別研修1回(34名参加) ・情報発信スキルアップ研修1回(16名参加) ③令和5年4~令和6年3月時点で子ども906名が集いの場に参加	①福祉保健所や市町村とも連携しながら地域の状況に応じた支援をすることで、あったかふれあいセンターの整備ができた。 ②研修等を通じて、地域住民の抱える様々な課題への理解促進を図ることができた。 ③様々な世代が集える工夫をすることで高齢者だけでなく、子ども達の集いの場として活用されつつある。令和6年度は好事例の共有やリーフレットの配布などを通じて、更なる活用の促進を図る。	あったかふれあいセンターの機能強化 ①困っている人を見逃さない相談体制づくり ・センター職員を対象とした人材研修 ・専門職等を交えた相談支援体制の構築 ②福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援の実施
障害福祉課	131	障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業)	学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。	地域における当該事業をさらに活用してもらうための周知が必要。	学校などの長期休暇中の障害児の居場所の確保により、障害児と保護者が安心して地域生活を継続できる。	市町村担当者会などで当該事業の周知を図り、地域のニーズに応じた利用促進を行う。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。	延べ利用者数 1,155名 安芸市 50名 香南市 344名 中土佐町 108名 津野町 275名 四万十町 176名 黒潮町 62名 中芸広域連合 140名	長期休暇中の障害児の居場所づくりとともに、宿題等の学習支援や体験活動等を実施することで、障害児及びその保護者の地域生活を支援することができ、ボランティアなどの協力を得て地域での交流プログラムを障害に配慮した内容の企画をするなどにより地域とのつながりができた。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。
地域福祉政策課	132	民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進	各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施 自己紹介:88校 リーフレット等配布:54校 合計:142/194校 73.2%	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	就学時健康診断などでの自己紹介やリーフレット配布を実施してもらうよう計画の確認と協力依頼	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施	民生委員・児童委員の活動について周知ができ、地域における身近な相談先としての認識を持ってもらった。	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及
子ども家庭課	133	子どもの見守り体制推進事業 ※再掲(109番) 【R6から廃止】	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止	※再掲(109番) ※R6年度から廃止
子ども家庭課	新規 134	地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(こども家庭センター型)) ※再掲(106番)	※再掲(106番)	※再掲(106番)	※再掲(106番)	※再掲(106番)	※再掲(106番)			※再掲(106番)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
県民生活課	135	安全安心まちづくり推進事業	犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。	○第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」(R4年3月策定)に基づく取組を着実に進める。	○県民と本県を訪れる人すべてが安心して暮らし、滞在できる高知県を目指す。	○安全安心まちづくり推進会議において、各事業の取組実績を集約し、構成員から意見を頂きながら、計画に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」の発行による情報発信 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」、ラジオ広報による情報発信 ○イベント「特殊詐欺被害等防止キャンペーン」、「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会、総会の開催	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」(4回)、会報「安全安心まちづくりだより」(4回)発行による情報発信 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」、ラジオ広報(4回)による情報発信 ○イベント「特殊詐欺被害等防止キャンペーン」(5/29高知大丸前)、「安全安心まちづくりひろば」(10/15 イオンモール高知)の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会(2回)、総会(2/13)の開催	○各種広報活動を実施することにより、子どもを含め幅広い世代に対し防犯意識の醸成を図った。特に、イベント「特殊詐欺被害等防止キャンペーン」では、幼稚園児と一緒に啓発活動を実施した。 ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」の発行による情報発信 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」、ラジオ広報による情報発信 ○イベント「特殊詐欺被害等防止キャンペーン」、「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会、総会の開催
学校安全対策課	136	高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、スクールガード・リーダーによる巡回指導やスクールガード養成講習会の開催等を通して見守り体制の強化を図る市町村を支援する。	○他県では子どもをねらった痛ましい事件が発生しており、県内でも子どもをねらった不審者情報が後を絶たないことから、見守り活動が組織的に行われるよう、啓発を続けていく必要がある。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制が多くの市町村で構築されている。 ○各学校や地域で、子どもの見守り活動が組織的に実施されている。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を活かした、子どもの安全を確保する体制構築の効果や好事例を研修会等で紹介し、組織的な見守り活動の啓発 ○継続的に見守り活動をしている活動団体・組織の表彰	○22市町村が実施 ・スクールガード・リーダー(22市町村、43名)による巡回指導と評価 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施 ・学校安全活動(見守りの強化) ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催 ・スクールガード・リーダー及び高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者を集め、事業説明、県警察本部生活安全部よりの講話、スクールガード・リーダー同士の情報共有等を行いスキルアップをはかる。(5/24オーテピア高知図書館)	○22市町村が実施 ・スクールガード・リーダー(22市町村、43名)による巡回指導(156校) ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(安芸市で実施) ・学校安全活動(見守りの強化のための腕章、ベストの購入) ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催 ・スクールガード・リーダー及び高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者を集め、事業説明、県警察本部生活安全部よりの講話、スクールガード・リーダー同士の情報共有等を行った。(5/24オーテピア高知図書館 17市町村45人参加)	【評価】 ○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制が22市町村で構築された。 ○各学校や地域で、子どもの見守り活動が組織的に実施されている。 【課題】 ○スクールガード・リーダーの高齢化によりその役割を担う人材が不足している。 ○本事業実施市町村を増やし、見守り体制のさらなる強化を図る必要がある。	○22市町村が実施予定 ・スクールガード・リーダー(22市町村、44名)による巡回指導と評価 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施 ・学校安全活動(見守りの強化) ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催 ・スクールガード・リーダー及び高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者を集め、事業説明、県警察本部生活安全部よりの講話、元小学校長の講話、スクールガード・リーダー同士の情報共有等を行いスキルアップをはかる。(5/30オーテピア高知図書館)
生涯学習課	137	地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業) ※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)	※再掲(21番)
生涯学習課	138	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
子ども家庭課	139	子どもの居場所づくり推進事業	子ども食堂の開設、運営、衛生管理及び子育て支援・学習支援に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。	・高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町は、9市3町にとどまっている。 ・新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ・居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	・民間団体への支援及びあつたかふれあいセンター、集落活動センターとの連携による取組の拡大 ・ボランティア養成講座によるボランティアの作成・提供 ・食材配送(提供)の仕組みの構築のための協議会の立ち上げ支援(子ども食堂実施団体、食材提供事業所(生産者含む)、運送会社、県社協等) ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携の強化(特に高知市)	以下の取組を実施 (1)未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす (子どもの居場所づくりコーディネーターの配置、「スタッフ養成講座」「ネットワーク会議」、子ども食堂シンポジウムの開催、あつたかふれあいセンター・社会福祉協議会等による子ども食堂開設に向けた支援活動等) (2)子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(地域連絡会の開催 等) (3)子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる (子ども食堂における子育てに関する講話等の実施や学習支援 等) (4)新型コロナウイルス感染症対策(感染症対策に要する経費の支援 等)	・スタッフ養成講座とネットワーク会議をセットで開催(7月 4回) ・地域連絡会の開催(3月 4回) ・子ども食堂シンポジウムの開催 等	・子ども食堂の取組は県内全土に広がっており、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を充実させていくためには、未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要 ・支援の必要な子ども等を子ども食堂や他の適切なサポートの利用につなぐためには、地域の支援機関との連携体制の構築が必要 ・食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や、子ども食堂の活動が家庭の教育力の向上へ資するよう支援が必要	(1)未開設地域での立ち上げと定期的な開催への支援 (子どもの居場所づくりコーディネーターの配置、「スタッフ養成講座」「ネットワーク会議」、子ども食堂シンポジウムの開催、あつたかふれあいセンター・社会福祉協議会等による子ども食堂開設に向けた支援活動 等) (2)子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(地域連絡会の開催 等) (3)「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる活動 (子ども食堂における子育てに関する講話等の実施や学習支援 等)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
高等学校課	140	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	○定時制・通信制の課程に在籍する生徒には、経済的に厳しい状況にある者もあり、支援が必要である。	○定時制通信制の生徒を経済面から支援し、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学びの実現が着実に進んでいる。	○制度の周知 ○要件を満たす希望者への支給	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。
子ども家庭課	141	児童養護施設等児童措置費(児童自立生活援助事業)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童等に対し、自立援助ホーム、児童養護施設、ファミリーホームなどから通達させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者が社会的自立を促進するために不可欠であることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。	・自立援助ホーム入所者数11名(内県内施設9名)	・施設退所者や中卒児童等に対して、自立に向けた援助が適切に実施された。	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。
子ども家庭課	142	社会的養護自立支援事業(生活相談支援) 【R6から廃止】	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに社会的養護自立支援事業による生活相談等を委託して実施。 ・1ヶ所に配置した、支援コーディネーターが、本人の意向を反映させ、退所後の継続支援計画を作成。	退所後の生活や修学、終了等に支援を要する退所者への支援の充実が必要。	R6廃止(他の事業へ再編)	
子ども家庭課	新規 143	社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互交流の場を提供し、必要な情報提供や相談支援を行うなど、将来の自立に結びつける。	施設入所児童等に対する入所中から学習・自立支援の実施や自立支援コーディネーターの配置など支援体制の充実が図られてきた。	・施設退所後も必要に応じて、適切な支援につながり、自立に向けた安定した支援が受けられる。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援拠点事業の実施				県内1ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託し、相互交流の場の提供、支援計画の策定、生活上の問題や求職場の問題に関する相談支援を実施。また、心理療法が必要な場合に適切に対応できるよう心理療法連携担当職員を配置。
生涯学習課	144	若者の学びなおしと自立支援事業	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 27%以上(国事業実績を除く) ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、関係機関との連携)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションセミナー等の各種セミナーの実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) ○若者はばだけプログラムを活用した研修会の実施 3回(7~11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月)	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学及び就労支援 ・臨床心理士による面談 355件 ・アウトリーチ型支援の実施 744件 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数: 285名 単年度進路決定率: 41.9% 進路決定者数212名 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー181名(実人数) 個別相談50名(実人数) ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) 6地区・参加者計: 132名 ○若者はばだけプログラム活用した研修会の実施 3回(7・8・10月) 参加者: 延べ84名 ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) 進路未定者数: 10市町26名(1月調査時)	○来所のべ人数が6,050名(前年度比-231名)、新規登録者数が285名(前年度比-9)、と減少したが、進路決定者数は212名(前年度比+8)と上がった。 ・中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ・人間関係の構築に困難を抱えるなど、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 ・支援対象者に合った適切な支援ができるように関係機関と連携し、適切な支援機関につなげる必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、関係機関との連携)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションセミナー等の各種セミナーの実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) ○若者はばだけプログラムを活用した研修会の実施 3回(7~11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月)
地域福祉政策課	145	就労体験拠点設置事業	ひきこもりの人等様々な事情により生きづらさを抱える人等を対象に、就労支援に係る総合相談窓口(就労体験拠点)の運営を委託。	○ひきこもりの人等様々な事情により生きづらさを抱える人等を対象に就労支援にかかる総合窓口(就労体験拠点)の運営を委託。 ○委託先: 社会福祉法人等3団体(東部、中部、西部)	ひきこもり状態にある方とご家族への支援の充実に取り組みすることで、当事者の自立を促進し、本人及びご家族の福祉の増進を図る。	ひきこもり地域支援センターを中心としたひきこもりの人の支援に係る連絡会やスーパーバイズ等の実施により、市町村へ就労体験拠点の周知を図る。	○R4.11から就労体験拠点が2⇒3へと増加。新たな拠点も含め、引き続き、ひきこもり地域支援センターや福祉保健所、市町村と連携した連絡会等での周知を図る。 ○ひきこもり地域支援センターやひきこもりピアサポートセンターによる相談者への周知やつなぎ支援。	○R5の中間的就労等を経て就労した人数は8人(R6.2時点)であり、R4の2人から増加	○R4.11から就労体験拠点が2⇒3へと増加。新たな拠点も含め、引き続き、ひきこもり地域支援センターや福祉保健所、市町村と連携した連絡会等での周知を図る。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
子育て支援課	146	「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)	※再掲(117番)
子育て支援課	147	子育て講座(H30:地域子育て支援推進事業) 【R3廃止】	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に、専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。							
子育て支援課	148	住民参加型子育て支援推進事業実施委託事業 ※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)	※再掲(113番)
幼保支援課	149	親子支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業を除く) ※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)	※再掲(119番)
警察本部少年課	150	親子の絆教室開催推進	県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量を抑制する。	幼児期の子どもやその保護者を対象とした親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。	進捗状況を管理し、令和5年～令和7年で全園一巡を目標とする。	教室未実施の幼稚園、保育所等に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明し、100%の施設における開催を目指すと共に、保護者等にも教室に参加する意義、重要性を周知させていく。	令和5年中、幼稚園14施設、保育所79施設、認定こども園等8施設、合計101施設において実施。令和5年中の実施率は37.1%であった。	1年間で37.1%実施することができたので、今後も引き続き幼稚園や保育所等に親子の絆の醸成や家庭における教育の必要性を啓発促進する。	前期(令和2年～令和4年)未実施の幼稚園、保育所に対し親子の絆教室の趣旨や重要性を説明し、実施率100%を目指していく。
子育て支援課	151	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)
文化国際課	152	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)
生涯学習課	153	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30:放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)	※再掲(9番)
文化国際課	154	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。	○ジュニアオーケストラ団員の確保	○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。	○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導)	○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 毎年定例の演奏会。練習の成果を存分に発揮して、演奏を行った。 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 「こうち環境博」の主催者からの依頼を受けオープニング演奏を披露した。 ○高知ジュニアオーケストラの育成 年間通じて、練習に励んだ。 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導) 技術指導を県民文化ホール技術課職員らが担当。 演技指導は少年王者館の主幹・劇作家・演出家の天野天街が担当。	○団員の加入、退団は毎年あるが、一定のレベルを維持しつつ、高知ジュニアオーケストラは成長していると思う。引き続き継続活動により、高知県内の弦楽器音楽文化の振興を目指したい。 ○施設外での演奏は定演とは違う環境とお客の前での演奏となる。団員たちにとって非常に学びが深く、モチベーションも向上する。今後も積極的に施設外演奏を展開していきたい。 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会 近年演技指導は本公演の関連から、著名な劇作家や演出家を招いている。青少年にとっても貴重な機会をなり、演劇文化振興、青少年育成に大きく貢献している。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導)
文化国際課	155	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)	※再掲(55番)
小中学校課	156	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 【R2廃止】	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。さらに、平成31年度より「国語科授業づくり講座」を実施し、国語科を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、組織的な授業改善を推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続ける教員の育成と指導力の向上を図る。							
小中学校課	157	教育文化祭 ※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)	※再掲(42番)
高等学校課	158	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了 ※再掲(43番)								

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
薬務衛生課	159	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新五か年 戦略推進事業	若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%) ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討	○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも1回の薬物乱用防止教室を開催している。	○高知県薬剤師会、学校薬剤師部会と連携し、研修会の開催等、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施に向けた取組を確実に進める。 ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。 ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	○県教育委員会、県警、県の協働による、小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止教室講師(薬物乱用防止推進員等)に対する研修を実施 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーンの実施 ○薬物乱用防止啓発資料の配布及び啓発ポスターの掲示等(イベントの機会等を捉えた啓発)	○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ・46校(1910名)(参考:R4年度22校(1,191名)) ○薬物乱用防止推進員に対して研修会を開催 ・各地区薬物乱用防止推進協議会で実施(県内6カ所) ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ・ポスター224作品(13校)・標語 256作品(7校) ○「ダメ。ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーン ・参加者:355名(うちヤングボランティア:135名)3市(6カ所) ○危険ドラッグ等啓発資料の配布 ・地域のイベントや薬物乱用防止教室での配布 ○令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動高知大会を開催(R5.11.21):高知東生氏による講演等 ・参加者数:約250名(うち学生:約85名)	○薬物乱用防止教室の実施及び講師の育成 ・県教育委員会、県警、県3者の連携を図りながら、薬物乱用防止教室講師の育成が必要 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト ・参加率が低い傾向が続いているため、参加しやすい募集期間での実施等、実施要領の見直しが必要。 ・参加率>17%(H30)→20%(R1)→13%(R2)→18%(R3)→14%(R4)→16%(R5) ※中でも私立校の参加数0 ○6.26ヤング街頭キャンペーン 県下全地区協議会での実施が必要。 R5年度:3協議会(6協議会中)管内で実施 ○危険ドラッグ等啓発資料の配布 上記キャンペーン等地域のイベント等で各種啓発資料を配布し、正しい知識の普及に繋がった。 ○麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動高知大会 多数の学生及び関係者の参加により薬物に係る正しい知識の普及に繋がった。	○県教育委員会、県警、県の協働による、小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止教室講師(薬物乱用防止推進員等)に対する研修を実施 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの継続実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーンの実施(全地区協議会における実施) ○薬物乱用防止啓発資料の配布及び啓発ポスターの掲示等(イベントの機会等を捉えた啓発)
子ども家庭課	160	万引き防止リーフレット作成等事業	万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。	・万引きによる検挙補導人数、深夜徘徊による補導人数ともに、昨年より大幅に減少した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう更なる協力依頼が必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取り組みなどにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携	・コンビニ、スーパー等での声かけ及びポスター掲示について、本社等を通して引き続き各店舗に依頼。 ・より効果的な啓発方法について検討。	・コンビニ、スーパー等での声かけ及びポスター掲示について、各市町村の実施予定を踏まえ本社等を通して各店舗に依頼。	・締結企業を通して依頼することで、企業から各店舗へポスター配布について協力したいとの問い合わせが増えた。	・コンビニ、スーパー等での声かけ及びポスター掲示について、各市町村の実施予定を踏まえ本社等を通して各店舗に依頼。
子ども家庭支援課	161	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シート)を行う。							
人権教育・児童生徒課	162	ネット問題啓発資料づくり事業 【R3廃止】	ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育・児童生徒課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。							
人権教育・児童生徒課	163	情報モラル教育実践ハンドブック(改訂)R3~ ※ネット問題啓発資料づくり事業に代わる取組として記載	子どものインターネット機器の利用に関するモラルやネット問題の危険性についての認識を高め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒の育成や、保護者への啓発を目的とした実践事例集の改訂を行う。	スマートフォンやネット、SNSの利用に伴うトラブルや被害が近年増加傾向にある。自他の個人情報の取り扱いやネット上での誹謗中傷・いじめ、インターネット利用の長時間化等の課題があり、インターネットの正しい使い方や理解が十分に浸透していない。	○子どもたち自身がネット上の危険性を知り、トラブルから身を守ることができるようになる。 ○PTAや保護者会において、保護者が冊子を活用し、家庭での適切なネット利用についてのルールづくりを進め、家庭における継続した取組が実践される。	○新たな問題等に対応する資料を作成し、ネット問題の危険性やネットの適切な利用等についての理解を深める情報モラル教育の充実を図る。 ○家庭における機器の利用について、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりなどの保護者への啓発をはかるため、保育所・幼稚園等や学校の保護者もPTA研修等で利用できる内容も作成し、啓発や取組の充実を図る。	○情報モラル教育実践ハンドブックの周知を行い、保育所・幼稚園等、学校、PTA研修等における活用を図る。 ・人権教育主任を対象とした研修会で特参しても活用を周知 ・教育センター主催の年次研修や選択研修での活用・紹介 ・各学校の校内研修での活用 ・PTAが集まる場や研修での紹介・活用	・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会における資料の周知(5、6月) ・生徒指導主事(担当者)を対象とした研修会で周知 ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施	・情報モラル教育についての校内研修や授業等における資料の活用状況 R5:小54.8%、中44.3%、高12.8%、特支20.0% ●今後も各研修等において活用の働きかけを行う必要がある。 ●研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修を今後も継続する。	○情報モラル教育実践ハンドブックの周知を行い、研修等における活用を図る。 ・人権教育主任を対象とした研修会で活用を周知 ・各学校の校内研修での活用 ・PTAが集まる場や研修等での紹介・活用
人権教育・児童生徒課	164	学校ネットパトロール事業	インターネット上のいじめ等のトラブルを早期に発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うとともに、ケースに応じて関係機関と連携した総合的な取組を進める。	ネット上のいじめが潜在化・深刻化する状況にあり、監視による早期発見・早期対応にさらに取り組む必要がある。	・ネットいじめ等の早期発見・対応により、いじめが深刻化する前に解消している。 ・関係機関の連携により、ネットいじめの未然防止や早期対応等の取組がさらに進んでいる。	・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見、早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事案が発生した場合は、対応を該当する学校に求め、事案の鎮静化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネットトラブルや非行の未然防止に努める。	・不適切な書き込み等について、検索・監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)	・ネット上の不適切な書き込み等について、日常的に監視を行った。 ・学校ネットパトロールを実施(中・高:年6回、小・特支:年3回)し、ネット上のトラブルの早期対応、防止に努めた。 ・啓発資料の配付(小中高生用 年5回)	○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができた。 ●令和5年度投稿検知数の結果では、97.7%が中学校・高等学校であり、書き込み内容については次の状況である。 ・個人情報の流出:79.9%(505件) ・不良・不適切行為等:18.2%(115件) ・いじめ、誹謗中傷、人権問題:1.9%(12件) 今後もネット上の検索、監視とともに啓発を続けていく必要がある。	○不適切な書き込み等について、検索・監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)
警察本部少年課	165	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、入口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。	○1年間県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年の非行率を減少させるための一施策。	進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	未実施の学校に向け、非行防止教室の重要性を周知させ、活動を推進していく必要がある。	令和5年中、小学校127校のべ1284回、中学校74校のべ609回、高校27校のべ434回実施。全対象学校のうち66.9%の学校において実施することができた。	実施回数は昨年より伸びているが、未だ県内全ての学校における実施ができていないため、同教室では、非行防止だけでなく、情報モラルやいじめ防止等の教室も実施していることなど、県民へ周知していくことが必要。	非行防止教室で実施する内容について、SNSや広報紙等を活用して県民への浸透を図り、引き続き学校と連携し、ニーズに応じた教室を実施する。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
小中学校課	166	道徳教育協働推進プラン(R5まで) 道徳教育実践力向上プラン(R6から)	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	○全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳性を問う項目について、夢や志、自尊感情の面で肯定的回答をした児童生徒の割合が、前回調査より低く、課題が見られる。 将来の夢や目標を持っている[小学校-3.4p 中学校-1.4p] 自分にはよいところがある[小学校-4.8p]	○全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる。 ○児童生徒が意欲的に考え、主体的に話し合う「考え、議論する道徳」の授業展開(児童生徒の意識60%以上、教師の意識50%以上) ○「地域ぐるみの道徳教育」推進に向けての取組の共有	○教師の指導力が向上することにより、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開される。 ○学校・家庭・地域とが一体となった「地域ぐるみの道徳教育」が推進される。	○道徳授業づくり講座 拠点校：北川村立北川小学校 東洋町立甲浦中学校 須崎市立浦内小学校 いの町立伊野中学校 宿毛市立小築紫小学校 黒潮町立佐賀中学校 高知市立立良中学校 指定校：南国市立香南中学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I・・・8月開催(各教育事務所開催) II・・・10月開催 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ・一部改訂 ○市町村指導事務担当者会で周知及び取組の進捗確認(6月・2月)	○道徳授業づくり講座 拠点校：14回567名参加 指定校：1回48名参加 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 東部(67名) 中部(115名) 西部(60名) ○「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・小学1年生への配付(4月) ・一部改訂準備 ○市町村指導事務担当者会で周知及び取組の進捗確認(6月・2月)	○道徳科の授業において、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が行われ、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接し、自らの考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、話し合い活動などの言語活動を生かした学習が展開されるなど、授業改善が進んでいる。特に、考えを深めるための話し合い活動に取り組んでいると感じている児童生徒や、そのための指導をしている教師の意識は高いものとなっている。しかし、中には、取り入れた話し合い活動によって、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することができず、自らの考えを深めることにつながらなかった授業も見られる。 ○学校と家庭・地域が一体となって取組を進めるために、道徳科の授業公開や、学校運営協議会などにおいて地域や家庭に学校の道徳教育についての説明をしている学校が増えている。しかし、学校の道徳教育について家庭や地域と協議している学校はまだ少ない現状となっている。	○道徳科教材研究力向上セミナー(4回) ○道徳科授業実践力向上セミナー(4回) 東洋町立甲浦中学校 大豊町立大豊学園 宿毛市立小築紫小学校 高知市立一宮中学校 ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会(7月開催) ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷
子育て支援課	167	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)	※再掲(92番)
県民生活課	168	交通安全対策推進事業	各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。	○第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第11次「高知県交通安全計画」(R3年4月作成)に基づく取組を着実に進める。	○人権尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現を目指して交通安全運動を推進する。	○「交通安全計画」及び「交通安全運動の推進方針」に基づき、県警、関係機関、民間ボランティア団体等と連携して交通安全対策を行う。	○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○高知県立交通安全子どもセンターにおける交通安全教室の開催 ○交通安全子ども自転車高知大会開催(県共催)	○自転車マナーアップキャンペーンの実施(5月1日～5月31日) ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施(春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動) ○ラジオ広報(11回) ○高知県立交通安全子どもセンターにおける交通安全教室の開催(73回 3,454人参加) ○交通安全子ども自転車高知大会開催(6/24 県共催)	○令和5年の交通事故件数・負傷者数は前年より増加したが、死者数は前年より3名減少した。死者数は昭和27年から県警察が統計を取り始めて以降、最も少ない数字だが、事故(死者数)がなくなることはない。R3年4月作成の第11次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める必要がある。	○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○高知県立交通安全子どもセンターにおける交通安全教室の開催 ○交通安全子ども自転車高知大会開催(県共催)
私学・大学支援課	169	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象にしたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○私立学校等の小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○自転車通学の児童生徒を対象にした、各私立・国立学校へのヘルメット購入費用の助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○新入学生については、申請時期を早め、入学前から申請できるように見直し	○自転車通学の児童生徒を対象にしたヘルメット購入費用の助成 ・私立・国立学校での助成券申請728件 ・助成券活用323件(購入率44%) ○新入学生の助成券申請時期を見直し、入学前から申請できるようにスケジュールを変更 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○新入学生への助成券申請時期の見直しにより、申請件数は大幅に増加し、購入者数も増加した。 ○申請件数、購入者数は増加したものの、助成券がすべて活用されていない。 ○登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。また、全国的にみて、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。児童等の安全を確保するために、ヘルメットの購入を促すことで、着用につなげていく。	○自転車通学の児童生徒を対象にした各私立・国立学校へのヘルメット購入費用の助成を継続 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動
学校安全対策課	170	安全教育推進事業(令和4年度より「学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全)」)	モデル地域を指定し、拠点校の交通安全もしくは生活安全を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○登下校中の児童生徒等が死亡する交通事故や児童が連れ去られる事件が発生するなど、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が全国的に後を絶たないこと、県内でも痛ましい交通事故や犯罪につながりかねない不審者情報等が多く存在することなどから、自らの命は自ら守ることを念頭に、児童生徒の危険予測・危険回避能力を身に付けさせる交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育の充実が求められている。 ○市町村単位で安全教育を推進する構築体制の整備が必要である。	○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で充実した安全教育(交通安全・生活安全)が展開されている。	○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○高知県学校安全総合支援事業(交通安全2校・生活安全1校) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(成果発表会)の開催 ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告 ・実践報告書冊子の作成及び実践報告書を活用した取組を県下へ普及	○学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・土佐市(蓮池小)、県立高知工業高等学校・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会(11月蓮池小学校) ・交通安全街頭啓発や自転車ヘルメット着用推進ポスターの作成への支援(高知工業高等学校) ・推進委員会(県主催)で拠点校の実践発表を行い県内学校に取組を周知(R6、2月1日) ・安全教育研修会(県主催)における実践報告(R6、7月～)	○学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全) ・拠点校の組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築できた。また、安全教育(交通安全・生活安全)の取組を県内に普及することができた。 今後は本事業を拡大させて交通安全、生活安全教育の充実を図っていく必要がある。	○高知県学校安全総合支援事業(交通安全3校・生活安全2校) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(成果発表会)の開催 ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告 ・実践報告書冊子の作成及び実践報告書を活用した取組を県下へ普及

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
学校安全対策課	171	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象にしたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○県内全ての小中高中生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を補助・助成 ○市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施	○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託)376件の助成 ・市町村立学校(市町村への補助)20市町村1201件補助 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・街頭啓発活動(のぼり旗・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ・講演会の実施 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の有用性を題材とした交通安全教育の事例提供 ○高校生によるヘルメット着用をテーマとしたシンポジウムの開催	○県立学校の助成については昨年度より件数が伸びた(R4:332件→R5:376件) ○ヘルメット着用率は県立学校、市町村立学校ともに昨年度より伸びた。(県立学校R4:12.6%→R5:18.4%、市町村立学校R4:54.5%→R5:57.9%) ○自転車交通事故件数減少(R4:115件→R5:105件※日本スポーツ振興センター災害共済給付の申請数より) 【課題】 ○自転車ヘルメット着用の意識は高まっており、着用率も着実に増えてきているが、依然として低い水準でとどまっている。 ○大人も含めたヘルメット着用の意識の醸成が必要。	○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・街頭啓発活動(のぼり旗・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び交通安全運動中の街頭啓発 ・自転車ヘルメット着用啓発講演会の実施 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ○交通安全教育教材「Traffic Safety News」を学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の取組等を紹介した「かぶっちょ通信」を学校へ配付	
警察本部交通安全課	172	自転車安全教育(スケアードストレイト)	自転車の利用機会が多い子供に対し、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。	○より多くの生徒に対して実施するために、学校、教育委員会との連携及び調整が必要。	○スケアードストレイトに対する認知度の向上及び実施対象生徒数の増加。	○スケアードストレイトの広報啓発活動の強化 ○関係機関団体等との連携強化。	県警予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)	○県警予算内で中学・高等学校合計10校(約3,030名)で実施。 ○JA共済連主催2校(約550名)で実施。	評価 ○疑似交通事故を直視し、自転車事故の危険性を実感し、自転車ヘルメット着用や、自転車ルール遵守の重要性を理解させた結果、交通安全意識の醸成を図ることができた。 課題 ○未実施校を選定するなど、より多くの生徒に体験してもらい、自転車安全利用の推進を図る。	県警予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)
警察本部交通安全課	173	T・S・Nを活用した交通安全教育	県教育委員会を通じ、学校の交通安全教育に必要な交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県下全ての中学校及び高等学校に概ね隔月で提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。	○対象者に対する、周知の徹底を図る。	○T・S・Nによる啓発活動により、交通安全意識の醸成を図る。	○継続して広報啓発に努める。	引き続き、隔月に1回の配付を行い、自転車利用の促進等の広報啓発活動の強化を図る。	○年間5回のTSNを配付し、自転車交通安全教育の実施及び広報啓発活動に努めた。 ○広報内容については、自転車安全利用五則(基本的なルール)の遵守、交通事故発生状況、乗車用ヘルメットの着用を中心とし、中学・高校生の自転車事故の防止を図った。	評価 ○教育委員会と連携し、社会情勢に合わせた自転車の情報を取り入れ、効果的な広報推進を図った。 課題 ○新入学生など新たに自転車通学をする者に対する効果的な教育を行うため、生徒に興味を持たせる内容のT・S・N作成が必要。	引き続き、概ね隔月1回の配布を行い、自転車の安全利用の促進を図ることで、中学・高校生の自転車事故の防止を図る。
警察本部交通安全課	174	自転車交通安全研修(高校生自転車交通安全リーダー研修会)	各高校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図る。同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定する。	○対象となる学校及び生徒の確保。	○生徒が率先して志願できる環境作り及び広報啓発活動の強化。	○関係機関団体等との連携の強化。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。	○県立中村高校の生徒に対し、自転車交通安全リーダー研修会を実施し、次世代の交通安全ボランティアの育成を図るとともに、同人らと警察官等による交通安全啓発活動を実施した。 ○各学校の生徒会等に働き掛け、警察署と生徒の合同街頭指導など生徒による交通安全啓発活動を推進した。	評価 ○生徒が積極的に交通安全啓発活動に参加することにより、自転車の安全利用など交通安全意識の向上を図った。 課題 ○県内各警察署における自転車事故防止に係る行事の開催や交通安全教育の機会を増やし、更なる自転車交通安全教育を図る必要がある。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。
警察本部交通安全課	175	交通安全教室	県内各市町村の小学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の正しい渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図る。	○交通ルールを学び、交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努めてもらう。	○各警察署と連携を図り、各市町村の小学校、中学校及び高等学校に対して実施する。	○対象に合わせた、交通安全教育の実施。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○交通安全教育推進モデル校(仮称)の指定等により、自らの安全を守る交通行動の醸成を図る。	○県立高知小津高等学校、県立丸の内高等学校等を自転車安全利用のモデル校として指定し、生徒による交通安全啓発活動への積極的な取組を推進した。 ○各警察署において、世代に応じた創意工夫を凝らした交通安全教室を実施した。	評価 ○各警察署において、交通安全教室実施の際、関係機関団体等と連携を図り、効果的な交通安全教育を実施した。 課題 ○学校や保護者の要望、交通事故発生状況を踏まえた効果的な交通安全教育の実施に向け、更なる取組の推進が必要。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校や保護者の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○交通安全教育を積極的に推進するモデル校の指定等により、生徒自らが自主的に交通安全活動に取り組む気運の醸成を図る。
警察本部交通安全課	176	自転車のマナーアップ啓発活動	自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入の促進を促し、自転車のマナーアップ向上や交通事故防止を図る。	○自転車条例の周知徹底を図るとともに、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険への加入の促進を図る。	○県教委等との連携を図り、交通事故時の被害軽減となる、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険加入の促進を強化する。	○関係機関団体等との連携の強化を図り、継続して広報啓発を行う。	SNSやチラシ配布等を実施し、乗車用ヘルメット着用推進をはじめ、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。	○自転車ヘルメット着用促進の啓発動画を高校生に作成してもらい、動画をSNSやデジタルサイネージ等で広報することで、生徒に対するヘルメット着用啓発を実施した。 ○著名人(近藤真彦氏)や人気笑い芸人(ジョイマン)を起用した自転車ヘルメット着用啓発活動を展開した。	評価 ○著名人の起用やSNS等を通じた広報啓発活動を実施し、より多くの県民に効果的な広報啓発を実施することができた。 課題 ○自転車の基本的な交通ルールの遵守や乗車用ヘルメット着用の促進を図るため、引き続き各種施策の推進が必要。	SNSやデジタルサイネージを活用し、乗車用ヘルメット着用推進をはじめ、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
障害福祉課	177	「心の輪を広げる体験作文」障害者週間のポスター募集事業	障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	応募数の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。	体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。	体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	○令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○応募者数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰	○令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○募集チラシ配布部数 2,258部（各関係機関に配布依頼文書を6/15付け送付、コンビニ等で7月配布） ○応募数 作品数：作文6編、ポスター6点 学校数：作文3校、ポスター4校 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○3名（推薦文書を9/21付け送付） ○入賞者の表彰 ○作文3名、ポスター3名 ○「障害者週間の集い」式典(12月10日開催)にて入賞者を表彰 ○ホームページに入賞者を掲載 ○県庁本庁舎1階で入賞作品の展示(12/6～12/12)	○応募数が少ないため、募集チラシの配布先や周知方法を見直すなど、応募数の増加に向けて検討が必要	○令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○応募チラシ配布部数 2,300部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰
私学・大学支援課	178	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)	○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施	○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができる。	○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時)	○人権教育指導員による学校訪問(定期:44回、随時:4回、計 48回) ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施(県主催3回、協議会主催5回) ○人権教育に関する情報の収集や提供	○私立学校教員の人権感覚が磨かれ、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の理解やこれが体得されるような適正な支援がなされている。 ○更なる参加者の増、一人ひとりの教職員が人権問題への理解や認識を持ち、実践につなげる事が課題。	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時) ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施
人権・男女共同参画課	179	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催やスポットコマercialの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。	○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。	○人権研修や啓発により、子どもの人権について子どもも大人も理解が進んでいる。	○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○「人権週間(12月4日～10日)」を周知するとともに、様々な人権課題に理解を深めるためのイベント「人権啓発フェスティバル」を開催 ○12月10日(日) 来場者数:約8,000人 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○12月4日～9日 TV(民放3社) 15秒CM ○11月23日 ラジオ(FM高知) ○11月25日、12月4日 ラジオ(RKC高知放送) ○12月4日 新聞広告(高知新聞) ○人権啓発に関するコラム(高知新聞)の掲載及び啓発資料の作成 ○高知新聞へコラムの掲載(7回/年) ○人権啓発冊子「令和3・4年度 人権コラム集～心呼吸～」を4,000部発行(企業、研修等で配布) ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権野球教室 ○11月18日(土) 参加者数:77人 ○人権サッカー教室 ○2月12日(月・祝) 参加者:44名 ○人権ふれあい支援事業の実施 ○NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援 【支援団体】5件 【支援額】665千円 ○講師派遣事業の実施 ○自治体や企業等が行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】1,241回 【参加者数】6,869名	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○天候にも恵まれ、目標としていた1万人には届かなかったが、8,000人の来場があり、盛況のうちを終えることができた。10代、20代に興味・関心を喚起する工夫が必要だという課題はあるが、好評であったと評価できる。 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権週間と併せて人権啓発フェスティバルの広報を行うことができた。広く広報啓発ができるメリットがある反面、啓発の検証が難しいのが問題。 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞)の掲載及び啓発資料の作成 ○身近な人権課題についてタイムリーに発信することができている。また、新聞という媒体の特徴である幅広い層への訴求ができています。 ○執筆者を招いての講演を同時掲載することにより、講演の参加増につながっている。 ○啓発する課題の偏りがないようにテーマを設定する必要がある。 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○スポーツを通じて、子どもたちの人権意識を高めることができた。 ○スポーツ組織や団体が主体となって取り組む実施されるように連携を深める必要がある。 ○人権ふれあい支援事業の実施 ○PTAやNPO法人等が主体的に行う人権啓発活動の支援ができた。 ○申請団体が昨年度の半分となり、広報の工夫や今後の事業のあり方を検討する必要がある。 ○講師派遣事業の実施 ○自治体や企業等のニーズに応じた講師派遣を行い、リモート研修にも積極的に対応した。 ○アンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が96.6%	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施
教育政策課(教育センター)	180	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。	○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。	○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。	(前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。 (本年度) ・各研修を実施する。 (年度末) ・次年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。 (研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等)	○人権教育セミナー(7/26、8/22、10/28) ○人権教育実践スキルアップ講座(8/24)	○人権教育セミナー I期 7/26 II期 8/22 III期 10/28 ※集合研修にて実施 ○人権教育実践スキルアップ講座 ※8/24 集合研修にて実施	○人権教育セミナー(参加者数のべ264名) ○アンケート結果(4件法) I期 3.7 II期 3.75 III期 3.6 ・具体的な事例を通して、情報を得たことで、新たな気付きにつながったとの感想が多く見られた。 ・学校現場で直面している現状と人権課題がリンクし、自身の実践を振り返ったり、今後の実践を考えることを通じて、人権感覚を磨くことにつながったようである。 ○人権教育実践スキルアップ講座(参加者10名) ・アンケート結果(4件法) 3.9 ・学校現場では、日々の教科指導を通して、各学校の人権課題解決に向けた取組が推進され、学習指導案作成に課題のある教員が少なくなっている。研修の趣旨を達成できたと考え、次年度は廃止する。	○人権教育セミナー(7/24、8/26、8/27) ※参加しやすいようにⅢ期を夏季休業中に実施予定

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)		
人権教育・児童生徒課	181	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育む。また、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。	○学級経営の充実と関連付けて、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかけが必要である。	・人権作文応募数を500編以上にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。	・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に紹介する。	・年度当初に各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・人権教育主任連絡協議会等の場において、人権作文の積極的な取組による児童生徒の人権意識の高揚や、互いを尊重する学級づくりにつなげる実践について紹介を行う。 ・法務局と連携し、人権作文の応募が少ない市町村に取組と応募を働きかける。	・人権作文募集依頼・ポスター配付(6月) ・市町村への要請(7月) ・審査(9月～12月) ・表彰式:高知地方方法務局(12月) ・入賞作品の新聞掲載(12月)、ラジオ放送(12月) ・作品集配付(3月) ・応募校数105校、取組総数5687作品、応募数124作品	○近年の傾向として、体験を踏まえた作品から総合的な学習(探究)の時間や社会科、保健体育科等の人権学習における気づきを生かして書く作品が中心となってきている。 ●応募学校数は若干増加したが、各市町村での取組状況に差がある。	・年度当初に各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・人権教育主任連絡協議会等の場において、人権作文の積極的な取組による児童生徒の人権意識の高揚や、互いを尊重する学級づくりにつなげる実践について紹介を行う。 ・法務局と連携し、人権作文の応募が少ない市町村に取組と応募を働きかける。		
人権教育・児童生徒課	182	児童会・生徒会交流事業 (H30:いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会援隊」) 【R2廃止】	いじめやネットの問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者(実行委員会)が集まり、取組の実践交流や協議を行い、県内に発信する。									
人権・男女共同参画課	183	人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連)	団体や企業等の研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。	様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。	○人権研修や講座により、子どもの人権について地域や企業等の理解が進んでいる。	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催	○講師派遣事業の実績 ・自治体や企業などが行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】1,241回(160回) 【参加人数】6,869名(5,788名) ※()は集合研修の集計 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催 ・人権尊重の地域社会づくりに資する講演会等を開催(5回) ・第1回(8月6日) 映画上映「たゆたえども沈まず」参加者103名 ・第2回(10月29日) 講演会「インターネットリテラシー講座～言葉の責任・加害者にならないために」 講師:スマイリー・キクチ氏 参加者60名 ・第3回(11月12日) 講演会「違いを楽しもう!アフリカ少年の毎日が多様性」 講師:星野ルネ氏 参加者83名 ・第4回(2月17日) 講演会「なぜ人は被害者を責めるのか」 講師:村山 綾氏 参加者108名 ・第5回(2月25日) 映画上映、講演会「ぼけますからよろしくお願ひします。～おかえりお母さん～」参加者141名	・講師派遣は、新型コロナの影響が少なくなってきており、研修依頼も増加傾向である。また、研修後のアンケートでも比較的高い評価をいただいている。引き続き効果的なプログラムの改善に努めたい。 ・ハートフルセミナーは、例年4回開催だったが、今年度はインターネットによる人権侵害をテーマにした講演会を開催することとし、5回開催した。近年社会的に問題となっているインターネットによる人権に焦点をあてたことにより、一定の集客も見込めたことは評価できる。 ・様々な人権課題がある中、啓発効果や集客、社会情勢等を考慮すると、実施するテーマに偏りが生じてきている。 ・ターゲットとなる層にできるだけ参加していただけるような手段を工夫する必要がある。	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修の開催 (「こころふれあいセミナー、インターネット人権侵害防止セミナー」)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
地域福祉政策課	184	重層的支援体制整備事業 ※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)	※再掲(107番)
子ども家庭課	185	家庭支援体制緊急整備促進事業 児童相談所機能強化事業	児童相談所の運営力の強化や職員専門性の向上を図る。	児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的対応を要するケースも増加していることから、法律等に関する専門的な知識・経験を身につける必要がある。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○外部専門家の招へい ○法的対応力の強化 ○関係機関との連絡会議の実施 ○その他の機能強化 ・職種別・経験年数別の職員研修 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修 ・児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化(トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講)	○職員の研修体系に応じた研修実施 ・家族援助技術研修の実施 ・トラウマに関する研修の実施 ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー:35回 ○弁護士による法的代行とサポート(週2回程度)	・弁護士等の専門人材による相談体制の整備により専門的な対応ができています。 ・児童虐待受付件数は以前として増加傾向であり、また多様化する相談に対して専門性の向上を図る必要がある。	○職員の研修体系に応じた研修実施 ・家族援助技術研修の実施 ・トラウマに関する研修の実施 ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー:37回 ○弁護士による法的代行とサポート(週2回程度)	
子ども家庭課	186	家庭支援体制緊急整備促進事業(輸多要対協研修、出張相談所)児童相談関係機関職員研修事業	市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施	・市町村研修の実施:6回、管理職員等研修1回 ・児童福祉司任用前研修	・市町村職員研修の実施 兼調整担当者研修:6回 管理職員等研修1回(6/30)  ・児童福祉司任用前研修 6月に5日間実施(10名受講)	・市町村の相談支援体制について、人事異動や専門職の不在など、人材確保が困難な状況は続いており、専門性の確保は課題となっている。	・市町村研修の実施:6回、管理職員等研修1回 ・児童福祉司任用前研修
子ども家庭課	187	児童虐待防止対策事業	児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。 また、児童虐待への予防的取組の1つとして、保育士や保健師を対象にした「あまえ療法」の研修をNPO法人に委託して実施する。	児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	・官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・民生委員児童委員等に対する虐待予防研修の実施 7市町(延べ11回)	・オレンジリボンキャンペーン テレビCM 民放3局47本 チラシ作成 101,000枚 ポスター作成 1,600枚 ・児童虐待予防研修7市町(延べ544人)	・虐待予防・早期発見の取り組みは浸透してきている。 ・今後も虐待予防を推進していくためには、民生委員児童委員など地域の見守りの強化が継続して必要。	・官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・民生委員児童委員等に対する虐待予防研修の実施 7市町(延べ11回)
子ども家庭課	188	児童相談連携支援事業 児童相談関係機関職員研修事業(要対協連絡会議)	虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	・市町村研修の実施:6回、管理職員等研修1回 ・児童福祉司任用前研修	・市町村職員研修の実施 兼調整担当者研修:6回 管理職員等研修1回(6/30)  ・児童福祉司任用前研修 6月に5日間実施(10名受講)	・市町村の相談支援体制について、人事異動や専門職の不在など、人材確保が困難な状況は続いており、専門性の確保は課題となっている。	・市町村研修の実施:6回、管理職員等研修1回 ・児童福祉司任用前研修
人権・男女共同参画課	189	女性の自立支援促進事業 困難な問題を抱える女性等支援事業(DV被害者支援事業)	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。 また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。	○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。 ○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。	○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができています。 ○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができています。	○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施 ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施  ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○他機関が開催する専門研修への参加 ・所内研修の実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施  ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり	○女性自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援の実施 ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施  ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・他機関が開催する専門研修への参加 ・民間支援団体と連携した街頭啓発(11/12) ・高知城パープルライトアップの実施(11/12,13) ・公共交通機関での啓発ポスター掲示(11/12～25) 路線バス40台、バス待合所3か所 ・ラジオによる広報・啓発 RKCラジオでの対談番組(11/14)  ○女性相談支援センターの女性相談員に対する研修実施 ・専門研修(オンライン研修含む) 延べ75人 ・所内研修 10回 延べ62人 ・スーパーバイズ 6回 延べ60人※ ※精神保健健康センター所長でもある山崎副所長がスーパーバイザーとして困難事例に助言。 ○関係機関と連携した支援体制づくり ・女性相談支援センター職員による、各市町村・関係機関等への出張DV講座 10回 ・民間シェルター運営費に対する補助金支給 ・民間支援団体による一時保護所退所者等支援 支援品 3団体(食料品・日用品・電化製品等) 支援金 2団体 19件	○一時保護所及び自立支援施設の適切な運営と入所者への必要な支援が受託者により行われている。 ○引き続き、アウトソーシングによるDV被害者への必要な支援を行う。 ○民間団体等と連携した広報啓発や、マスコミを通じた広報活動を行った(県医師会、国際ソロプチミスト各クラブによるDV相談カードの配布、ラジオ広報等)。 ○ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議や、女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関への講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有を行った。 ○今後も上記取組を継続して、DV被害者への支援を行う。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援の実施 ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施  ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談支援員の専門性向上 ・他機関が開催する専門研修への参加 ・所内研修の実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施  ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5		R6		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
人権教育・児童生徒課	190	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業)	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。  ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。  ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣  ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。  ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣:6回  ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○緊急学校支援チームの派遣  ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。  ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	
子育て支援課	191	思春期相談センター事業(PRINK)	思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の情報提供を行う。	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 ○思春期女子からの相談が少ない。	○10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。  ○思春期相談センターPRINKの移転(塩見記念プラザ6/17オープン)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の情報提供及び性に関する悩み相談への対応	○相談事業 ・電話相談、面談相談 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医面接相談 ・ミニ講座	○相談事業 ・電話相談625件、面接相談8件 ○性知識の情報提供・広報 ・性の出前講座:1件 ・思春期保健講座1件 ・2023PRINK祭 3日間 ・広報用名刺大カードの配布(県内全高校生、県立・私立・高知市立全中学校、関係機関):約3万8千枚 ・思春期ハンドブックの配布(県内全高校1年生及び活用希望校):約8500部 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用:来所者707名 ・関係機関との連携:223件 ・専門医面接相談:4回 ・ミニ講座:3回	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約6割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 R4年度人口妊娠中絶実施率 総数:高知県5.6(全国5.1、12位) 10代:高知県4.6(全国3.6、4位) ○思春期女子からの相談が少ない。 ○オープンスペースの利用者が増えた ○市町村や関係機関からの相談が増加し、連携する機会が増えた。	○相談事業 ・電話相談、面談相談 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医面接相談 ・ミニ講座		
地域福祉政策課	192	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っている。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進  (2)県によるSSW等へのひきこもり支援の相談窓口の周知を実施。(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの辞令交付式等にて、リーフレットの配布や説明を実施)  ○学校関係者の会議でのリーフレット配布	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ⇒ひきこもり支援者連絡会の実施(3ブロック開催) (2)人材育成(研修等の開催) ⇒ひきこもり支援研修会の開催(研修2回、事例研究1回) (3)居場所づくり(社会参加への支援) ⇒青年期の集い、家族教室の開催により、当事者やご家族が集まる場を提供 (4)個別支援の充実 ⇒個別面接、電話相談、訪問支援(含:同行支援) (5)普及啓発の促進 ⇒つながるフェスタや講演会(県民向け)の実施	関係支援機関との連携強化や、市町村へのスーパーバイズ・人材研修の継続実施。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進  (2)県によるSSW等へのひきこもり支援の相談窓口の周知を実施。(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの辞令交付式等にて、リーフレットの配布や説明を実施)  ○学校関係者の会議でのリーフレット配布	
地域福祉政策課	193	ひきこもりピアサポートセンター運営委託事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○相談窓口の多様化を図るため、元ひきこもり当事者が中心となったピアサポーターによる本人や家族へのピア相談、アウトリーチ型の訪問支援を実施。  ○センターは高知市と宿毛市(サテライト)の2箇所設置。	ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターと連携しながら、ピアサポートセンターの後方支援を実施。	○月1回の定例会(ひきこもり地域支援センター、ひきこもりピアサポートセンター、当課)を実施し、ピアの個別相談や運営支援を行う。  ○定例会以外にもひきこもりピアサポートセンターから随時相談を受けるほか、センターからの情報提供や月次報告を確認する。  ○委託料に含まれる職員研修費の活用を促す。	○月1回の定例会での情報共有、ピア自身や運営相談に対応。	ピアサポーターに対する研修・フォロー体制の充実	○月1回の定例会(ひきこもり地域支援センター、ひきこもりピアサポートセンター、当課)を実施し、ピアの個別相談や運営支援を行う。  ○定例会以外にもひきこもりピアサポートセンターから随時相談を受けるほか、センターからの情報提供や月次報告を確認する。  ○委託料に含まれる職員研修費の活用を促す。	
障害福祉課	194	発達障害者支援センター事業	発達障害者支援センターにおいて、ご本人やその家族の相談に応じ、発達支援や就労支援を行い、また関係機関との連携を促進するとともに、県民に対して発達障害に関する啓発活動を行う。	発達障害をはじめとする障害のある子どもや家族が住みやすいとかんじられていないことから、発達障害の正しい理解促進が進んでいない。	子どもを支えていくために発達障害の正しい理解を促進	・世界自閉症啓発デーに合わせたライトアップや啓発イベントの実施 ・感覚の過敏さなどがある子どもに配慮した取り組み(センサリー・フレンドリー)の推進 ・広く理解を深めるため、発達障害者支援センターなどにおいてSNSを活用した情報発信	・4/2の世界自閉症啓発デーや4/2~8の発達障害啓発週間にあわせて4県内施設等のブルーライトアップ(4/2)や県庁ロビー・オーテピアでの発達障害に関する展示の実施 ・また、関連イベントとして、映画上映会(6/26)を実施。(センサリー・フレンドリー上映として、場内照明を明るくしたり、音響を控えめにする) ・発達障害者支援センターの取り組みなどに関する情報発信	・4/2の世界自閉症啓発デーや4/2~8の発達障害啓発週間にあわせて県内施設等のブルーライトアップ(4/2)や県庁ロビー・オーテピアでの発達障害に関する展示の実施  ・6/25に映画上映会(センサリーフレンドリー上映)を午前・午後の計2回実施(観覧者161人)  ・発達障害者支援センターのHP上において、センターの取り組みなどに関する情報発信	・県庁ロビー展の開催について、新聞に取り上げてもらい、多くの県民に周知できた。  ・上映会の入場定員を増やしたこともあり、前年度と比べ、約1.5倍の方に観覧いただけた。  ・R4年度に発達障害者支援センターのHPをリニューアル後、増加し、令和5年度では約600件(月あたり)の閲覧数となっている。	・4/2の世界自閉症啓発デーや4/2~8の発達障害啓発週間にあわせて県内施設等のブルーライトアップ(4/2)や県庁ロビー・オーテピアでの発達障害に関する展示の実施  ・また、関連イベントとして、6月に映画上映会を実施。(センサリー・フレンドリー上映として、場内照明を明るくしたり、音響を控えめにする) ・発達障害者支援センターの取り組みなどに関する情報発信	
子ども家庭課	195	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。	家庭及び地域における養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから地域に密着したより細やかな専門的相談・支援を行うことができる民間機関において児童相談所や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	・電話相談事業(子どもと家庭の110番)相談研修 50件	・相談件数は減少傾向にあるが、相談から支援に繋がる場合もあり、相談者の相談の選択肢として必要な窓口となっている。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	
生涯学習課	196	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)	※再掲(144番)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	197	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(5月～11月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6、7、10、11、12、1月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)
人権教育・児童生徒課	198	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(5、10月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会(1月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)
人権教育・児童生徒課	199	24時間電話相談事業	悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	○緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができていく。 ○年間を通しての電話相談が可能な体制を維持する。	○夜間・休日の相談状況については民間業者との日々の引継ぎを実施するとともに相談事案に応じて民間業者や関係機関との迅速な連携を図り、適切な対応を行う。 ○相談担当者学習会の実施やスクールカウンセラー・スーパーバイザー等による指導・助言を得ながら相談員の相談スキルの向上を図る。 ・臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等とした専門性のある電話相談員での対応により、児童生徒のよりよい成長につなげる。 ・緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託して実施した。 ・年間相談件数:595件 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応した。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。
人権教育・児童生徒課	200	心の教育センター相談支援事業	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題についての相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業に関する情報についての広報活動の充実	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜・日曜開所、東部・西部相談室開室等の実施)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1～4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○子育て講演会 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○相談延べ件数 ・来所・出張相談 1,586件 ・24時間電話相談 595件 ・メール相談 51件 ・SNS相談 友だち登録数144人、相談者数102人 ○広報実績 ・相談チラシ 75,000枚 ・カード 72,060枚 ○ことごとくパーク ・年間40回実施 ・延べ76名利用 ○子育て講演会 ・6/11 高知市会場 ・10/29 安田町会場 ○教育支援センター連絡協議会 ・第1回 5/31 ・第2回 2/7 ○教育支援センターブロック別研修会 ・4地区開催 10/2、10/23、10/26、10/31 ○教育相談関係機関連絡協議会 ・第1回 7/14 ・第2回 2/1	○土日の開所や東西部の開所など、相談者の利用しやすい体制を整えることができた。今後、複雑化、多様化する相談ニーズに、より適切に対応できるよう、さらなる体制の充実を図る必要がある。 ○電話相談やメール相談、SNS相談は相談者が利用したいと思ったときに相談できることや匿名でも相談できること、また子ども自身が援助希求しやすい方法であることを踏まえ、利用が進むような広報の充実を図る必要がある。 ○子どもたちの居場所について、土曜開催も設定したことにより利便性が向上し、参加者の増加につなげることができた。中高生の利用についても、活動内容等を工夫し充実を図る必要がある。 ○関係機関や教育支援センターとの日常的な連携につながるよう、協議会や訪問の在り方を検討する必要がある。	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○相談支援コーディネーターの配置 ○来所・出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1～4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実 ○子どもたちの居場所づくりの実施 ○保護者交流の場、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施
人権教育・児童生徒課	201	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 【R1廃止】	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。							

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
幼保支援課	202	特別支援保育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	(現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。 (課題) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。	○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。  ○コーディネーターの配置 24市町村30名(H31目標)  ○親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート作成率 100%(H31目標)	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修の実施  ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(園長)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を拡充する。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修:年2回  ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置: 11市13名 ・行政経験者などコーディネーターの相応しい人材の市町村への紹介に努める。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修:2回(4月、2月)  ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置: 11市13名	○コーディネーターが、保育所等に対して個別指導を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を維持している。  ○コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。 ○厳しい環境にある家庭の状況にあわせた支援の充実や各園の状況に応じた支援につなげるために、コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修:年2回  ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置: 10市12名 ・行政経験者などコーディネーターに相応しい人材の市町村への紹介に努める

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	212	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①こどもの発達を支える生徒指導調査研究事業(R5～) ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31～) ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業(R5～) ※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)	※再掲(101番)
人権教育・児童生徒課	213	不登校支援推進プロジェクト	「校内適応指導教室」モデル校を設置し、コーディネーター役の教員を常駐させ、生徒が安心して学べる環境整備と効果的な支援の在り方についての研究を実施する。また、モデル校を所管する市町村を「学習支援プラットフォーム活用モデル地域」に指定し、登校困難な子どもの学習機会確保に向け、各モデル地域の教育支援センターと連携し、タブレット端末を活用した効果的な自主学習など自立支援に向けた取組を行う。	・各モデル校及びモデル地域の実情に応じ、安心して学ぶことができる環境の整備やICT等を活用した個別学習等について取組を推進することができる。 ・校内サポートルームの適切な運用方法、ICTを活用した効果的な自主学習についてさらに研究を深める必要がある。	各学校において、不登校児童生徒等が安心して過ごせる居場所として、校内サポートルームが確保されている。また、個に応じた学習支援の充実のために、学習支援プラットフォーム等を積極的に活用するなどして、ICTを活用した自主学習の仕組みが充実している。	・不登校児童生徒の社会的自立に向け、不登校特例校の設置など多様な教育機会の確保についての検討や教育支援センターの機能強化、フリースクール等の民間団体との連携を促進する。 ・今後も、ICT(1人1台タブレット端末等)の活用による不登校児童生徒等への多様な支援の充実を図り、学習機会の確保を促進する。 ・校内サポートルームモデル校及び学習プラットフォーム活用モデル地域指定における研究成果を、研修会や校長会等を通じて県内に普及する。	○校内サポートルームモデル校の指定 ・モデル校の指定:11校 ・校内サポートルームコーディネーターの配置 ・モデル校への訪問による取組状況の確認 ・モデル校と所管の教育委員会への助言実施 ○スキルアップ研修 ・モデル校実践交流及び研究協議 ○県外先進校視察 ・先進校の視察・情報収集	○校内サポートルームモデル校の指定 ・モデル校の指定:11校 ・校内サポートルームコーディネーターの配置 ・モデル校への訪問による取組状況の確認 ・モデル校と所管の教育委員会への助言実施 ○スキルアップ研修(2回) ・モデル校実践交流及び研究協議 ○県外先進校視察(広島・9名) ・先進校の視察・情報収集	○R5.12末時点で指定校11校のサポートルーム利用者数は180名、利用者のうち前年同期よりも欠席日数が減った生徒の割合は46.3%。 ○組織的な支援体制や、校内サポートルームを設置するための教室不足などの課題がある。 ○今後、コーディネーターから支援員に移行するに当たり、現在の体制や取組の維持は難しい可能性がある。	○校内サポートルームモデル校の指定 ・モデル校の指定:11校 ・校内サポートルームコーディネーターの配置 ・モデル校への訪問による取組状況の確認 ・モデル校と所管の教育委員会への助言実施 ○スキルアップ研修 ・モデル校実践交流及び研究協議 ○県外先進校視察 ・先進校の視察・情報収集
生涯学習課	214	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)	※再掲(2番)
地域福祉政策課	215	ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)	※再掲(192番)
人権教育・児童生徒課	216	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)	※再掲(197番)
人権教育・児童生徒課	217	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)	※再掲(198番)
人権教育・児童生徒課	218	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」を除く) ※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)
人権教育・児童生徒課	219	スマイルふれんど派遣研究事業 【R3廃止】	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。							
人権教育・児童生徒課	220	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」) ※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)	※再掲(200番)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
子ども家庭課	221	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。	再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化							
子ども家庭課	222	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り見舞金制度)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い)								
子ども家庭課	223	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り身元保証制度)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結								
子ども家庭課	224	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り就労支援連絡会)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。								
障害福祉課	225	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題に対応するため、拠点病院を中心に県内の医療機関と関係機関が連携した支援体制の構築を図る。	心の診療ニーズの高い子どもには関係機関が連携した対応が必要なことから、医師や専門職の養成や地域でのネットワークづくりが必要。	発達障害やうつなどさまざまな子どもの心の診療ニーズの高い事例に早期に対応するため、県内の医療機関が連携した地域の支援体制を構築する。	・地域連携体制の構築 ・相談会及び研修会の実施 ・地域住民への情報提供	・県内の関係機関による地域連携体制を構築するため、地域の小児科医、精神科医、コメディカルスタッフ、養護教諭、保健師などの関係者による連携会議等を実施 ・子どものカウンセリングや心理検査、子どもの診療又は支援にあたる者に対するケース相談や助言などを行い、必要に応じて、地域の医療機関へ診療支援や患者紹介を実施 ・拠点病院を中心とした県内医療機関のネットワークづくりの推進	・地域連携体制の構築(連絡会議への参加、医療機関への医師派遣等):延べ95回(2月末) ・相談会の実施:延べ122回(2月末) ・研修会の実施:8回(延べ616人参加)(2月末) ・地域住民への情報提供(ラジオ、子どもの心の診療マップへの掲載案内):5回(2月末)	・委託事業の拡大(人員体制の強化)もあって、地域連携体制の構築のための取組回数、相談会の延べ回数、研修会への参加者数とも前年度に比べ増加している。	・県内の関係機関による地域連携体制を構築するため、地域の小児科医、精神科医、コメディカルスタッフ、養護教諭、保健師などの関係者による連携会議等を実施 ・子どものカウンセリングや心理検査、子どもの診療又は支援にあたる者に対するケース相談や助言などを行い、必要に応じて、地域の医療機関へ診療支援や患者紹介を実施 ・拠点病院を中心とした県内医療機関のネットワークづくりの推進	
人権教育・児童生徒課	226	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(201番) 【R1廃止】									
警察本部少年課	227	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	○支援対象少年の中には養育面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備が含まれた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の者の理解と適切な対応が必要。	○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。	○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。	○ヤングテレホンの更なる周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知少年補導センターとの協定に基づく連携	○ヤングテレホンの周知徹底 ・ラジオ広報令和5年度中4回実施 ○広報カード令和5年度中5077枚配布 ○スキルアップ研修会2回 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ・スーパーバイズ3件 ・カウンセリング2件 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携 ・心理検査2件 ・性プログラム教養1件	○ヤングテレホンはラジオ広報、警察広報、関係機関の広報誌等に掲載したほか、非行防止教室の際に広報カードを配布し周知を図った。 ○立ち直り支援少年のアセスメントや支援方法について被害少年カウンセリングアドバイザーによるスーパーバイズを実施した。 ○その他、自殺願望を持った児童への対応について、精神保健福祉センターの職員から教養、アドバイスを頂く等、他機関との連携を図った。	○ヤングテレホンの更なる周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携強化 ○他機関と連携した支援の実施	
人権教育・児童生徒課	228	生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業費補助金 【R5廃止】	高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。								
人権教育・児童生徒課	③	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ※再掲(101番) 【R5削除】									

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)	
私学・大学支援課	229	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため所得に応じ授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象)	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・1校、2名に対して補助金を交付	○高等学校等を中途退学した者の私立高等学校等で学び直しを支援する事ができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付	
私学・大学支援課	230	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯及び年収500万円以上700万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・11法人、1,830名に対して補助金を交付 ・高等学校 10校 1453名 ・中学校 8校 293名 ・小学校 2校 50名	○授業料軽減措置を行った学校法人に補助する事により、家庭の経済状況に関わらず生徒が安心して教育を受けられる環境にし、就学の機会を確保する事ができた ○家計が急変した世帯への支援をすることができた	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付	
私学・大学支援課	231	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知、中学生への周知 ・10校、4,151名に対して補助金を交付	○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付	
私学・大学支援課	232	私立中学校等修学支援実証事業費補助金【R4廃止】	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。								
私学・大学支援課	233	私立高校生等奨学給付金扶助費	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。  ○申請書が、保護者等在住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 540名に対して給付金を交付 ・県内 高等学校:9校 485名 ・県外(保護者が県内在住) 高等学校: 55名	○各家庭の教育費負担を軽減することができた ○家計が急変した世帯にも支援を実施する事ができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付	
私学・大学支援課	234	高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	○分かりやすく、目にとまるリーフレットを作成  ○県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRIによる事業の周知	○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表、奨学生募集	○前年に申請のあった30名の候補者のうち、9名の奨学生を決定した	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回30名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。 ○令和5年度の募集(令和6年5月に奨学生を決定)をもって寄付金がなくなり、募集は終了となる予定。	○令和5年度の応募者の中から奨学生を決定。 ○既決定者に対する給付を行う。	
高等学校課	235	高等学校等奨学金貸付事業	経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。	○要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。  ○奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。	○要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。  ○対象者全員に奨学金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与  ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・市町村を通じた中学校への制度の周知	○R5年度新規貸与決定者:102名 ○ホームページへの掲載、案内文書の配布などにより、制度の周知を図った。	評価:要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。  課題:制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要があるため、学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・市町村を通じた中学校への制度の周知	
高等学校課	236	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。	○要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。  ○就学支援金及び奨学給付金制度について、周知徹底を図る。	○要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。  ○対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学給付金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への支給  ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知	○R5年度支給者 就学支援金:10,064人 奨学給付金:1,833人 ○ホームページへの掲載、案内文書などにより、制度の周知を図った。 ○対象生徒全員への受給の意思確認を行った。	成果:要件を満たす希望者全員へ支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。  課題:学校・市町村等と連携を図り、制度について周知徹底をさらに図ることが必要である。	○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知	
特別支援教育課	237	就学奨励事業	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のため必要な経費を補助する。	○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のため必要な経費を補助している。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及奨励が図られている。	○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を補助。		○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。	
子ども家庭課	238	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、上限の範囲内で費用の差額を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60% 補助基準額:上限160万円(40万円×修学年数)	○利用者数は増加しているものの、利用が少ない。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。  ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:H29:9人(H28:1人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・自立支援教育訓練給付金の利用者数 R5:4人(町村のみ ※市は集計中)	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子ども家庭課	239	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練終了時に支給する。	○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。OH27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数: H29:105人(H28:114人) ・資格取得者数: H28:36人(H27:31人) ・正規雇用者数: H28:27人(H27:14人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ○ひとり親家庭の保護者における高等職業訓練促進給付金の利用者数: 220人、資格取得者数: 75人、正規雇用者数: 50人	○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数: 120人	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・高等職業訓練促進給付金の利用者数 R5:4人(町村のみ ※市は集計中)	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	240	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学中、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。	○利用者数は増加しているの、引き続き周知を行う。 ・利用件数: H29: 33件(H28:6件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数 R6.3月末: 16件	○当該貸付金は、高等職業訓練促進給付金の受給者を対象としており、給付金の利用件数減に伴い減少している。引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、制度の周知を行う必要がある。	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	241	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、家賃の実費(上限4万円×12か月)を貸与する。(償還免除あり)	R3に創設された貸付事業であり、必要としている方に確実に情報が届くよう、制度の周知を行う必要がある。	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数 R6.3月末: 29件	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。	○貸付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	242	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもが高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合には、受講開始時、修了時及び合格時に受講費用の一部を補助する。 補助先: ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円)	○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数: H29:0人(H28:0人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数 R5:0件	○数年にわたり利用実績がないため、必要としている方に確実に情報が届くよう、引き続き、制度の周知を行う必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	243	ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等委託先: 特定非営利活動法人	○ひとり親家庭支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数: H29: 66人(H28: 89人) ・就職者数: H29: 38人(H28: 68人) ・就職率: H29: 57.6%(H28: 76.4%)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○ひとり親家庭支援センターにおける就職率: 80.0%	○就業相談、他の就業支援機関と連携した就業支援 ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士、司法書士(各月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○県社協、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○利用者へのアンケートの実施	○就業相談、就業情報の提供等 ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士、司法書士(各月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○県社協、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ等による広報、SNSを利用した情報発信 ・求職登録者数 R5: 60人(R4: 48人) ・就職者数 R5: 24人(R4: 26人) ・就職率 R5: 40.0%(R4: 54.2%)	○センターが、何でも気軽に相談できる窓口として広く認識されるよう、引き続き、サービスの広報や情報発信を行う必要がある。	○就業相談、他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士、司法書士(各月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○利用者へのアンケートの実施
子ども家庭課	244	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通して、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定を図る。	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数): 14,284人(児童含む)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○SNS(LINE含む)等による広報	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・R5年度対象受給者(実人数見込み) 10,745人(児童含む)	○市町村等と連携し、ひとり親になった方への周知に取り組む必要がある。	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○SNS(LINE含む)等による広報
子ども家庭課	245	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令: 児童扶養手当法	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末: 8,244人	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・受給者数 R5: 6,263人	○市町村等と連携し、ひとり親になった方への周知に取り組む必要がある。	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子ども家庭課	246	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法	○母子・父子自立支援員による相談、償還指導を行っている。 ・相談件数：H29:1,050件(H28:1,244件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 相談件数：R5:363件 ○ひとり親家庭福祉事務等担当者会(オンライン)への参加(7/26) 自立支援員各2名出席 ○四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会(オンライン)への参加(11/28) 自立支援員2名出席 ○全国母子・父子自立支援員研修会(オンライン)への参加(1/30) 自立支援員2名出席 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○主な相談は母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に関するものが多数となっている。 ○四国ブロック研修会では、他県の自立支援員との意見交換等を通じ、支援員の相談業務における資質の向上を図った。 ○引き続き、自立支援員の設置について周知していく必要がある。	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	247	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用件数：H29:72件(H28:51件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(子ども家庭課Facebook)を利用した情報発信 ・利用件数 R5:50件	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(子ども家庭課Facebook)を利用した情報発信 ・利用件数 R5:50件	○利用件数のうちR5の新規貸付件数は31件で、昨年度の33件から微減。引き続き、支援を必要としている方に、確実に情報が届くよう、貸付制度について周知する必要がある。	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
地域福祉政策課	248	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。	本県町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。	申請から給付までがスムーズに実施されている。	自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○自立相談支援機関に対するヒアリング(書面開催予定) ○新型コロナウイルス感染症に対応するための、自立相談支援機関の体制強化(R5年度からは、黒潮町に支援員を増配置予定) ○特例措置の一部恒久化 令和5年4月1日の省令改正により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で講じられた特例措置が一部恒久化(支給対象者、求職活動要件、再支給要件等)	○自立相談支援機関協議会(ブロック会) ・R5.12.6 幡多ブロック会 ・R6.2.13 須崎ブロック会 ・R6.2.15 安芸ブロック会 ・中央西ブロック会※書面協議にて実施 ・R5.7.7 全体会 生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ・対面によるヒアリングは実施せず、書面による実施状況の調査及び共有により実施 ○新型コロナウイルス感染症に対応するための、自立相談支援機関の体制強化 ・国のセーフティネット強化交付金を活用し、奈半利町、いの町、佐川町、越知町、日高村、黒潮町の各自立相談支援機関へ支援員を増配置	新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより、住居確保給付金の申請は減少している。今後は、住居確保給付金の申請や、生活福祉資金の特例貸付を通して把握した、生活困窮者への継続的な自立に向けた支援が必要。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○自立相談支援機関に対するヒアリング(書面開催予定) ○特例措置の一部恒久化 令和5年4月1日の省令改正により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で講じられた特例措置が一部恒久化(支給対象者、求職活動要件、再支給要件等) 引き続き、自立相談支援機関の体制を強化
福祉指導課	249	被保護者就労支援事業	就労支援員を配置し、被保護者の自立に向けてアセスメントや求職活動の支援、個別求人開拓等の支援を実施する。	就労意欲の高い被保護者が少ない	支援対象者が就労意欲を持って求職活動が行えている。	○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実に繋げる。	・生活保護就労支援協議会をブロックごとに行うなどし、地域の雇用情勢等を踏まえて好事例の共有を図る。 ・施行事務監査方針において就労指導を重点事項に位置付け、各事務所に対し、必要に応じて「被保護者就労準備支援事業」等の活用により効果的な就労指導を行うように指導を行う。	・施行事務監査方針において就労指導を重点事項に位置付け、県内の15実施機関に対する生活保護法施行事務監査を実施する中で、専用の様式を用いて各実施機関の取組を確認した。また、個別ケース検討の中で取組が不十分であることが確認されたケースについては、改善に向けた指導・助言を行った。	・保護受給期間が長いケースほど就労意欲が低い傾向にあることに加え、地域によっては十分な求人がない場合もあり、就労指導・支援により実際の就職につながるケースが限られている。	○引き続き、生活保護法施行事務監査において、各実施機関の就労指導の取組状況を確認し、就労指導・支援の実効性の確保に努める。 ・各実施機関の就労支援員を対象とした生活保護就労支援協議会を開催し、就労支援のスキルアップを図る。
地域福祉政策課	250	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○県内事業所への事業の広報・周知 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。	○就労準備支援事業実績(町村部) ・支援対象者数 8名(うちプラン対象者2名) ・プラン策定件数0件 ・支援回数165件 ・他機関との協議167件 ・社会資源の開発等1件 ○町村担当課への訪問、各種研修会等で広報・周知を実施 ○国の従事者養成研修、県の従事者研修に各自立相談支援機関の支援員が参加し、スキルアップを図った。	県内全自治体において事業が行われる体制を整備済(令和4年度～)。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○県内事業所への事業の広報・周知 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。
福祉指導課	251	被保護者就労準備支援事業(R2より「生活困窮者就労準備支援事業」から分離)	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	・R5.4.27、28の新任職員研修において事業について説明を行い、周知を図る。 ・各福祉保健所に対する個別説明の機会を設け、事業の周知を図るとともに、事業活用に向けた課題の把握を行う。 ・施行事務監査方針において就労指導を重点事項に位置付け、各事務所に対し、必要に応じて「被保護者就労準備支援事業」等の活用により効果的な就労指導を行うように指導を行う。	・R5.4.27、28の新任職員研修において事業について説明を行い、周知を図った。 ・R6.2.21、28に3福祉保健所(中央西、中央東、安芸)を訪問し、対象ケースの掘り起こしを依頼した。 ・県内の15実施機関に対する生活保護法施行事務監査を実施する中で、専用の様式を用いて各実施機関の取組を確認した。	・福祉保健所の事業活用実績は増加した(R4:2件→R5:4件)。一方で、従来の就労指導・支援で効果が上がっていないケース等、潜在的な対象ケースは一定数あると考えられるため、活用のさらなる拡大を図る必要がある。 ・県内の15実施機関に対する生活保護法施行事務監査において、委託先の確保が困難である等の理由から実施が進んでいない。	○引き続き、県福祉保健所への訪問による個別説明の機会を設け、事業の活用を促しながら対象ケースの拡大につなげる。 ・法改正により令和7年度から事業が法定化されることから、新任職員研修(R6.4.25、26)において説明を行い、周知を図る。また、市福祉事務所への生活保護法施行事務監査において実施を働き掛けていく。
地域福祉政策課	252	生活困窮者就労訓練事業所支援事業	生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。	○認定就労訓練事業所数 4市町村7事業所(H30.4.1現在) ○認定就労訓練事業所の新規認定	県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○認定事業所の増加に向けた県内事業所への事業の広報・周知 ○就労訓練事業の活用に向けた広報及び周知	○事業実績 ・R5新規認定事業所 2カ所 (R5年度末時点 16事業所(※高知市除く) ・事業説明、広報 8事業所	認定就労訓練事業所は増加しているものの、事業の利用につながっていない状況	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○認定事業所の増加に向けた県内事業所への事業の広報・周知 ○就労訓練事業の活用に向けた広報及び周知

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5		R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
地域福祉政策課	253	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	○新規相談受付件数(町村分) 959件(H29) ○プラン作成件数(町村分) 24件(H29) ○プラン作成件数が低調	積極的なプラン作成による早期の自立支援により、生活困窮からの脱却が進んでいる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)を活用し、積極的なプラン作成の働きかけや積極的に取り組んでいる自立相談支援機関の事例紹介などにより、プラン作成件数の向上につなげる。	○令和5年度から、生活困窮者自立支援体制強化事業を開始し、県内3カ所に支援員を増配置し、生活困窮者への個別支援、生活保護・福祉サービス等の関係機関との連携・つなぎの強化 ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会・全体会)の開催 ※全体会については、生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催予定 ○自立相談支援機関に対するヒアリング(書面開催予定)	○事業実績(R6.2月末時点の速報値) ・相談件数 1,711件(町村部 593件) ・プラン策定件数 442件(町村部 81件) ・プラン策定率 25.8%(町村部 13.7%) ○生活困窮者自立支援体制強化事業(令和5年度～) ・県内3カ所に地域支援員を増配置し、県内の生活困窮者自立相談支援機関の支援を実施。 ・町村に県が設置している自立相談支援機関への個別支援 107件 ○自立相談支援機関協議会(ブロック会) ・R5.12.6 幡多ブロック会 ・R6.2.13 須崎ブロック会 ・R6.2.15 安芸ブロック会 ・中央西ブロック会※書面協議にて実施 ・R5.7.7 全体会 生活困窮者自立支援事業従事者研修と併せて開催 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ・対面によるヒアリングは実施せず、書面による実施状況の調査及び共有により実施	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の落ち着きにより相談件数は減少しているものの、プラン策定率が低い。(目標50%) ○生活福祉資金特例貸付の償還が開始されたことに伴い、償還免除となった者や償還が困難な者に対する支援が重要 ○県内3カ所に配置済みの地域支援員による自立相談支援機関への個別支援などを実施し、自立支援体制の強化を図ることで、償還免除者や償還が困難な者への適切な支援につなげる。	
地域福祉政策課	254	生活困窮者家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。	家計改善支援事業が未実施の市4市(H30)	県内全域で家計改善支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○新型コロナウイルス感染症の影響や、生活福祉資金特例貸付の償還開始に伴う相談の増加に対応するため、令和4年度に引き続き、家計改善支援員の体制強化を行う(高知県社会福祉協議会)。 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。	○家計改善支援事業実績(町村部) ・支援対象者数 80名(うちプラン対象者52名) ・プラン策定件数 32件 ・支援回数 2,576件 ・他機関との協議 178件 ○国の従事者養成研修、県の従事者研修に各自立相談支援機関の支援員が参加し、スキルアップを図った。 ○令和4年度から家計改善支援員を1名増配置、令和5年度も引き続き前年度の体制を維持(高知県社会福祉協議会)。	令和5年1月及び令和6年1月から生活福祉資金特例貸付の償還開始に伴う相談の増加に対応するため、令和4・5年度に引き続き、家計改善支援員の体制強化を行う(高知県社会福祉協議会)。 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。	
福祉指導課	255	生活保護生活扶助費	義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。	高等学校への進学率は90%を超えるようになってきたが、留年した場合には扶助が出ない。 留年や中退を防ぐための助言・指導のため、進学状況や学力の程度について学校と福祉事務所の連携が不十分となっている。	学校との連携を図り修学状況や学力の程度を把握し、適切な援助・指導を行う。	施行監査時に事務所に対し指導を行い、引き続き、施行事務監査において、各種扶助や進学準備給付金等の適正支給についての確認、進学前の児童に対する支援についての助言・指導等を行う。	○引き続き、施行事務監査において、各種扶助や進学準備給付金等の適正支給、進学前の児童に対する支援の状況等を確認し、必要に応じて助言・指導等を行った。	・直近の数字(R4.4.1時点)では、生活保護世帯の中学校卒業後、高等学校卒業後の各進学率が全国平均を下回っているため、さらなる向上を目指す必要がある。 ○中学校卒業後の進学率:全国93.8%、県内92.2% ○高等学校卒業後の進学率:全国42.4%、県内38.8%	・新任職員研修(R6.4.25、26)において、生活保護世帯の子どもへの支援充実に係る内容を盛り込み、ケースワーカーの意識の向上を図る。 ・子どもの貧困への対応の視点から、施行事務監査において、生活保護世帯の子どもに対する必要な支援や情報提供が適切に行われているか確認し、必要に応じて助言・指導を行う。	
住宅課	256	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。	ひとり親家庭等が県営住宅に応募した場合において、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となる。(当選確率は一般世帯と同じ)	年4回の抽選時において、当選確率が2倍になるように優遇措置を講じる。	年4回の県営住宅入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。	年4回の県営住宅入居者募集時に住宅供給公社が配布する県営住宅入居者募集の案内にも、優遇措置の対象世帯として、ひとり親世帯が対象となることが分かるよう修正をした。	・県営住宅をはじめとする公営住宅は、公営住宅法により、入居にあたっては、原則公募によることとされており、優遇措置を行っても、すべての該当世帯の入居希望に答えることができない。	県のホームページや県営住宅入居者募集案内などで、ひとり親世帯や子育て世帯の抽選時の優遇措置について周知を行う。	
住宅課	④	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業【R5削除】	地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。							
子ども家庭課	257	里親等養育推進事業	登録里親数の増加や里親委託の向上に向けた里親制度の普及啓発活動や、委託里親が安心して養育できる環境づくりの充実を図る。	里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、新たな里親の開拓や未委託里親に対し委託に向けた継続的なサポート、また委託里親に対する養育力の向上など里親が安心して養育できる支援体制の充実が必要である。	里親登録数が増加するとともに、里親の質の向上が図られ、里親委託率が増加している。	○里親への支援体制の充実 ○新たな里親の確保	○里親養育包括干渉事業として業務の民間委託を継続する。 ・里親制度普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、パネル展、ホームページやSNSを活用した情報発信等の各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 各種研修(基礎、登録、更新)、新規に委託を受ける里親等に対する研修(随時)、子どもの問題行動等への対応を実践的に学ぶプログラム、権利擁護に関する研修会、未委託里親等を対象としたセミナー、外部講師等による講演会 ・里親訪問等支援事業 里親訪問等支援員や里親心理支援員による定期的な里親宅訪問	○里親養育包括支援事業(社会福祉法人に委託して実施) ・里親制度普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度パネル展 13ヶ所(延べ279日) 関係機関や量販店、イベント等でグッズ配布 SNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 基礎研修・登録前研修・更新研修 4回27組 新規委託の里親研修 7回 ・里親訪問支援事業 里親等への訪問支援 67里親(延べ433回)	・里親委託率は目標値に達していないため、引き続き里親の甲斐拓也新規委託に向けた取り組みが必要。 ・未委託里親を含めた里親に対する研修や、ケアニーズの高い子どもへの支援など、里親養育への支援の充実が必要。 ・里親研修・トレーニング事業 各種研修(基礎、登録、更新)、新規に委託を受ける里親等に対する研修(随時)、子どもの問題行動等への対応を実践的に学ぶプログラム、権利擁護に関する研修会、未委託里親等を対象としたセミナー、外部講師等による講演会 ・里親訪問等支援事業 里親訪問等支援員や里親心理支援員による定期的な里親宅訪問	
子ども家庭課	258	児童養護施設等児童措置費(児童自立生活援助事業) ※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)	※再掲(141番)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
子ども家庭課	259	入所児童自立支援等事業	施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	施設への自立支援職員の配置など、施設入所児童の自立に向けた支援の実施	自立支援の職員確保が困難な施設に対して支援を行うことで、入所児童の自立に向けた支援を引き続き実施する。	・自立支援職員配置施設 母子生活支援施設 1施設 児童養護施設 2施設	・自立支援職員について、措置費の対象とならない施設に対する配置を促進するためにも今後の実施が必要。	自立支援の職員確保が困難な施設に対して支援を行うことで、入所児童の自立に向けた支援を引き続き実施する。	
子ども家庭課	260	社会的養護自立支援事業(生活相談支援) ※再掲(142番) 【R6から廃止】	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	※再掲(142番) ※R6年度から廃止	R6廃止(他の事業へ再編) ※R6年度から廃止
子ども家庭課	新規 261	社会的養護自立支援拠点事業 ※再掲(143番)	※再掲(143番) ※令和6年度新規	※再掲(143番) ※令和6年度新規	※再掲(143番) ※令和6年度新規	※再掲(143番) ※令和6年度新規					※再掲(143番) ※令和6年度新規
子ども家庭課	262	身元保証人確保等対策事業	児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。	保護者からの養育拒否等により、児童養護施設等を退所する子どもが賃貸住宅契約の際に保護者から身元保証を受けられない場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	身元保証人確保等対策事業の実施	退所後、賃貸住宅契約の際に保護者等から身元保証人の確保を行う。	・身元保証を受けた児童数 5名	・退所児童の自立を支援するためにも今後も身元保証の継続が必要。	退所後、賃貸住宅契約の際に保護者等から身元保証人の確保を行う。	
子ども家庭課	263	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。	保護者からの支援が困難であること等により、住居や生活費等、退所後の安定した生活基盤の確保が困難な場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施	児童養護施設等を退所し、就職・進学した者又は資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行い、自立に向けた支援を継続する	・貸付事業利用者数 (生活支援貸付)9人 (家賃支援貸付)10人 (資格取得支援貸付)11人	・退所児童の自立を支援するためにも今後も貸付事業の継続が必要。	児童養護施設等を退所し、就職・進学した者又は資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行い、自立に向けた支援を継続する	
福祉指導課	264	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 【R1廃止】	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常的な生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。 (対象者:主に小中学生)								
生涯学習課	⑤	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(144番) 【R5削除】									

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
保健政策課	265	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子55.0%、女子40.0%(R4)→増加傾向(R6) ○朝食を毎日食べる子どもの割合 小学5年生 男子81.6%、女子80.4%(R4)→全国平均以上(R6) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子8.0%、女子5.3%(R4)→全国平均以下(R6)	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の開催 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・高知県食生活改善推進協議会研修会の開催 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○教育委員会と連携し、健康教育副読本を作成し、各学校へ配布(公立学校での活用率100%) ○学校関係者を対象とした研修会での健康教育副読本の配布 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・高知県食生活改善推進協議会研修会(8/7)を開催(参加者数:食生活改善推進員60名、市町村職員等42名) ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会をR5.10.15に開催	○健康教育副読本の公立学校での活用率は100%を継続できているが、より活用しやすくする工夫が必要 ○効果的な伝達方法の研修会を実施することにより、地域の人材育成の推進ができた。	○健康教育副読本のデジタル化を図る ○学校関係者を対象とした研修会の開催 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催
保健政策課	266	地域食育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施回数に限界がある。	○子どもの頃からの健康的な生活習慣が実践される。 ○ヘルスマイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育講座の実施 ・毎年全市町村実施、重点校で食育講座を実施した割合100%	○ヘルスマイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。	○ヘルスマイトによる児童への食育講座の実施 ・34市町村で(103回)開催予定 ・うち、重点取組校として、朝食摂取率の低い小学校(9校予定)で実施ができるよう県教育委員会と連携し、学校への説明等を実施 ・重点取組校でアンケート調査を実施し、児童の意識や行動の変化を把握	○ヘルスマイトによる児童への食育講座の実施34市町村で(112回)実施(小学校91校) ・うち、朝食摂取率の低い小学校9校を重点校とし、教育委員会と連携して食育講座の実施に係る協力依頼を実施。併せて重点校に対しアンケート調査を実施	○実施後アンケート結果から、「朝食の役割を理解できた」「朝食を摂取したい」と回答した割合はともに9割程度であった。一方、朝食の組み合わせは、「一品のみ」が4割程度の回答であり、朝食の理解と共にバランス食についても啓発が必要。また、効果的に実施に向けて引き続き教育委員会との連携が必要。	○教育委員会と連携し、ヘルスマイトによる児童への食育講座の実施
幼保支援課	267	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を促し、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深め、ことにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。 ・午後10までに寝る3歳児の割合:95%	○5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会を実施した保育所・幼稚園等の割合:55%	○パンフレット・リーフレットの配付等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査	○基本的な生活習慣の定着に向けた保護者への啓発 ・3歳児保護者への幼児期の基本的な生活習慣パンフレットの配付(5月) ・5歳児保護者への意識啓発・パンフレット配付(9月) ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査(7月) ○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:100%	○「幼児期の基本的な生活習慣パンフレット」等を活用した取組が実施され、保護者の理解につながっている。 ○多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。	○パンフレット・リーフレットの配付・各園の学習会の実施等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査
生涯学習課	268	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)
保健体育課	269	食育・学校給食課題対応推進事業【R1廃止】	学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む							
保健体育課	270	食事提供活動	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。	○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・小 全国平均以上 ・中 全国平均以上 ・高 80%以上	○朝食を提供するだけでなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○令和5年度の実施団体及び実施校を選定 ○(公財)高知県学校給食会との契約及び実施に当たっての保険契約、実施団体の決定	○令和5年度 実施団体数…2団体 実施校数…3校 ○県教委による実施校の訪問(潮江南小)を行い、ボランティア団体の活動状況、児童生徒の参加状況等の聞き取り・確認を行った。	○実施団体からは、朝食摂取の体験や朝食づくりの手伝い・食育を通して、児童生徒が朝食を摂取することによる体調の変化を実感し、朝食に対する意識が変化したり、すすんで朝食を食べようとする姿が見られたとの報告があった。 ○ボランティア団体の高齢化等により、新たに食事提供活動を実施する団体がなかった。例年同じ団体・地域が実施している状況が続いており、効果の広がりが見られにくかった。	令和6年度は、食事提供活動は廃止。 ※朝食摂取に関する指導については、食育推進支援事業等において、引き続き取り組んでいく。
保健体育課	271	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。	○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。	○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。	○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。	○がん教育推進協議会の開催(1回) ○がん教育に関する講師派遣事業	○がん推進協議会の開催(1/31) ○がん教育外部講師派遣事業(65校)	○協議会では、関係機関や地域の状況を把握し、県内のがん教育の進捗状況やさらなる内容の充実について協議することで、次年度に向けて指導方法の充実やがん教育の推進について検討することができた。 ○外部講師との連携を図り、外部講師と児童生徒の対話的ながん教育の実践を行うことができた。児童生徒自身ががんについて理解を深めることはもちろん、家族や周りの人の健康を守るためには検診を受けることが重要であること等についても理解し、家庭での声かけにつながった。	○がん教育推進協議会の開催(1回) ○がん教育外部講師派遣事業(105校)
保健政策課	272	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)
幼保支援課	273	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業) ※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)	※再掲(267番)
生涯学習課	274	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)	※再掲(120番)
保健政策課	275	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)	※再掲(265番)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

資料2

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R5			R6
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
保健政策課	276	子どもの健口応援推進事業	子どもの頃からのむし歯、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○フッ素洗口実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし歯、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。	○一人平均むし歯数(12歳) 0.68本(R2)→0.5本以下(R3)  ○歯肉炎罹患率(12歳) 27.0%(R2)→20%以下(R3)	○フッ化物応用の普及促進のため、各圏域ごとに説明会や検討会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援  ○学校関係者へフッ化物洗口実施の働きかけ  ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施  ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設への再開支援や開始を延期している市と実施に向けた調整	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ・1回 ○フッ化物洗口の開始 ・18施設  ○関係者へフッ化物洗口実施に向けた働きかけ ・19回  ○フッ化物洗口実施施設数 ・418施設※(R6.3時点) ※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設を含む。	○フッ化物洗口実施率は増加傾向(R4:66.4%→R5:70.0%)。  ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休止していた施設も徐々に再開している(休止施設 R4:31→R5:13)。  ○実施率が低い市への働きかけや、既に実施している施設へ手順等のフォローアップが必要。	○フッ化物洗口事業開始に向けた支援  ○フッ化物応用推進のための関係者への説明会等の実施  ○フッ化物洗口実施施設へのフォローアップ支援
保健体育課	277	学校保健指導費	むし歯・歯肉炎予防、フッ化物洗口、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。	○12歳の一人平均歯数の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校教育における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密にして取り組んでいく必要がある。	○12歳の一人平均歯数が減少する。	○高知県歯科医師会や保健政策課との連携により、歯科健康診断の精度の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や保健政策課との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組を着実に進める。	○保健政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施	○新規採用養護教諭研修において、保健政策課から歯科衛生士及び歯科医を講師として招聘し、講義を実施(9/21、受講者12名) ○「令和5年度歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 図画・ポスターの部への応募:632点 標語の部への応募:3,418点 ○県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施に関する説明と依頼	○歯科衛生士による研修では、発達段階に応じた歯と口の健康課題やその指導方法、フッ化物の応用や全身の健康に影響を及ぼす歯周病に関する講義により、現代的課題へ目を向け、指導に取り組んでいこうとする受講者の意識の向上が見られた。 ○コンクールには、例年同様、多数の応募があり、学校内で一人ひとりが歯と口の健康について改めて考えるよい機会となった。また、表彰式等を通じて多くの人に作品を紹介する中で、家庭や地域、学校での歯と口に対する健康意識の向上も期待される。 ○未実施の県立学校に訪問し実施に関する説明と依頼をした。	○保健政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○高知県歯科医師会の協力のもと、日本学校歯科医会による「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」への参加(指定校:須崎市立南小中学校)